

障がい福祉関係事業者等 説明会・集団指導資料

NO. 1

本書は、「障害保健福祉関係主管課長会議資料(平成31年3月7日 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部)」を抜粋・編集したものです。

平成31年3月20日(水)・25日(月)

島根県健康福祉部障がい福祉課

資料 No. 1 目次

1	平成31年度障がい保健福祉関係予算案について	・・・	1
2	障害者手帳のカード化について	・・・	6
3	障害者自立支援給付支払等システム事業（自治体分）の実施について	・・・	24
4	障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払い事務の見直しについて	・・・	25
5	障害保健福祉分野における情報連携について	・・・	28
6	平成30年の地方からの提案に関する対応方針について	・・・	32
7	第7次分権一括法整備政省令について	・・・	36
8	第6期障害福祉計画等について	・・・	41
9	特別児童扶養手当等について	・・・	43
10	心身障害者扶養保険事業について	・・・	53
11	アルコール健康障害対策について	・・・	76
12	地域生活支援事業等について	・・・	85
13	意思疎通支援について	・・・	95
14	障害者の社会参加の促進について	・・・	105
15	障害者の就労支援の推進等について	・・・	116
16	障害者優先調達推進法について	・・・	169
17	農福連携について	・・・	184

1 平成31年度障害保健福祉関係予算案について

平成31年度の障害保健福祉関係予算案については、障害保健福祉部として2兆22億円を計上しており、対前年度1,374億円増、率にして7.4%の伸びとなっている。

障害保健福祉関係予算の大宗を占める障害福祉サービスや障害児支援に係る給付のための経費については、1兆4,542億円を計上しており、対前年度1,225億円増、率にして9.2%の伸びとなっている。

引き続き、支援が必要な障害児者に対して必要なサービスを確保するとともに、適正なサービスの実施にご配慮いただくようお願いする。

このほか、

- | | |
|---------------------------|-------|
| ・ 地域生活支援事業等の拡充 | 495億円 |
| ・ 社会福祉施設等施設整備費 | 195億円 |
| ・ 障害者の芸術文化活動の支援の推進 | 3.0億円 |
| ・ 視覚障害者等の読書環境の向上 | 3.8億円 |
| ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 5.7億円 |
| ・ 障害者に対する就労支援の推進 | 14億円 |
| ・ 依存症対策の推進 | 8.1億円 |

等について増額計上しているので、積極的な事業実施についてお願いする。

平成31年度障害保健福祉関係予算案の概要

厚生労働省
障害保健福祉部

◆予算額 (30年度予算額) (31年度予算案)
1兆8,648億円 2兆22億円(+1,374億円、+7.4%)

【主な施策】※()内は平成30年度予算額

① 良質な障害福祉サービス、障害児支援の確保 1兆4,542億円 (1兆3,317億円)

障害児・障害者が地域や住み慣れた場所で暮らすために必要な障害福祉サービスや障害児支援等に必要な経費を確保する。

(消費税率引上げに伴う改定率)	0.44%
(障害福祉人材の処遇改善)	93.6億円 ※1兆4,542億円の内数
(障害児の児童発達支援の無償化)	6.9億円 ※1兆4,542億円の内数

② 地域生活支援事業等の拡充 495億円 (493億円) 【一部新規】

意思疎通支援や移動支援など障害児・障害者の地域生活を支援する事業について、必要額を確保しつつ、事業の拡充を図る。

③ 障害福祉サービスの提供体制の基盤整備 (施設整備費) 195億円 (72億円)

就労移行支援事業等を行う日中活動系事業所や地域移行の受け皿としてのグループホーム等の整備促進を図るとともに、耐震化整備や非常用自家発電設備整備等の防災・減災対策の強化を図る。

(参考) 平成30年度2次補正予算案 50億円

障害者支援施設等における耐震化整備や倒壊の危険性のあるブロック塀等の改修に加え、大規模停電時に医療的配慮が必要な入所者等の安全を確保するための非常用自家発電設備の整備に必要な経費を補助する。

④ 医療的ケア児に対する支援

地域生活支援事業等のうち1.3億円(68百万円)及び75百万円(1.8億円)【一部新規】

医療的ケア児等コーディネーターの配置や医療的ケア児等への支援者の養成を行うとともに、地域で関係者が協議を行う場の設置や医療的ケア児等の家族への支援を行うなど、総合的な支援を実施するとともに、ICTを活用し外出先でも適切な医療を受けられる体制の整備を図る。

⑤ 教育と福祉の連携の推進 地域生活支援事業等の内数【新規】

市町村内における家庭・教育・福祉の連携促進等を図るため、発達障害、医療的ケア児等について協議を行う場の設置や福祉機関と教育機関等との連携の役割を担うコーディネーターを市町村に配置する。

⑥ 発達障害児・発達障害者の支援施策の推進 3.8億円(4.1億円)【一部新規】

発達障害児者及びその家族の支援を推進するため、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を実施する。また、発達障害児者の診断に係る初診待機の解消を進めるため、発達障害のアセスメントの実施や、医療機関におけるアセスメントに対応できる職員の配置などにより、診断を行う医療機関の負担を軽減することで、医療機関での診療時間の短縮を図る等の取組を推進する。

⑦ 芸術文化活動の支援の推進 3.0億円(2.8億円)

障害者文化芸術活動推進法(平成30年6月)を踏まえ、芸術文化活動を通じた障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援を強化するとともに、全国に展開するための支援等を実施する。

⑧ 視覚障害者等の読書環境の向上 3.8億円(1.8億円)及び地域生活支援事業等の内数【一部新規】

マラケシュ条約の批准(平成31年1月発効)や著作権法の改正(平成31年1月施行)を踏まえ、障害者の読書環境を一層推進するため、障害者が利用しやすい図書の製作やサピエを活用した提供を促進するとともに、地域の障害者に対するICT機器やサピエの利活用支援を行い、情報アクセシビリティの向上を図る。

⑨ 障害者自立支援機器の開発の促進 1.2億円(1.5億円)【一部新規】

企業のシーズと障害者のニーズとのマッチングや機器の開発企業に対する支援を実施するとともに、特に障害者のニーズが高い製品を特定し、その開発に取り組み企業に対する支援を強化する。

⑩ 障害者支援施設等におけるロボット等の導入モデル事業の実施 15百万円【新規】

障害福祉の現場におけるロボット技術の活用による介護業務の負担軽減等を推進するため、ロボット等の施設・事業所への導入を支援するとともに、その効果を検証するモデル事業を実施する。

⑪ 就労支援事業所等で働く障害者への支援の推進 5.6億円 (3.6億円)

就労継続支援事業所等の利用者の工賃や賃金を向上させるため、就労継続支援事業所等に対する経営改善支援や販路開拓等のための支援を促進する。

また、農福連携を推進し、農業分野での障害者の就労支援に向け、障害者就労施設等への農業の専門家の派遣による農業技術に係る指導・助言や6次産業化支援、農業に取り組む障害者就労施設等によるマルシェの開催等の支援を実施する。

⑫ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 5.7億円 (5.6億円) 【一部新規】

精神障害者が地域の一員として安心して暮らしをすることができるよう、都道府県等と精神科病院等との重層的な連携による支援体制を構築するなど、地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進するとともに、地域住民の理解を深めるためのシンポジウムの開催等の普及啓発を実施する。

⑬ アルコール・薬物・ギャンブル等の依存症対策の推進 8.1億円 (6.1億円) 【一部新規】

依存症対策の全国拠点において、依存症に関する情報提供機能の強化を図る。また、都道府県等において、人材育成や医療・相談体制の整備を推進するとともに、依存症専門医療機関等と精神科救急医療施設等との連携体制を構築する。更に自助グループ等の民間団体への支援を充実する。

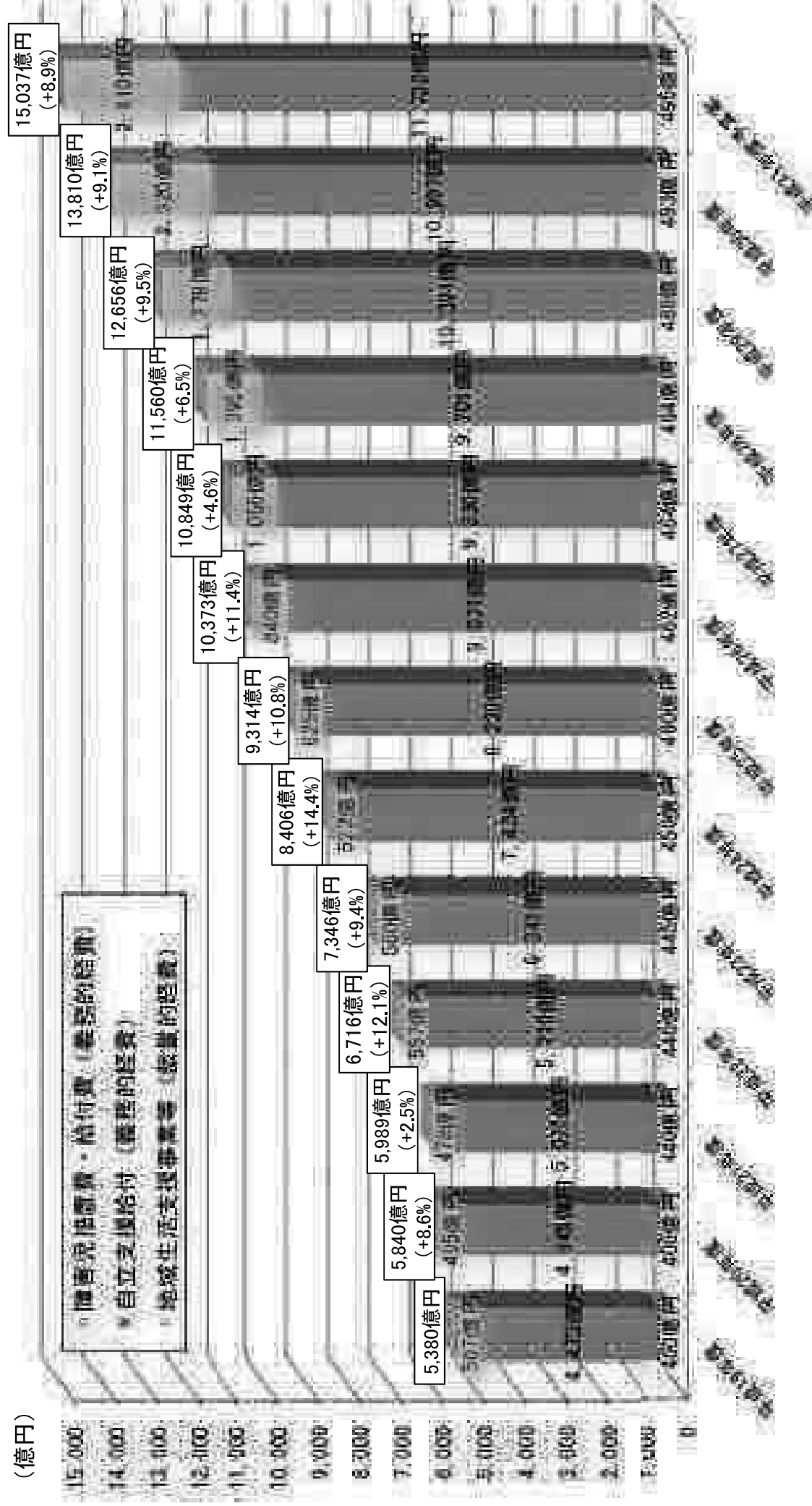
⑭ 災害からの復旧・復興への支援 13億円及び被災者支援総合交付金 (177億円) の内数 (22億円)

東日本大震災により被災した社会福祉施設等の災害復旧に対する支援等を実施するとともに、被災者の精神保健面の支援のため、専門職による相談支援等を実施するとともに、自主避難者等への支援などを通じて、専門的な心のケア支援の充実・強化を図る。また、熊本地震、平成30年7月豪雨及び北海道胆振東部地震による被災者の専門的な心のケア支援についても引き続き実施する。

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は12年間で約2.8倍に増加している。

(億円)



- (注1) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。
 (注2) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。
 (注3) 平成29年度以降の地域生活支援事業等には地域生活支援促進事業分も含まれる。

2. 障害者手帳のカード化について

障害者手帳のカード化については、当事者から、これまでも要望があったが、現行制度は手帳に情報を加筆していく仕様となっておりカード化の障壁となっていた。一方で、健康保険証のカード化などの時代の流れやマイナンバー制度の導入により自治体において必要な情報を効率的に取得できる環境が整いつつあることから、身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳のカード化の検討に着手し、昨年10月の障害者部会において、手帳の様式が規定されている身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則を改正し、カード形式の手帳の交付を可能とする方針が了承された。

改正省令案では、これまで省令に規定されていた様式を削除し、手帳に記載すべき事項等を規定することとし、様式については別途障害保健福祉部長通知において規定する予定である。また、この通知において、カードの素材や偽造防止対策などの仕様を示す予定である。

なお、身体障害者手帳については、有料道路の障害者割引を受ける際に、手帳の備考欄を使用して証明事務を行っていることと承知しているが、カード形式の手帳の場合、現在の証明方法では備考欄のスペースが足りなくなることが想定される。このため、現在よりも省スペースで証明事務が行えないかを国土交通省及び有料道路事業者と調整中であり、詳細が決まり次第、別途周知する。

改正省令の施行は4月を予定しており、これ以降カード形式の手帳の交付が可能となるため、各自治体において障害者手帳のカード化についての積極的な検討をお願いしたい。

障害者手帳のカード化に係る省令等の整備

- 手帳の様式が規定されている省令を改正し、カードでの交付を可能とする。
- 紙及びカードの様式例は障害保健福祉部長通知において規定。

「身体障害者福祉法施行規則」及び「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則」の改正内容

① 身体障害者福祉法施行規則

- ・第5条の身体障害者手帳の記載事項から「本籍」及び「補装具費の支給に関する事項」を削除。
- ・別表第4号の様式を削除。

② 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則

- ・第25条に規定されていた別記様式第3号を削除。
- ・変わって第25条に精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項を規定。



- ・手帳の様式は、省令ではなく障害保健福祉部長通知において規定。
- ・通知は技術的助言という位置付けであるため、自治体の実情に応じた柔軟な対応が可能。

障害保健福祉部長通知の主な内容

【手帳の様式】

- ▷ 省令の改正を踏まえた紙の様式と、新たにカードの様式を例示。
- ▷ 当事者が希望する場合はカードでの交付も可能とする。
 - ※ カードを導入するかどうかは自治体の判断であり、カードでの交付を義務付けるものではない。
 - ※ 療育手帳については、すでにカードでの交付が可能である旨を改めて周知。

【カードの仕様】

- ▷ プラスチック等の耐久性のある材料を用いること。
- ▷ 潜像、特殊形状スクリーン、パールインキ等の偽造防止対策を施すこと。
- ▷ 備考欄及び有効期限の更新は、手書きでの記載や押印が可能加工を施すこと。
- ▷ カードの縁に切り欠きを入れる、点字シールを貼るなど、視覚障害者が触ってわかるような仕様とすること。

【身体障害者手帳の障害名の記載方法】

- ▷ 現在は傷病名＋障害の程度を記載することとなっているが、プライバシーへの配慮を求める声があることや、記載スペースが狭くなることに鑑み、視覚障害、聴覚障害等の障害種別のみの記載で足りることとする。

○厚生労働省令第 号

身体障害者福祉法施行令（昭和二十五年政令第七十八号）第二十九条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第一百五十五号）第十一条の規定に基づき、身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年 月 日

厚生労働大臣 根本 匠

身体障害者福祉法施行規則及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（身体障害者福祉法施行規則の一部改正）

第一条 身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）の一部を次のように改正する。
次の表のように改正する。

改正後	改正前
(身体障害者手帳の記載事項等) 第五条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 身体障害者の氏名、現住所及び生年月日 二 (略) 三 (削除) 四 身体障害者が十五才未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所 2 身体障害者手帳には、当該身体障害者手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。 3 (略)	(身体障害者手帳の記載事項及び様式) 第五条 身体障害者手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 身体障害者の氏名、本籍、現住所及び生年月日 二 障害名及び障害の級別 三 補装具費(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第六条に規定する補装具費をいう。)の支給に関する事項 四 身体障害者が十五才未満の児童であるときは、その保護者の氏名、続柄及び現住所 2 身体障害者手帳の様式は、別表第四号のとおりとする。 3 第一項の障害の級別は、別表第五号のとおりとする。

別表第二号を次のように改める。

別表第二号（第二条関係）



別表第二号(第二条関係)

身体障害者手帳交付申請書

平成 年 月 日			
居住地			
ふり 氏	がな 名	年 月 日生	(印)
個人番号			
15 歳未満の児童			
ふり 氏	がな 名	年 月 日生	
個人番号			
都道府県知事(市長) 殿			
身体障害者福祉法第15条の規定により身体障害者手帳を交付願いたく関係書類を添えて申請致します。			

(備考)

- 1 身体障害のある15歳未満の児童については、手帳の交付は保護者が代わって申請することになっている。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を 欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。
- 2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとすること。

別表第四号を次のように改める。

別表第四号 削除

(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則の一部改正)

第二条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十一号)の一部を

次のように改正する。

次の表のように改正する。

改正後	改正前
第二十五条 精神障害者保健福祉手帳に記載すべき事項は、次のとおりとする。 一 精神障害者の氏名、現住所及び生年月日 二 精神障害者保健福祉手帳の交付番号、交付年月日及び有効期限 2 精神障害者保健福祉手帳には、やむを得ない理由がある場合を除き、当該精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の写真を表示するものとする。	第二十五条 精神障害者保健福祉手帳の様式は、別記様式第三号のとおりとする。 (新設) (新設) (新設)

別記様式第三号を次のように改める。

別記様式第三号 削除

附 則

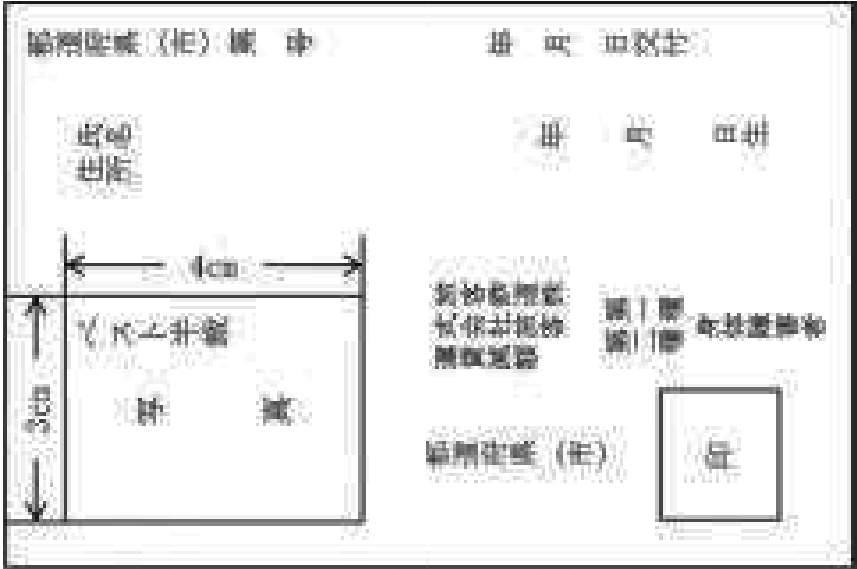
この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

身体障害者手帳（紙様式）

(第1面)



(第2面)



其 人 の 欄		
氏 名	生 年 月 日	籍は事総所の或 又は町村表の記

注) 姓前や成を誤用せしめたり、誤りなりは誤りの語
 句を附して示すべし。

(第3面)

住 民 者 の 欄				
氏 名	職 務	住 所	住居者なり 其日 又は年	籍は事総 所の或 又は町村表 の記

(第4面)

(第5面)

調	査	記
考件調査を調査票による最初		

(第6～9面)

原材

精神障害者保健福祉手帳（紙様式）

(表表紙)	(裏表紙)
障 害 者 手 帳 都道府県（指定都市） 名	備 考 注 1）住所や氏名が変わったときは、 変更届を出してください。 注 2）更新の申請は、有効期限の 3 か 月前から市町村役場で行うことがで きます。

(内面左)

3 cm

4 cm

ベスト半截

写真

真

氏名

住所

生年月日

障害等級

手帳番号

号

(内面右)

交付日

年

月

日

有効期限

年

月

日

(更新)

(更新)

(更新)

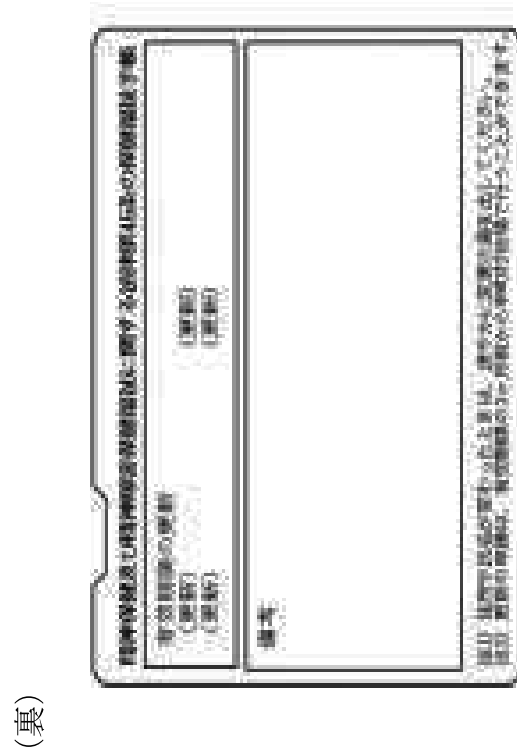
(更新)

都道府県 (指定都市) 名

印

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳(カード様式)



3 障害者自立支援給付支払等システム事業（自治体分）の実施について

平成31年度に予定されている消費税改定に伴う報酬改定への対応等に伴い、都道府県及び市町村の障害者自立支援給付支払等システムの改修に必要な経費については、自治体において平成31年度に執行できるよう措置する予定である。（国の財源は平成30年度補正予算）

平成31年度の対象事業としては、以下の事業を予定している。

- ①消費税改定に伴う報酬改定への対応
- ②処遇改善への対応
- ③障害児の通所サービスの無償化への対応
- ④処遇改善への対応（都道府県分）

また、就学前の障害児の発達支援の無償化に係るシステム改修については、10／10補助を前提として、小規模な自治体にも配慮しつつ、予算額の範囲内で補助することを予定している。

なお、交付要綱等については、5月中旬頃にお示しする予定である。

4 障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の見直しについて

(1) 給付費の審査支払事務の見直し

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 65 号）については、平成 30 年 4 月から本格施行となった。給付費の審査支払事務については、より効果的・効率的な審査の実施に向け、段階的に対応を進めている。

(別添 1)

なお、改正法成立後、国民健康保険中央会に設置された「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、給付費の審査支払事務の効果的・効率的な実施に向け議論を行っており、平成 30 年度の障害者総合支援法等審査事務研究会報告書がとりまとめられている。報告書については、下記の URL に掲載される予定であるので、各自治体におかれては、障害福祉サービス等に係る給付費の審査支払事務の実施に当たり、参考とされたい。

URL <https://www.kokuho.or.jp/supporter/disability/news.html>

(2) 国民健康保険団体連合会における一次審査の拡充・強化

国民健康保険団体連合会（以下、「国保連」という。）の一次審査において「警告」とされていた項目のうち、請求情報が報酬算定ルールに則していないもの等について、平成 30 年 10 月サービス提供分（平成 30 年 11 月審査分）より、「エラー（返戻）」とする対応（「警告」から「エラー（返戻）」への移行）を行った（第一段階）。

平成 31 年度においては、事業所台帳や受給者台帳等と明らかに不整合であるもの等について、「警告」から「エラー（返戻）」への移行を進める予定である（第二段階）。

また、国保連における一次審査をより効果的に実施するため、「サービス提供実績記録票の提出状況に応じたチェック要件の細分化」を行う等、審査内容の拡充等を行う。

市町村等においては、引き続き国保連から提供される一次審査結果資料を基に、一次審査で「警告（重度）」及び「警告」となった項目について支払とするか「返戻」とするか、適正な二次審査をお願いする。

(3) 障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等

国民健康保険中央会が提供する簡易入力システム（※ 1）において、平成 30 年度制度改正・報酬改定に伴う点検項目を追加する等、障害福祉サービス事業所等が給付費請求を行う際の点検機能強化を行う。

また、電子請求受付システム（※ 2）において、各種マニュアル・「請求事務ハンドブック」の見直しや、報酬告示、留意事項通知、報酬算定構造等の情報の集約掲載が行われる予定である。掲載時期等については追って

連絡することとする。

- ※ 1 簡易入力システム・・・事業所等の届出や受給者の支給決定等の情報を登録し、請求情報を作成し、電子請求受付システムに送信を行うためのシステム。
- ※ 2 電子請求受付システム・・・事業所等がインターネットを経由して送信したい請求情報を受け付け、支払決定額通知書等を通知するシステム。

(4) 審査支払事務の円滑な実施

障害福祉サービス等に係る給付費の一次審査は、事業所等が提出する請求情報と、自治体が提出する台帳情報を突合することにより行われているが、一次審査が適切に実施されるようにするため、都道府県等は事業所台帳を、市町村等は受給者台帳を毎月 1 日から 10 日の間に確実に整備する必要がある。平成 31 年度には台帳情報と明らかに不整合があるもの等について「エラー（返戻）」への移行（第二段階）となること等も踏まえ、効果的・効率的な審査支払事務を実施するため、引き続き期限内での確実な台帳整備をお願いします。

また、審査支払事務の見直しにより、「警告」から「エラー」への移行、審査内容の拡充、障害福祉サービス事業所等の給付費請求時における点検機能強化等が行われるため、都道府県等は、国保連と協力の上、請求処理が円滑に行われるよう、障害福祉サービス事業所等に対して周知すること。

効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応スケジュール

別添1

○障害福祉サービス等給付費の効果的・効率的な審査支払事務の実施に向けた対応スケジュールは、以下のとおり。

 : 国保連のテスト環境へのリリース
  : 国保連システムのリリース
  : マニュアルのリリース
 ※複数存在する場合、段階的なリリースを指す

No		対応内容	実施時期(予定)							
			2017年度		2018年度		2019年度		2020年度	
			上期	下期	上期	下期	上期	下期	上期	下期
1	請求時の機能強化	請求時の点検機能強化	検討		検討	検討				順次、
2		事業所台帳情報参照機能の追加	検討							
3	一次審査等の実施	仮審査の活用	仮審査の推奨／実施のフォロー							
4		審査機能の強化(一部制度の取扱いを受けた対応を含む)	検討		検討	検討		検討		
5		警告からエラーへの移行	検討		検討	検討		検討		検討
6		審査内容の拡充	検討		検討	検討		検討		検討
7		査定の導入	課題の検討				実施時期に課題の検討状況		今後検討	
8	一次審査結果資料等の作成	一次審査結果資料の作成	検討							
9		事務処理マニュアルの作成(審査事務及び台帳整備)	検討		書(暫定版)	書(初版)	書(改版)			
10	台帳情報等整備の改善	台帳情報等整備期間の前倒し	運用の見直し及び周知							
11		台帳情報等参照機能の追加				検討				
12	自治体職員・国保連合会職員への研修		研修内容の検討				研修の実施			
13	事業者への研修		パンフレットの作成・配布		研修テキストの整備					

5 障害保健福祉分野における情報連携について

(1) 年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールについて

マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、「日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携開始に向けた今後のスケジュールについて」（平成31年1月16日付け事務連絡）により、平成31年6月以降の一定期間、地方公共団体等から日本年金機構等への情報照会事務の試行運用が実施される予定である。

こうした中、障害保健福祉関係事務に関しては、平成31年3月末を目途に、下記一覧に示した事務について「(仮称) 障害保健福祉関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等について」(以下「マニュアル」)を事務連絡として発出することを予定している。

各地方自治体におかれては、必ずマニュアルの内容についてご確認いただくと共に管内市区町村への周知をお願いしたい。なお、マニュアルについては地方自治体等のご意見を踏まえて内容の見直しを行うことを見込んでいる。

(参考)

マニュアルの対象事務一覧（予定）

- 精神障害者保健福祉手帳関係
- 特別児童扶養手当、障害児福祉手当、経過的福祉手当関係
- 特別障害者手当関係
- 自立支援医療費関係・療養介護医療費関係
- 特定障害者特別給付費関係
- 障害児入所医療費関係・肢体不自由児通所医療費関係
- 児童福祉法による措置に係る費用の徴収関係

(2) 身体障害者手帳及び精神障害者保健福祉手帳に係るマイナンバーを使った情報連携の本格運用開始について

昨年10月4日より、マイナンバーを使った情報連携の本格運用が開始され、申請等における障害者手帳のコピーの添付等は原則不要となった。

各自治体におかれては、情報連携による事務処理に適切にご対応いただくようお願いする。

また、引き続き、障害者手帳と住民票の情報が一致しない者に関する居住地等変更届の徹底について、周知を行うようお願いする（資料1・2）。

(3) 療育手帳のマイナンバー制度における取扱いについて

療育手帳制度については、法令上に規定がないことから、マイナンバー制度における情報連携により、療育手帳に関する特定個人情報の情報提供を行うことはできない。

これに関して、平成28年地方分権改革に関する提案募集では「療育手帳関係情報についても情報連携の対象とすること」について提案が寄せられており、番号制度の趣旨を踏まえると、療育手帳所持者についても、身体障害者手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者と同様、各種行政手続においてマイナンバーを利用できる環境を整備することが重要と考える。

そのため、「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成28年12月20日閣議決定）において、療育手帳に関する情報を情報連携の対象とすることについては、交付事務を行う各自治体における独自利用事務条例（番号法第9条第2項）（個人番号を利用することができる事務とする条例）の制定状況に基づき、情報連携により情報提供できる特定個人情報（番号法別表第2に基づく主務省令）として整備することとしている。

独自利用事務条例の制定状況について確認したところ、療育手帳の交付事務を行う67自治体のうち11自治体においてのみ条例が制定されている状況であることから、主務省令の整備には至っていない。

多くの自治体において条例が制定されることが、療育手帳に関する情報を情報連携の対象とすることにつながることから、社会保障・税番号制度担当部局と連携し、引き続き独自利用事務条例の制定についてお願いする。なお、後日、制定状況の確認をさせていただく予定としている。

【独自利用事務条例未制定56自治体】

<都道府県>

北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県
千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県
長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府
兵庫県、奈良県、和歌山県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県
香川県、愛媛県、高知県、佐賀県、宮崎県、沖縄県

<指定都市>

仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市
名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市
福岡市、熊本市

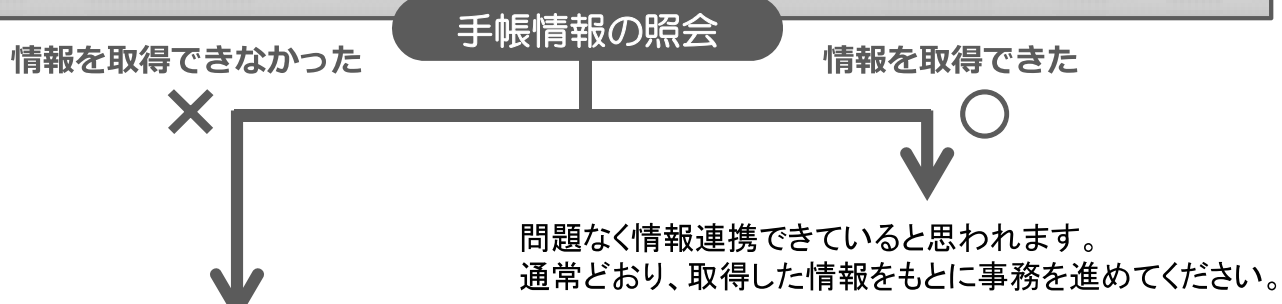
【お願い】 関係機関の皆様へ

身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の
マイナンバーを使った情報連携に関して

- 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳に係る情報連携については、平成30年10月9日から本格運用に移行します。
- ただし、手帳に関する直近の住所情報等が反映されていないことが原因で、現在の住所地都道府県において個人番号が取得できず、結果として副本登録がなされない場合には、マイナンバーを用いて情報照会を行った際に、手帳情報を取得できないことがあります。
- 関係機関の皆様におかれましては、手帳所持者から申請・申込等がなされたときは、以下の手順を参考にご対応いただきますようお願いいたします。

手帳所持者から申請等がなされた場合の対応

- 個人番号が記載された申請書等の提出を受け、その場ですぐに手帳情報を照会



情報連携のための手続きをお願いします

- 情報連携ができていないと思われます。
- チラシ「住所や氏名が変わったときは、『居住地等変更届』を提出してください。」を手帳所持者の方に渡してください。
- 手帳所持者の方に対し、お住まいの市区町村の障害福祉担当課へ問い合わせ、情報連携できるようにするための手続きをとっていただくよう促してください。

情報連携ができないのは、手帳に記載されている住所・氏名等の情報と、住民票の情報とが異なっていることが主な原因です。今後、情報連携できるようにするためには、個々の状況に応じて、(イ) お住まいの市区町村に手帳の「居住地等変更届」を届け出る(※1)、(ロ) 手帳を交付した市区町村にマイナンバーを届け出る(※2)等の手続きが必要となります。

(※1) 法令により、転居したときは「居住地等変更届」を届け出ることが定められています。

(※2) いわゆる「居住地特例」のケースでは、制度上、手帳所持者が居住し、その住所がある自治体と、手帳を交付する自治体とが異なる場合があります。

お問合せ先 厚生労働省 障害保健福祉部 企画課/精神・障害保健課

TEL: 03-5253-1111(内線3029(身体障害者手帳)/3065(精神障害者保健福祉手帳))

障害者手帳をお持ちの皆さまへ

**住所や氏名などが変わったときは、
「居住地等変更届」を提出してください。**

- ▶ 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、転居などをした際、法令により「居住地等変更届」の届出が必要です。
- ▶ 障害者手帳に書かれた情報（住所、氏名など）が変わった場合、または、すでに変わっている場合には、必ずお住まいの市区町村の障害福祉担当課に「居住地等変更届」を届け出てくださいますようお願いいたします。

届出することによって、マイナンバーとの情報連携ができます。

- 障害者手帳の登録内容が正しく、マイナンバーで情報を得ることができれば、他の手続の際に、障害者手帳のコピーの提出が不要となる場合があります。

お問合せ先 ○○県○○市○○課
TEL：○○－○○○○○ FAX：○○－○○○○○

障害者手帳をお持ちの皆さまへ

**住所や氏名などが変わったときは、
「居住地等変更届」を提出してください。**

- ▶ 障害者手帳（身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方は、転居などをした際、法令により「居住地等変更届」の届出が必要です。
- ▶ 障害者手帳に書かれた情報（住所、氏名など）が変わった場合、または、すでに変わっている場合には、必ずお住まいの市区町村の障害福祉担当課に「居住地等変更届」を届け出てくださいますようお願いいたします。

届出することによって、マイナンバーとの情報連携ができます。

- 障害者手帳の登録内容が正しく、マイナンバーで情報を得ることができれば、他の手続の際に、障害者手帳のコピーの提出が不要となる場合があります。

お問合せ先 ○○県○○市○○課
TEL：○○－○○○○○ FAX：○○－○○○○○

6 平成 30 年の地方からの提案に関する対応方針について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014 年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。

「平成 30 年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成 30 年 12 月 25 日閣議決定）のうち、障害保健福祉部関係の内容は次頁の通りであり、対応方針に基づき随時措置を実施することとする。

なお、対応方針のうち、2018 年度中に措置、又は検討・結論を得るとするものについては、以下のとおり対応予定であり、ご承知おき頂きたい。

- 精神医療審査会の開催・議決について、予備委員の確保等に関する取組事例を周知

（対応方針）

平成 30 年度障害保健福祉部全国主幹課長会議において、予備委員の確保等に関する取組事例を周知する。

※ 本会議資料（精神・障害保健課分）の項目 5 「精神医療審査会について」を参照。

- 児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付決定が可能であることを明確化し、その旨を周知する方向で検討・結論

（対応方針）

2018 年度内に、児童相談所を設置している中核市においても療育手帳の交付決定が可能である旨明確化する通知を発出予定。

また、通知の発出に当たって、中核市の長から療育手帳の交付がなされた場合でも手帳取得者の税制上の措置の適用が変わらないよう、財務省において関係政省令を改正予定。

(○)地方分権について

地方分権改革については、地方の声を踏まえつつ改革を推進していくことを目的に、2014年度より地方公共団体等からの「提案募集方式」が導入されている。これにより、地方から提案のあった事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等の推進が図られている。

「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成30年12月25日閣議決定。以下「対応方針」という。)のうち、障害保健福祉部関係の内容は以下の通りであり、対応方針に基づき随時措置を実施。(※)平成29年以前の提案で、30年中に措置されたものは除く

2018年度中に措置、又は検討・結論を得るとするもの

○ 精神医療審査会の開催・議決について、予備委員の確保等に関する取組事例を周知

(今後の対応方針)

平成30年度障害保健福祉部全国主幹課長会議において、予備委員の確保等に関する取組事例を周知する。

※本会議資料(精神・障害保健課分)の項目5「精神医療審査会について」を参照。

○ 児童相談所を設置している中核市において療育手帳の交付決定が可能であることを明確化し、その旨を周知する方向で検討・結論(今後の対応方針)

2018年度内に、児童相談所を設置している中核市においても療育手帳の交付決定が可能である旨明確化する通知を発出予定である。

また、通知の発出に当たって、中核市の長から療育手帳の交付がなされた場合でも手帳取得者の税制上の措置の適用が変わらないよう、財務省においても関係政省令の改正を行う予定である。

2019年中に措置するもの

- 精神通院医療の支給認定事務のうち、申請者の所得区分情報の審査に係る確認事務について、事務処理特例により市町村が処理することの効果・課題等を整理し、周知(2019年中)
- 個人番号の記載を義務付けている以下の受給者証等の再交付申請手続について、個人番号の記載の省略(2019年中)
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則における障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証、自立支援医療受給者証、療養介護医療受給者証
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則における精神障害者保健福祉手帳
(参考)対応方針
- 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続については2019年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則に規定する障害福祉サービス受給者証、地域相談支援受給者証及び自立支援医療受給者証並びに療養介護医療受給者証
 - ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則に規定する精神障害者保健福祉手帳

2019年以降に検討・結論を得るもの

- 自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証について、性別の記載を削除することについて検討・結論(2019年中)
- 放課後等デイサービスの利用対象児童について、現行の利用対象児童の範囲の考え方も踏まえて検討・結論(2019年度中)
 - (参考)対応方針
 - 放課後等デイサービスの利用対象児童については、利用実態等に係る調査を行い、現行の利用対象児童の範囲の考え方も踏まえつつ、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

2019年以降に検討・結論を得るとするもの

- 障害者支援施設等に対する施設監査について、監査事務を効率化する方向で検討・結論（2019年度中）
（参考）対応方針

障害者支援施設等に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- 身体障害者手帳の再交付申請について、個人番号の記載の省略を検討・結論（2019年中）
（参考）対応方針

身体障害者福祉法施行規則において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- 重度訪問介護について、常時介護を必要とする障害者の在宅就業支援の在り方を検討・結論（2020年度中）

（参考）対応方針

重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

その他

- 障害福祉サービスの事業等の基準等省令の今後の改正に当たって、早期に関連情報を提供し、公布するよう配慮

7 第7次分権一括法整備政省令について

- 平成 28 年の地方からの提案等に関する対応方針に基づき、第 7 次分権一括法が平成 29 年 4 月 26 日に公布され、児童福祉法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律について、事務の権限移譲に関する所要の改正がなされたところである。

【移譲される主な事務（都道府県知事から中核市の長に移譲）】

- ・ 児童福祉法

指定障害児通所支援事業者の業務管理体制の届出の受理及びこれに付随する事務

- ・ 障害者総合支援法

指定事業者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の届出の受理及びこれに付随する事務

等

- これに伴い必要な政省令の改正については3 月下旬の公布を予定している。（4 月 1 日施行）

- 具体的な改正内容は次頁（参考資料 1、2）のとおりであり、施行直前の公布となり多大な御迷惑をお掛けしているところであるが、条例制定に向けての作業や関係自治体への周知につき、改めて御理解・御協力をお願いしたい。

（※） 第 7 次分権一括法による改正児童福祉法及び改正障害者総合支援法の施行から 1 年間は、中核市が定める条例が施行されるまでの間は、都道府県が定める条例による基準を中核市が定める条例による基準とみなす経過措置を規定。

第7次分権一括法整備政省令について

【第7次分権一括法（厚労省関係部分）の改正概要】

○児童福祉法

指定障害児通所支援事業者（全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る）の業務管理体制の届出の受理及びこれに付随する事務を都道府県知事から中核市の長に移譲する。

○障害者総合支援法

指定事業者及び指定一般相談支援事業者（全ての事業所が一の中核市の区域内にあるものに限る）の業務管理体制の届出の受理及びこれに付随する事務を都道府県知事から指定都市の長に移譲する。

※ 改正法施行に伴い移譲となる事務は参考資料2のとおり

○施行期日（厚労省関係部分）

平成31年4月1日

改正政令による経過措置

○ 改正法の施行日前に行われた都道府県による以下の処分等の行為を、施行日以後は中核市によって行われた処分等の行為とみなす。

・指定障害児通所支援事業者の指定、指定の変更申請の受理、指定の取消等の処分

○ 施行日前に都道府県知事に対してされなかった以下の事項に関する報告その他の手続を、施行日以後は中核市の長に対してされていない報告その他の手続とみなす。

・指定障害児通所支援事業者による業務管理体制の整備に関する事項

○ 施行から起算して1年を超えない期間内において、改正政令により中核市が定める条例が施行されるまでの間は、都道府県が定める条例による基準を中核市が定める条例による基準とみなすこととする。

○ 改正政令による改正後の指定障害児通所支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定等は、施行日前においても行うことができることとする。

○ 中核市に移譲予定の権限の整理

(1) 児童福祉法関係 (○：権限あり ×：権限なし)

根拠条項		事務概要	都道府県	指定都市	中核市	児童相談所設置市
条	項					
第21条の5の3	第1項	指定障害児通所支援事業者の指定	○	○	×→○	○
第21条の5の4	第1項	基準該当通所支援に係る基準（条例）の制定	○	○	×→○	○
	第2項	基準該当通所支援に係る基準（条例）の制定	○	○	×→○	○
第21条の5の15 及び 第21条の5の16	第1項	指定障害児通所支援事業者の指定（更新）	○	○ （特定障害児通所支援については都道府県知事の同意要）	×→○ （特定障害児通所支援については都道府県知事の同意要）	○ （特定障害児通所支援については都道府県知事の同意要）
	第3項	指定障害児通所支援事業者の指定（更新）に係る欠格要件	○	○	×→○	○
	第4項	前項の欠格要件に係る条例の制定	○	○	×→○	○
	第5項	特定障害児通所支援の指定（更新）の拒否	○	○	×→○	○
第21条の5の17	第1項	共生型障害児通所支援に係る基準（条例）の制定	○	○	×→○	○
	第2項	共生型障害児通所支援に係る基準（条例）の制定	○	○	×→○	○
	第5項	指定地域密着型サービス・指定地域密着型介護予防サービスの事業の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
第21条の5の19	第1項	指定障害児通所支援事業の基準（条例）の制定（人員関係）	○	○	×→○	○
	第2項	指定障害児通所支援事業の基準（条例）の制定（設備運営関係）	○	○	×→○	○
	第3項	前2項の条例制定における厚労省令の参酌等	○	○	×→○	○
第21条の5の20	第2項	前項の変更の拒否等	○	○	×→○	○
	第3項	指定障害児通所支援事業者の指定に係る事項の変更等の届出の受理	○	○	×→○	○
	第4項	指定障害児通所支援事業の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
第21条の5の23	第1項	指定障害児事業者等に対する措置の勧告	○	○	×→○	○
	第2項	前項の勧告拒否の際の公表	○	○	×→○	○
	第3項	第1項の勧告に係る措置命令	○	○	×→○	○
	第4項	前項の命令に関する公示	○	○	×→○	○
	第5項	市町村による指定障害児事業者等に係る通知の受理	○	○	×→○	○
第21条の5の24	第1項	指定障害児通所支援事業者の指定の取消	○	○	×→○	○
	第2項	市町村による指定障害児通所支援事業者に係る通知の受理	○	○	×→○	○
第21条の5の25	—	指定障害児通所支援事業者に係る公示	○	○	×→○	○
第21条の5の27	第2項	前項の権限を行う者との連携	○	○	×→○	○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○	○
	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○	○
第21条の5の28	第5項	指定障害児通所支援事業者の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○	○
第33条の18	第1項	情報公表対象支援情報の報告の受理	○	○	× （指定障害	○

					児相談支援に係るもののみ○ →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	
	第2項	前項の報告内容の公表	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第3項	第1項の報告内容に関する調査	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第4項	第1項の報告に虚偽等があった場合は是正等命令	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第6項	第4項の命令に従わない場合における指定取消等	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
	第8項	情報公表対象支援情報の提供を希望する対象事業者から提供を受けた情報について公表を行う配慮	○	○	× (指定障害児相談支援に係るもののみ○) →○ (指定障害児入所支援に係るもののみ×)	○
第34条の3	第1項	障害児通所支援事業等の開始	○	○	×→○	○
	第2項	国及び都道府県以外の者による障害児通所支援時行等の開始に係る届出の受理	○	○	×→○	○
	第3項	前項の届出内容に係る変更の届出の受理	○	○	×→○	○

	第4項	国及び都道府県以外の者による障害児通所支援事業等の休廃止の届出の受理	○	○	×→○	○
第34条の5	第1項	事業を行う者からの報告の徴収等	○	○ (都道府県及び指定都市が事業を行う場合を除く。)	×→○ (障害児通所支援時行等(都道府県及び中核市が事業を行う場合を除く。)に限る。)	○ (都道府県及び児童相談所設置市が事業を行う場合を除く。)
第34条の6	一	事業を行う者に対する事業の停止等命令	○	○ (都道府県及び指定都市が事業を行う場合を除く。)	×→○ (障害児通所支援時行等(都道府県及び中核市が事業を行う場合を除く。)に限る。)	○ (都道府県及び児童相談所設置市が事業を行う場合を除く。)

※ 児童福祉施設（特定児童福祉施設を除く。）に係る設置認可権限、基準条例制定権限及び監査指導権限は、今般の政令改正において都道府県から中核市に移譲されない。したがって、児童発達支援センターに係るこれらの権限に関しても同様である。

（２）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律関係

（○：権限あり ×：権限なし）

根拠条項		事務概要	都道府県	指定都市	中核市
条	項				
第51条の3	第2項	前項の権限を行う者との連携	○	○	×→○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○
	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○
第51条の4	第5項	指定事業者等の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○
第51条の32	第2項	前項の権限を行う者との連携等	○	○	×→○
	第3項	業務管理体制整備に係る第1項の権限行使の要求	○	○	×→○
	第4項	前項に基づく権限行使の結果の受理	○	○	×→○
第51条の33	第5項	指定相談事業者の措置命令違反に係る通知の受理	○	○	×→○

9 第6期障害福祉計画等について

都道府県や市町村は、国が定める基本的な指針（以下「基本指針」という。）に即して障害福祉計画及び障害児福祉計画を策定することとなっており、現在、平成30年度を初年度とする第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画の期間中である。

平成31年度は、国において第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画（以下「次期計画」という。）の策定にかかる基本指針を定める予定としている。

都道府県、市町村においては、これまでの計画に盛り込んだ事項について、定期的に調査、分析、評価を行い、障害福祉施策を総合的、計画的に行っていただきたい。

なお、次期計画に係る基本指針を定めるに当たり、都道府県、市町村に各種照会を行う予定なので、ご承知おき願いたい。

障害福祉計画及び障害児福祉計画について

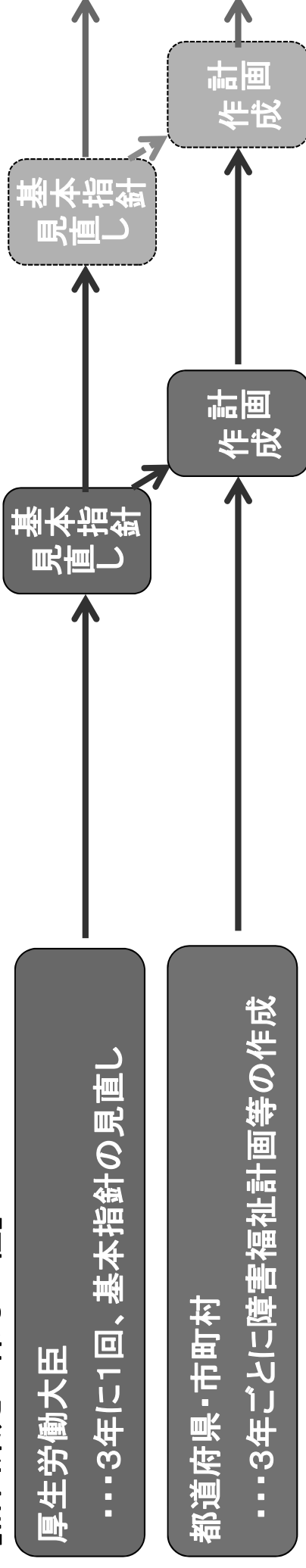
基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
（平成18年6月26日告示）
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成
- 第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画（30～32年度）を作成するための基本指針は平成29年3月31日に告示
- 次期計画に係る基本指針は、平成31年度中に見直し、告示する方向で作業を実施。

【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度～20年度	第2期計画期間 21年度～23年度	第3期計画期間 24年度～26年度	第4期計画期間 27年度～29年度	第5期計画期間 第1期計画期間（現） 30年度～32年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成

【計画策定に係る工程】



10 特別児童扶養手当等について

(1) 平成 31 年度 4 月定時払いに係る留意事項について

例年、4 月定時払いについては、事務処理の実施時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっている。このような事態は支払いの遅延につながるおそれがある。

このため、各都道府県・指定都市におかれては、平成 31 年度 4 月定時払いにおいて、平成 31 年 1 月 25 日付事務連絡「平成 31 年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について」【資料 1 参照】においてお示している留意事項を踏まえ、事務処理に遺漏の無いようお願いする。

(2) 手当月額について

平成 31 年度における特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過福祉手当の手当月額については、平成 30 年の物価変動率（1.0％）に基づき、1.0％の引き上げとなる。

ついては、各都道府県・指定都市におかれては、管内の市区町村及び関係機関に対し周知徹底をお願いするとともに、受給者に対する周知についても特段の配慮をお願いしたい。

なお、手当月額の引き上げに伴い、本年 3 月中に政令を改正し、4 月から施行する予定である。

平成 31 年度の手当月額（月額）について

	平成 30 年度 （月額）	平成 31 年度 （月額）
特別児童扶養手当 1 級	51,700 円	52,200 円
〃 2 級	34,430 円	34,770 円
障害児福祉手当	14,650 円	14,790 円
特別障害者手当	26,940 円	27,200 円
経過福祉手当	14,650 円	14,790 円

(3) 所得制限限度額について

特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過福祉手当の所得制限限度額については、障害基礎年金等の公的年金と同様、平成 31 年度においても据え置く予定である。【資料 2－1、2－2 参照】

(4) 特別児童扶養手当事務取扱交付金について

特別児童扶養手当事務取扱交付金の算定基礎となる受給者一人当たりの基準額については、平成 30 年の人事院勧告による給与改定等を踏まえ、改定する予定である。(下記①)

このため、「特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令」(昭和 40 年政令第 270 号)について、本年 3 月中に改正し、平成 30 年度分の事務取扱交付金について適用することとしている。

については、平成 30 年度の事業実績報告については、改定後の単価に基づき行っていただくようお願いする。

また、平成 31 年度分の事務取扱交付金の交付申請に当たり使用する基準額については、平成 31 年度予算成立後にお示しすることとしている。なお、現時点の案については、以下のとおりである。(下記②)

①平成 30 年度分基準額 (案)

- ・都道府県分 1,900 円
- ・指定都市分 3,746 円
- ・市町村分 1,846 円

②平成 31 年度分基準額 (案)

- ・都道府県分 1,898 円
- ・指定都市分 3,742 円
- ・市町村分 1,844 円

(5) 特別児童扶養手当等の認定事務等について

①特別児童扶養手当等に係る適正な事務処理の実施について

特別児童扶養手当の支給については、昨年 9 月、国における事務処理誤りにより、支払手続きの一部遅滞が発生した。国としては、各都道府県・指定都市に対して支払事務に係る手続きについてメールで提出する際の様式の統一を図ることを周知するとともに、支払処理チェック体制の強化等により、再発防止に努めているところである。については、各都道府県・指定都市においては、定時払い、随時払いのデータ提出期限を厳守していただくよう改めてお願い申し上げます。

一方、平成 30 年度において、一部の自治体での特別児童扶養手当等に関する不適切な事務処理事例が散見されている。このような事務処理が起る原因を究明し、速やかに再発防止策を講じることが重要である。各都道府県・指定都市においては、事務処理状況について改めて自主点検するなど再発防止に努めていただくとともに、管内の市町村に対して周知徹底及び指導方お願いする。

なお、平成 28 年 4 月より、「障害を理由とする差別の解消の推進に関

する法律」が施行され、各都道府県・指定都市におかれては、当該法律に基づき職員対応要領を定めているところであるが、特別障害者手当等の事務手続きの際、例えば、受給者の方から自宅に送られた事務手続きに必要な書類にルビがふられておらず、内容が理解できないといった声が寄せられた。

については、各都道府県、指定都市体におかれては、特別障害者手当等の受給者等が不当な差別的取扱いを受けることがないように、職員対応要領を確認し、適切な対応をしていただくようお願いするとともに、管内の市町村に周知徹底をお願いする。

【事例】

- ・ A 市：支給制限に係る所得の計算方法がシステム上で誤って設定されており、本来は控除すべき「純・雑損失の繰越控除」及び「先物取引に係る繰越損失」が控除されていない所得で算定されていたため、一部の受給者について誤って支給を停止していた。（特別児童扶養手当）
- ・ B 県：認定診断書の様式が改正された際、管内市町村への周知に係る手続きが不十分であったため、数年間に渡って旧様式が使用されていた。（特別児童扶養手当）
- ・ C 市：受給者の個人情報に記載された書類を県庁へ F A X で送付しようとしたところ、宛先を間違えたため、個人情報が漏洩した。（障害児福祉手当）
- ・ D 市：担当者の事務が遅れたため、支払日に手当が支給されなかった。（特別障害者手当）
- ・ E 市：支給開始月について、本来の「認定請求のあった翌月」ではなく「認定決定した翌月」と誤認識していたため、手当の支給漏れがあった。（特別障害者手当及び障害児福祉手当）

②特別児童扶養手当の障害認定の適切な実施について

代謝疾患（糖尿病）においては、「インスリン療法の自己管理が出来ない場合は認定の対象とする。」としており、平成 22 年及び平成 28 年に診断書等の一部改正をしているところであるが、診断書のインスリン療法の自己管理状況において「一部介助」と診断された場合であっても、現在までの治療の内容や介助の必要な理由等により、自己管理状況を確認し、自己管理ができないと判断される場合には、認定の対象とすることとしているので、糖尿病における障害認定の際はご留意の上、適正な認定事務を行っていただくようお願いする。

(6) 特別障害給付金制度の周知について

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」を給付する措置が平成 17 年 4 月 1 日から施行されているところであるが、制度の一層の周知を図るため、引き続き各都道府県及び市区町村を通じた制度の周知・広報について、ご協力をお願いしたい。

本制度では、経過的福祉手当の受給者が特別障害給付金の支給を受けた場合、経過的福祉手当の受給資格を喪失し、再び受けることができなくなるので、ご留意願いたい。

また、特別障害給付金制度の更なる周知を図るために、福祉関係施設や事業者、医療関係者、民生委員、障害者団体等、日頃障害者と接する機会の多い方々を通じた周知についてもご協力をお願いしたい。【資料 3 参照】

(制度の概要については、日本年金機構のホームページを参照願いたい。

<https://www.nenkin.go.jp/service/jukyu/sonota-kyufu/tokubetsu-kyufu/20150401.html>)

なお、平成 31 年度の額は、物価変動率が 1.0% となったことから、下記のとおり額となるので、管内市区町村及び関係機関への周知をお願いしたい。

	(平成 30 年度)	(平成 31 年度)
障害基礎年金 1 級相当に該当する方	51,650 円	→ 52,150 円
		(2 級の 1.25 倍)
障害基礎年金 2 級相当に該当する方	41,320 円	→ 41,720 円

事務連絡
平成 31 年 1 月 25 日

都道府県
各 指定都市 特別児童扶養手当担当係 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課手当係

平成 31 年度特別児童扶養手当支払データの提出期限等について

特別児童扶養手当制度の運営につきましては、平素よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、下記のとおりデータ提出期限等の日程等を定めるとともに、別紙のとおり来年度（31 年度）4 月定時払いに係る留意事項を定めました。

つきましては、特別児童扶養手当の支払い事務の円滑な実施に御協力お願いいたします。

記

1. データ提出期限等

支払月	データ提出期限 (午前中)	データ修正締切日 (午前中)	支払予定日 (※)
2019年 <u>4月</u>	<u>3月14日 (木)</u>	<u>3月18日 (月)</u>	<u>4月11日 (木)</u>
5	4月15日 (月)	4月17日 (水)	5月10日 (金)
6	5月15日 (水)	5月17日 (金)	6月11日 (火)
7	6月17日 (月)	6月19日 (水)	7月11日 (木)
<u>8</u>	<u>7月16日 (火)</u>	<u>7月18日 (木)</u>	<u>8月9日 (金)</u>
9	8月15日 (木)	8月19日 (月)	9月11日 (水)
10	9月17日 (火)	9月19日 (木)	10月11日 (金)
<u>11</u>	<u>10月15日 (火)</u>	<u>10月17日 (木)</u>	<u>11月11日 (月)</u>
<u>12</u>	<u>11月14日 (木)</u>	<u>11月18日 (月)</u>	<u>12月11日 (水)</u>
2020年 1月	12月16日 (月)	12月18日 (水)	1月10日 (金)
2	1月15日 (水)	1月17日 (金)	2月10日 (月)
3	2月14日 (金)	2月18日 (火)	3月11日 (水)

注) 太字・下線箇所は定時払い月（その他は随時払い月）

※ 支給日は、原則、支給月の11日となる。

但し、以下のとおり、支給日が支給月の11日とならない場合があることに留意すること。

- ・ 11日が休日・祝日の場合、その前営業日が支給日となる。
- ・ 定時払いの市中銀行分及び随時払い分については、11日の前営業日が支給日となり得る。

2. データの提出先及び提出方法

(1) データの提出先

データにつきましては、以下宛先に送付をお願いいたします。

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課手当係

(2) データの提出方法

- ・ 原則、データ提出期限までに到着するよう簡易書留郵便でお送りください。
- ・ 支払データはCD-RW等の電子媒体に、必ずパスワードを施して保存してください。
- ・ 支払データの提出の際には以下2点を必ず同送してください。
 - ① 『特別児童扶養手当振込及び送金データ送付書』
 - ② 『支払データ一覧表』または『受給資格者台帳』等の受給者名簿

【別紙】

特別児童扶養手当平成31年度 4 月 定時払いに係る留意事項について

例年、4 月 定時払いについては、事務処理を実施する時期が都道府県・指定都市の職員の異動時期と重なること等から、他の支払時期と比べて、支払データの修正が遅延する等の事態が発生しやすくなっています。このような事態は支払いの遅延につながるおそれがあることから、各都道府県・指定都市においては、下記の事項に十分御留意の上、事務処理に遺漏の無いようお取り計らい願います。

記

1. 支払データについては、「平成30年 8 月 定時払いに係る特別児童扶養手当支払データの適切な処理等について」（平成30年6月29日付事務連絡）【別添】の各事項に御留意の上作成願います。
2. 以下のネット銀行の口座への支払が出来ないため、注意してください。
 - ・ ジャパンネット銀行、セブン銀行、じぶん銀行、大和ネクスト銀行、GMO あおぞらネット銀行、ローソン銀行（31/1/25現在）
3. 平成31年 4 月 1 日（月）においては、当係から、各都道府県・指定都市の御担当者に対して、エラー修正等の連絡を行います。このため、終日、速やかな対応が取れるよう予め体制を整えておくようお願いします。
なお、人事異動がある場合は、後任予定者に対して、事前に引継を十分に行ってください。
4. 各都道府県・指定都市による入力ミス等によって支払にエラーが生じた場合においては、平成31年 4 月 1 日（月）17時迄に当係に修正データを電子メールにより送付していただくようお願いします。
なお、同日17時を過ぎて当係に修正データを送付頂いた場合の支払予定日は、4 月以降のしかるべき日となりますが、当係への修正データの到着時期に応じて決まるため、当係に照会の上、受給者に説明してください。
5. 平成31年度に担当者の異動の予定がある自治体においては、新たな担当（予定）者の氏名、電子メール・アドレス、電話番号（直通）を、3 月26日（火）までに、当係担当者（以下の3名）へ連絡をお願いします。

【本件担当（30年度担当者）】

厚生労働省 障害保健福祉部 企画課手当係

多鹿・星野・森田

電話：(03)5253-1111(内線：3020)

※来年度（31年度）当係について異動があった場合は、別途ご連絡します。

所得制限の限度額

【特別児童扶養手当】

(平成31年度)

(単位:円)

資料2-1

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1	6,862,000	4,976,000	8,596,000	6,536,000
2	7,284,000	5,356,000	8,832,000	6,749,000
3	7,707,000	5,736,000	9,069,000	6,962,000
4	8,129,000	6,116,000	9,306,000	7,175,000
5	8,551,000	6,496,000	9,542,000	7,388,000

(注)

1 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)がある者についての限度額(所得額)は、上記の金額に次の金額を加算した額とする。

(1)本人の場合は、

①同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)又は老人扶養親族1人につき10万円

②特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。)1人につき25万円

(2)配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

2 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

所得制限の限度額

資料2-2

【障害児福祉手当、特別障害者手当及び経過の福祉手当】

(平成31年度)

(単位:円)

扶養親族等の数	本人		配偶者及び扶養義務者	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0	5, 180, 000	3, 604, 000	8, 319, 000	6, 287, 000
1	5, 656, 000	3, 984, 000	8, 596, 000	6, 536, 000
2	6, 132, 000	4, 364, 000	8, 832, 000	6, 749, 000
3	6, 604, 000	4, 744, 000	9, 069, 000	6, 962, 000
4	7, 027, 000	5, 124, 000	9, 306, 000	7, 175, 000
5	7, 449, 000	5, 504, 000	9, 542, 000	7, 388, 000

(注)

1 所得税法に規定する同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。)、老人扶養親族、特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))がある者についての限度額(所得額)は、上記の金額に次の金額を加算した額とする。

(1) 本人の場合は、

① 同一生計配偶者(70歳以上の者に限る。))又は老人扶養親族1人につき10万円

② 特定扶養親族又は控除対象扶養親族(19歳未満の者に限る。))1人につき25万円

(2) 配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

2 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

特別障害給付金について

○概要

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情にかんがみ、福祉的措置として、「特別障害給付金制度」を創設。

○対象者

- ・平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ・昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であつて、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の1級、2級相当の障害の状態にある方が対象。ただし、65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当された方に限る。

※障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金との併給は対象外。

※老齢年金、遺族年金、労災補償等を受給されている場合は、その受給額分を差し引いた額を支給。

※経過的福祉手当受給者が特別障害給付金の支給を受けると、経過的福祉手当の受給資格は喪失する。

○支給額

(円)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31
1 級	49,500	49,500	49,700	51,050	51,450	51,400	51,650	52,150
2 級	39,600	39,600	39,760	40,840	41,160	41,120	41,320	41,720

○支給件数（実績）

(件)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
支給件数	9,162	9,244	9,300	9,305	9,290	9,213	9,159
(うち学生)	(4,911)	(5,007)	(5,112)	(5,197)	(5,231)	(5,231)	(5,244)
(うち配偶者)	(4,251)	(4,237)	(4,188)	(4,108)	(4,059)	(3,982)	(3,915)

(注) 各年度3月末現在の件数

○請求窓口

住所地の市区町村

○認定事務

年金事務センター（日本年金機構）

11 心身障害者扶養保険事業について

(1) 特別調整費の自治体負担額の見直しについて

平成 29 年 11 月 6 日に取りまとめられた「心身障害者扶養保険事業に関する検討会報告書」（以下「報告書」という。）において、「各地方公共団体の負担は、平成 19 年度以前加入者について、平成 29 年度末の各地方公共団体の加入者数・受給者数（延人員）按分をベースに、必要に応じて、各地方公共団体の負担額の増減を緩和する観点から現行の按分による負担額との差分を $1/2$ とすることが適当であること」とされていることから、平成 31 年度より特別調整費の自治体負担額の見直しを行うこととしている。各道府県・指定都市においては、引き続き特別調整費の円滑な納付にご協力をお願いしたい。なお、各道府県・指定都市の負担額については、平成 30 年 7 月 12 日に発出した事務連絡をご確認いただきたい。

(2) 広報啓発の取組の推進について

また、同報告書においては「国、地方公共団体及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）において、広報の取組の一層の充実を図ること」とされており、厚生労働省及び機構において、自治体において活用できるリーフレットのひな形と障害者扶養共済制度の案内の手引きを作成し、厚生労働省ホームページ及び機構ホームページへ掲載している。これらリーフレットや手引きにおいては、障害者扶養共済制度に対して国民に親しみを持ってもらうため、保護者の意見を参考に、「しょうがい共済」という愛称を用いている。【資料 4－1、4－2 参照】各都道府県・指定都市においては、昨年 2 月に通知した留意事項も踏まえ、引き続き広報啓発の取組をより一層推進していただくようお願いする。【資料 5 参照】

(3) 心身障害者扶養保険事業に係る適切な事務処理の実施について

平成 30 年度において、一部の自治体での本制度への理解不足による不適切な事務処理が報告されている。各都道府県・指定都市においては、適切に事務処理を行っていただくとともに、管内の市町村においても適切な事務処理が行われるよう、指導方お願いする。特に、本制度は加入時の年度の 4 月 1 日時点の年齢によって掛金の額が異なるため、加入希望者への案内や事務処理において十分にご留意いただきたい。

【事例】

- ・ A 市：昨年の秋頃に提出されていた加入申込書の事務処理が遅延したため、当該申込書にかかる加入希望者は翌年度の 4 月 1 日加入扱いとなったため、加入時の年齢が上がることに伴い年齢区分も上がった結果、掛金の額が上がってしまった。

- ・ B 市：加入希望者に対し、加入申込書の提出期限を誤って伝えたため、当該加入希望者については翌年度の 4 月 1 日加入扱いとなったため、加入時の年齢が上がることで年齢区分も上がった結果、掛金の額が上がってしまった。

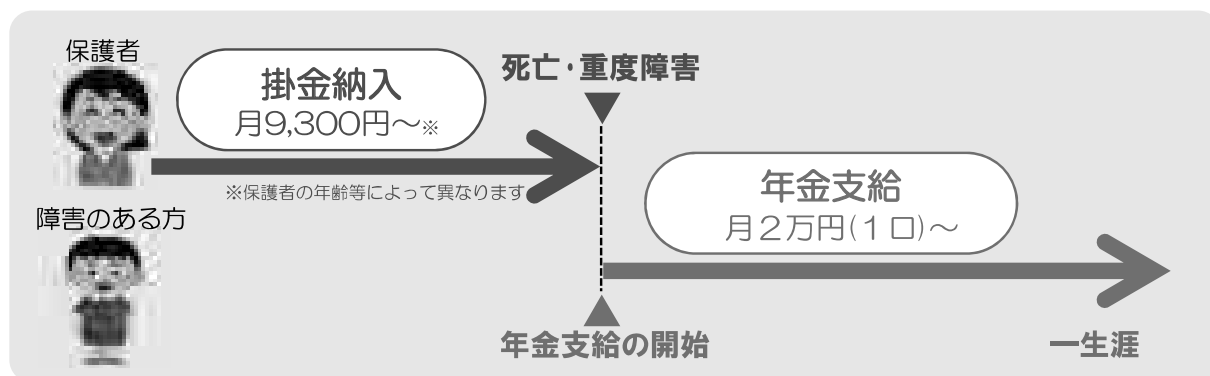
親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

(しょうがい共済)

障害のある方を扶養している保護者の皆さまへ

毎月一定の掛金を納めていただくことで、
ご自身に万が一(死亡・重度障害)のことがあったとき、
障害のある方へ、終身年金を支給します。



「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」の4つのメリット

毎月2万円の終身年金

保護者が死亡、または重度障害になったときに、障害のある方に**毎月2万円が生涯にわたって支給されます。**(2口加入の場合は4万円)

掛金が割安

制度の運営に関する事務経費などの「**付加保険料**」が**必要ない**ため、掛金が安くなっています。

税制優遇

保護者が支払う掛金は**所得控除の対象**になるので、所得税・住民税の軽減につながります。

公的制度だから安心

都道府県・指定都市が実施している任意加入の制度です。

★ 加入資格、掛金(保険料)、年金額等の詳細については、**保護者の方がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)の「障害者扶養共済制度担当」へお問い合わせください。**

★ 制度の概要については、(独)福祉医療機構ホームページ「**心身障害者扶養保険事業**」をご覧ください。

心身障害者扶養保険事業

検索



保護者の方などから よくあるご質問



保護者の加入要件は？

- ・年齢が65歳未満で健康であることや、一定程度の障害のある方を扶養していることなどの要件があります。



掛金はいくら？

- ・加入時点の保護者の年齢によって決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで、月額掛金は安くなります。

【例】30歳：9,300円 40歳～44歳：14,300円 60歳～64歳：23,300円など

※ 制度の見直しにより掛金が改訂されることがあります。

- ・民間保険と比べて安いのが特徴です。



税制優遇って？

- ・掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。年金を受け取る際も、所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。



障害基礎年金や生活保護を受給していても、年金を受け取れますか？

- ・はい、受け取れます。
しかも、障害者扶養共済制度（しょうがい共済）により支給される年金は、生活保護の収入認定から除かれます。



保護者が亡くなり、障害のある方が自分で年金を受け取ることが難しいときは、どうするのですか？

- ・親族の方などを「年金管理者」としてご指定いただきます。
年金管理者が障害のある方に代わって年金の請求や受領、管理をすることができます。



誰が運営しているの？

- ・各都道府県および指定都市が、条例に基づき実施しています。
- ・独立行政法人福祉医療機構が年金給付に必要な資金を大切に運用します。

親あるうちにできること。
お子さんに、生涯の安心を…。

障害者扶養共済制度

(愛称：しょうがい共済)

案内の手引き

平成30年2月

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課
独立行政法人福祉医療機構 共済部 扶養保険課



独立行政法人福祉医療機構

「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」を より多くの方にご案内いたしたために、この手引きを作りました。

1. はじめに

「障害者扶養共済制度(愛称:しょうがい共済)」は、障害のある方の生活の安定や福祉の増進の一助となるため、また、障害のある方の将来に対して、保護者がいなく不安の軽減を図ることを目的として生まれました。

制度が生まれてから約50年が経過し、これまで多くの方々にご利用いただいています。この制度をご存じない方もまだまだ多くいらっしゃいます。そのため、さらなる広報の充実を図ることにより、この制度を必要としている障害のある方やその保護者の方々には是非この制度を知っていただき、今後、少しでも安心して暮らしていただくための手助けとなれば、と考えております。

今般、「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」が担うべき役割、税制上の優遇措置等のメリットをわかりやすく紹介したリーフレットのひな形として、保護者の意見を参考に、右のリーフレットを作成しました。

この手引きは、都道府県・指定都市、市町村の障害者行政窓口の担当者や障害者相談支援専門員が、リーフレットを用いて障害のある方の保護者等に制度のご案内を行う際の手助けとなるよう作成したものです。

本制度へのご加入を検討されている方等へのご説明には、別途、(独)福祉医療機構で詳細なパンフレット※を作成しておりますので、そちらをご活用ください。

※ パンフレットは、(独)福祉医療機構HP「心身障害者扶養保健事業」のページからダウンロードできます。

心身障害者扶養保険事業 検索

(リーフレット・表面)



行政窓口だけでなく、関係する機関や団体等においても、あらゆる機会をとらえて、積極的に本制度のご案内をお願いします！

1. 行政窓口だけでなく、関係機関・関係団体等でも！

実施主体である都道府県・指定都市、市町村の障害者行政窓口だけでなく、下のような関係機関・関係団体等でも、機会をとらえて、障害のある方やその保護者にご案内していくことが重要であると考えています。

- ・障害のある方やその保護者が利用される障害者相談支援事業所
- ・児童発達支援事業所
- ・放課後等デイサービス事業所 等

2. あらゆる機会をとらえ、積極的にご案内を！

障害のある方やその保護者から、制度について照会があったときだけでなく、あらゆる機会をとらえて積極的に紹介していくことが必要です。本リーフレットを活用し、下のような様々な機会に紹介していただければ幸いです。

- ・身体障害者手帳や療育手帳等の申請があったときや交付時
- ・各種障害福祉サービス等の利用の申請があったとき 等

3. 説明する側が制度を理解していることが重要！！

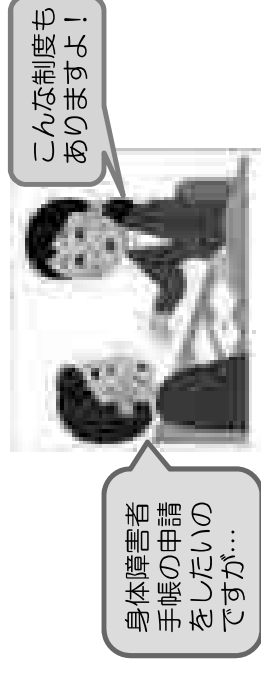
説明する側が、制度を理解していないと障害のある方やその保護者に制度のメリット等を理解していただくことは困難です。

都道府県・指定都市におかれては、市町村障害者行政窓口の担当者等が本制度について理解を深めるよう、扶養共済制度に関する研修を実施する等の工夫が望まれます。

例えば、こんな機会に…

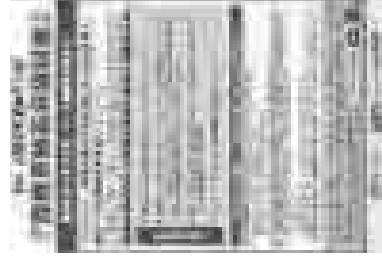
- ▶ 市町村障害者行政窓口で機会をとらえてご案内

(例) 身体障害者手帳の申請窓口



- ▶ 障害者相談支援専門員や児童相談所の職員、保健師による相談の際にご案内

ポスターもご活用ください



- ▶ 特別支援学校や障害のある方が利用される施設にポスターを掲示

※ ポスターのデータは、厚生労働省や、福祉医療機構のHPからダウンロードできます。

心身障害者扶養保険事業 検索

制度案内の ポイント①

しょうがい共済には、障害のある方を支えるための様々なメリットがあります。そのメリットをわかりやすく伝えてください！

1. 制度の概要

障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する任意加入の制度です。

障害のある方の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害のある方の将来に対し保護者の抱く不安の軽減を図ることを目的としています。

2. 制度の主な特色（メリット）

- ①保護者が死亡したとき又は重度障害になったとき、障害のある方に毎月2万円（2口加入の場合は4万円）の年金が生涯にわたり支給されます。
 - ②付加保険料（保険に係る経費分）を徴収しないため、掛金が低廉です。
 - ③掛金の全額が所得控除の対象となることから、所得税・住民税の軽減につながります。また年金に対しては所得税、住民税、相続税、贈与税がかかりません。
 - ④都道府県及び指定都市が条例に基づき実施している制度であり、（独）福祉医療機構が厚生労働省の監督の下、障害のある方に年金を支給するための資金を運用しています。
- ### 3. その他
- ①掛金の免除制度があります。（詳しくはP. 8へ）
 - ②全国の都道府県・指定都市で加入でき、転出した場合は転出先の都道府県・指定都市で継続できます。

（リーフレット・表面）



制度案内の ポイント②

障害のある方に対して、生涯にわたり年金が支給されます！
その他、弔慰金などについてもご説明ください。

1. 年金と弔慰金

- ・障害のある方に対して、生涯にわたり年金が支給されます。(毎月2万円、2口の場合は毎月4万円)
- ・1年以上加入した後、万一障害のある方が先に亡くなった場合には、加入期間に応じて、保護者に対して弔慰金が支給されます。この場合、すでに払い込んだ掛金は、返還されません。

【弔慰金】

加入期間	弔慰金の額
1年以上5年未満	5万円
5年以上20年未満	12万5千円
20年以上	25万円

※制度の見直しにより
弔慰金が改定される
こともあります。

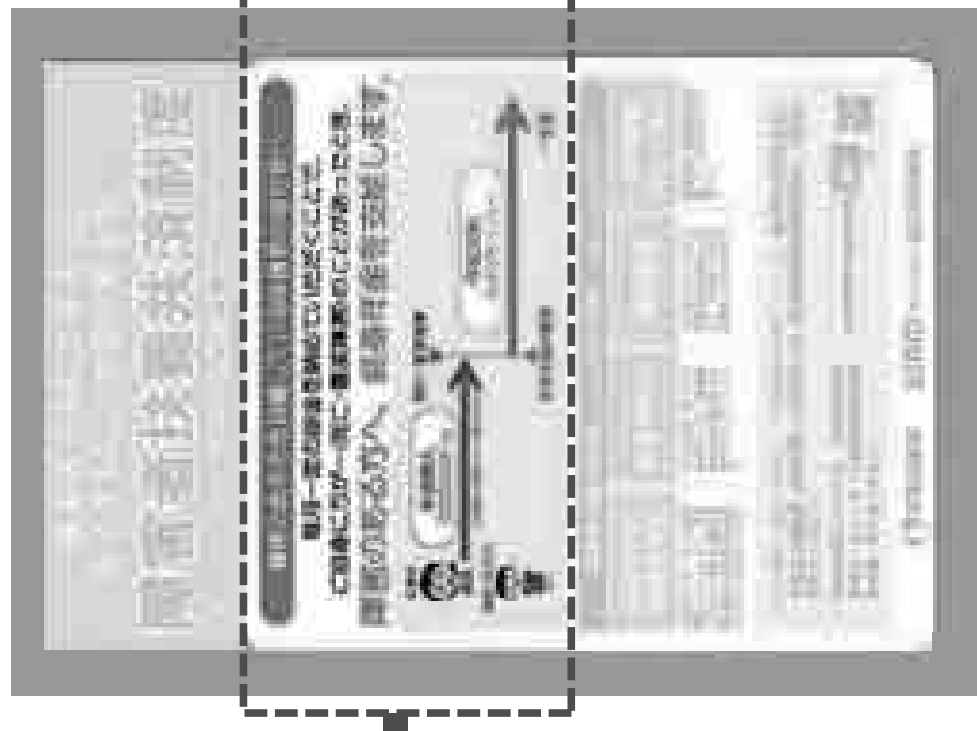
2. 制度の利用例

【例1】保護者が32歳、障害のある子が2歳の時に加入した。保護者が80歳で死亡し、子が50歳から80歳まで月額2万円の年金を受給した場合。
 ・掛金総額(33年間分)：3,682,800円 ← 33年間掛金を払ったところで、掛金免除の要件を満たす (p.8「掛金の免除」参照)
 ・年金総額(30年間分)：7,200,000円

【例2】保護者が50歳、障害のある方が20歳の時に加入した。保護者が80歳で死亡し、子が50歳から65歳まで月額2万円の年金を受給した場合。
 ・掛金総額(20年間分)：4,512,000円 ← 20年間掛金を払ったところで、掛金免除の要件を満たす (p.8「掛金の免除」参照)
 ・年金総額(15年間分)：3,600,000円

※保護者の誕生日や加入月等により支払期間や支払総額が変わります。
 ※掛金総額＞年金総額となる場合や、障害のある方が保護者より先に死亡したことで年金支給ができなくなる場合もあります。このような可能性についても説明し、ご理解いただくことが必要です。

(リーフレット・表面)



制度案内のポイント③

加入にあたっては、保護者・障害のある方ともに要件があります！

※加入要件には、「保護者に関するもの」と「障害のある方に関するもの」とがあり、いずれの要件も満たしていることが必要です。

1. 加入要件について

(1) 保護者の要件

障害のある方を現に扶養している保護者（父母、配偶者、兄弟姉妹、祖父母、その他の親族など）であって、次のすべての要件を満たしている方です。

- ① その都道府県・指定都市内に住所があること。
- ② 加入時の年度の4月1日時点の年齢が65歳未満であること。
- ③ 特別の疾病又は障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態であること。（健康状態等によっては、この制度にご加入いただけない場合があります。）
- ④ 障害のある方1人に対して、加入できる保護者は1人であること。

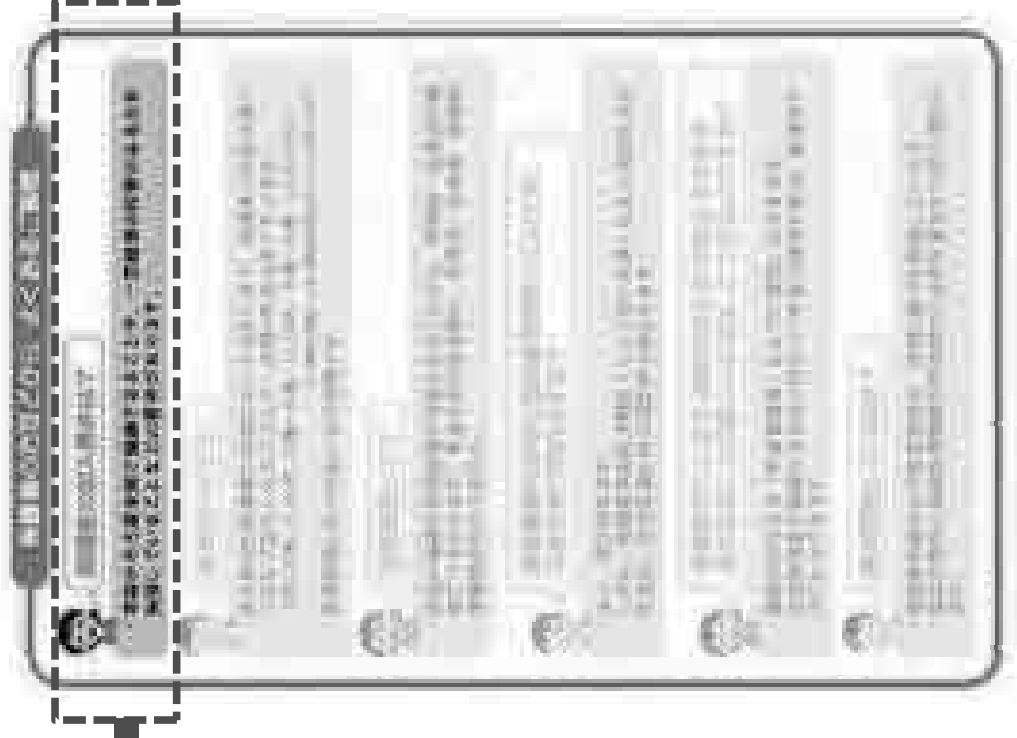
(2) 障害のある方の要件

次のいずれかに該当する障害のある方で、将来独立自活することが困難であると認められる方です。（年齢は問いません。）

- ① 知的障害
- ② 身体障害者手帳を所持し、その障害が1級から3級までに該当する障害
- ③ 精神又は身体に永続的な障害のある方（統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症、血友病など）で、その障害の程度が①又は②の者と同程度と認められる方

※ご加入のお申し込みの際に、保護者の健康状態等について告知をしていただく必要があります。健康状態によっては、ご加入いただけない場合があります。

(リーフレット・裏面)



制度案内のポイント④

掛金には、付加保険料が上乗せされないため割安です！

※ 一般的に生命保険における保険料は、「純保険料」と「付加保険料」から成り立っていますが、「障害者扶養共済制度（しょうがい共済）」は「純保険料」のみで設定されており、「付加保険料」は加算されていません。純保険料・・・保険金等の給付を行うための原資 付加保険料・・・保険事業の運営に必要な事業費

1. 掛金月額

ア 掛金は、掛金免除になるまでの期間又は脱退月まで払い込む必要があります。なお、所定の期間、払い込みを滞納したときは、加入者としての地位を失います。

イ 掛金月額は、加入時の年度の4月1日時点の保護者の年齢に応じで決まります。保護者の年齢が若いうちにご加入いただくことで月額の掛金は安くなります。

年齢	掛金月額（1口あたり）
35歳未満	9,300円
35歳以上40歳未満	11,400円
40歳以上45歳未満	14,300円
45歳以上50歳未満	17,300円
50歳以上55歳未満	18,800円
55歳以上60歳未満	20,700円
60歳以上65歳未満	23,300円

※制度の見直しにより掛金が改定されることもあります。

※制度から脱退された場合は、すでに払い込んだ掛金は返還されません。

(リーフレット・裏面)



ウ 掛金の免除

次の2つの要件を両方とも満たした以後の加入月から、掛金は免除されます。

- ① 年度初日(4月1日)の保護者の年齢が、65歳となったとき
- ② 加入期間が20年以上となったとき

【例1】30歳で加入した場合

2016(平成28)年9月1日 制度加入
 2036(平成48)年9月1日 加入期間20年 ★②の要件を充足
 2050(平成62)年9月7日 保護者65歳の誕生日
 2051(平成63)年4月1日 年度初日65歳を迎える ★①の要件を充足
 2051(平成63)年9月1日 要件充足後の加入月 → 掛金免除
 ※ 65歳まで35年間掛金を納める必要があります。

【例2】60歳で加入した場合

2016(平成28)年5月1日 制度加入
 2020(平成32)年6月7日 保護者65歳の誕生日
 2021(平成33)年4月1日 年度初日65歳を迎える ★①の要件を充足
 2036(平成48)年5月1日 加入期間20年 ★②の要件を充足
 " 要件充足後の加入月 → 掛金免除
 ※ 80歳まで20年間掛金を納める必要があります。

エ 掛金の減免

掛金の納付が困難な方等に対して掛金の減免を行っている都道府県・指定都市がありますので、その内容をご案内してください。

(リーフレット・裏面)



制度案内の ポイント⑤

税制上の優遇措置があります！
掛金、年金(受け取り)、弔慰金ともに税金が優遇されます。

1. 税制上の措置等の内容

(1) 掛金

加入者が都道府県・指定都市に納める掛金は、所得税及び住民税ともに、小規模企業共済等掛金控除の対象として、その全額が所得控除されています。

【小規模企業共済等掛金控除について】

この控除を受ける場合は、確定申告書の小規模企業共済等掛金控除の欄に記入するほか、支払った掛金の証明書を確定申告書に添付するか提示することが必要です。なお、給与所得者は、「給与所得者の保険料控除申告書」に添付して給与の支払者に提出するか同申告書を提出する際に提示することになります。

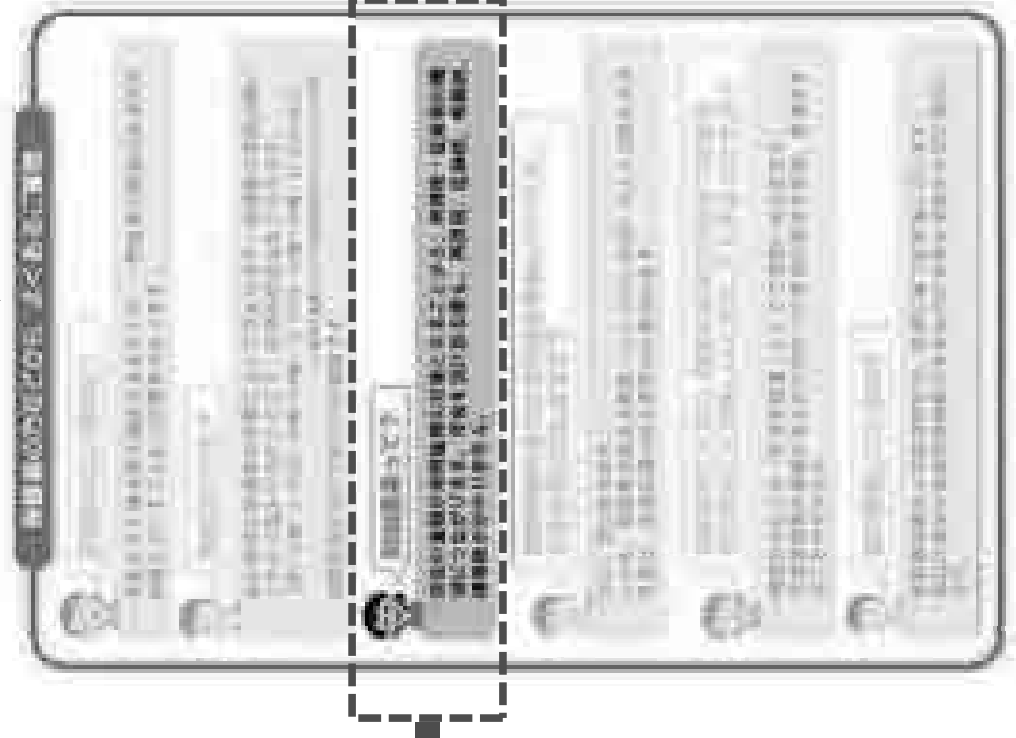
(2) 年金及び弔慰金

年金及び弔慰金は、所得税及び住民税ともに非課税の措置がとられています。また、相続税及び贈与税ともに非課税とされています。

(3) その他

年金及び弔慰金は、生活保護の収入認定において収入として認定されません。

(リーフレット・裏面)



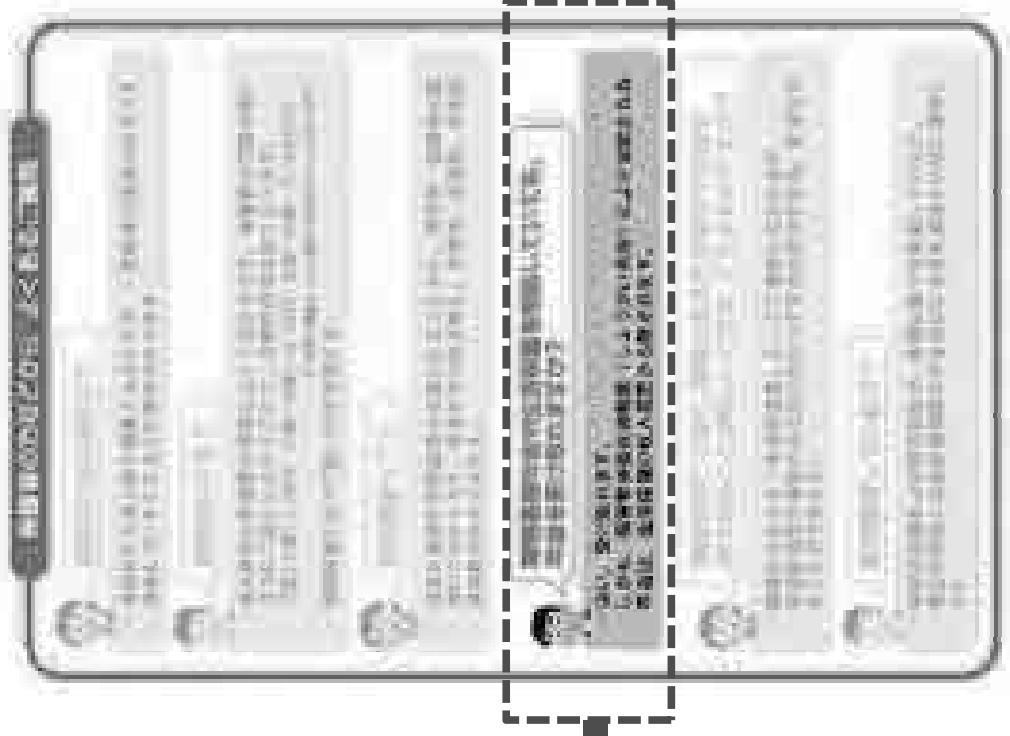
制度案内の ポイント⑥

公的年金や生活保護を受給していても、年金を受け取ることができるため、生活の支えとなります。

1. 年金給付について

- (1) 加入者が死亡した場合又は下記のいずれかの重度障害状態に該当した場合に支給されます。
- ①両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ②そしゃく又は言語の機能を全く永久に失ったもの
 - ③両上肢を手関節以上で失ったもの
 - ④両下肢を足関節以上で失ったもの
 - ⑤一上肢を手関節以上で失い、かつ、一下肢を足関節以上で失ったもの
 - ⑥両上肢の用を全く永久に失ったもの
 - ⑦両下肢の用を全く永久に失ったもの
 - ⑧十手指を失ったか又はその用を全く永久に失ったもの
 - ⑨両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- (2) 支給対象期間は、加入者が死亡した又は重度障害に該当したと認められた月の分から、障害のある方が死亡する月の分までです。なお、掛金の支払は、年金支給開始月の分まで必要です。(掛金免除となっている場合を除く)
- (3) 次の場合は年金を支給することができません。
- ①次のいずれかの事由により加入者が死亡したとき
 - ア 加入日以後1年以内の自殺
 - イ 障害のある方の故意
 - ②次のいずれかの事由により加入者が重度障害になったとき
 - ア 加入者の故意又は重大な過失に基づく行為
 - イ 加入者の犯罪行為
 - ウ 障害のある方の故意による傷害行為
 - エ 加入前の疾病・災害
 - オ 加入者が加入前に生じていた所定の障害状態、又は、加入前の原因によって加入者となった後生じた所定の障害状態を有していた場合において、すでに障害を生じている身体の一部に新たな障害が加重したこと
 - ③加入者の生存中に障害のある方が死亡したとき
 - ④制度から脱退したとき

(リーフレット・裏面)



制度案内の ポイント⑦

障害のある方が、年金の請求手続きや管理が困難な場合は、親族の方などが「年金管理者」として代行できます。

1. 年金管理者について

- ・ 「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」は、加入者の方がお亡くなりになった場合などに、障害のある方に年金をお支払いする制度のため、年金給付手続きは、加入者以外の方が行うことになります。
- ・ このため、障害のある方が、年金の請求手続きや、管理が困難であると思われる場合は、年金を受領し管理する「年金管理者」をあらかじめ指定することができます。(あらかじめ、年金管理者に指定される人の同意を得ておく必要があります。)

【年金管理者の例】

父が加入者の場合は、母や障害のある方の兄弟

【年金管理者に行っていただく手続きの例】

- 年金受給前
 - ・ 年金請求手続き
- 年金受給開始後
 - ・ 障害のある方が受け取る年金の管理
 - ・ 障害のある方の現況届
 - ・ 住所変更等の各種届出
 - ・ 障害のある方の死亡届

都道府県・指定都市
(窓口：福祉事務所、
市役所等)

の提出 →

- ・ 年金管理者が指定されている場合は、年金給付の支払は、年金管理者に対して行われます。

(リーフレット・裏面)



ポイント⑧ 制度案内の

都道府県・指定都市が条例に基づき実施する公的制度です！
年金給付に必要な資金は、国の監督のもと運用されています。

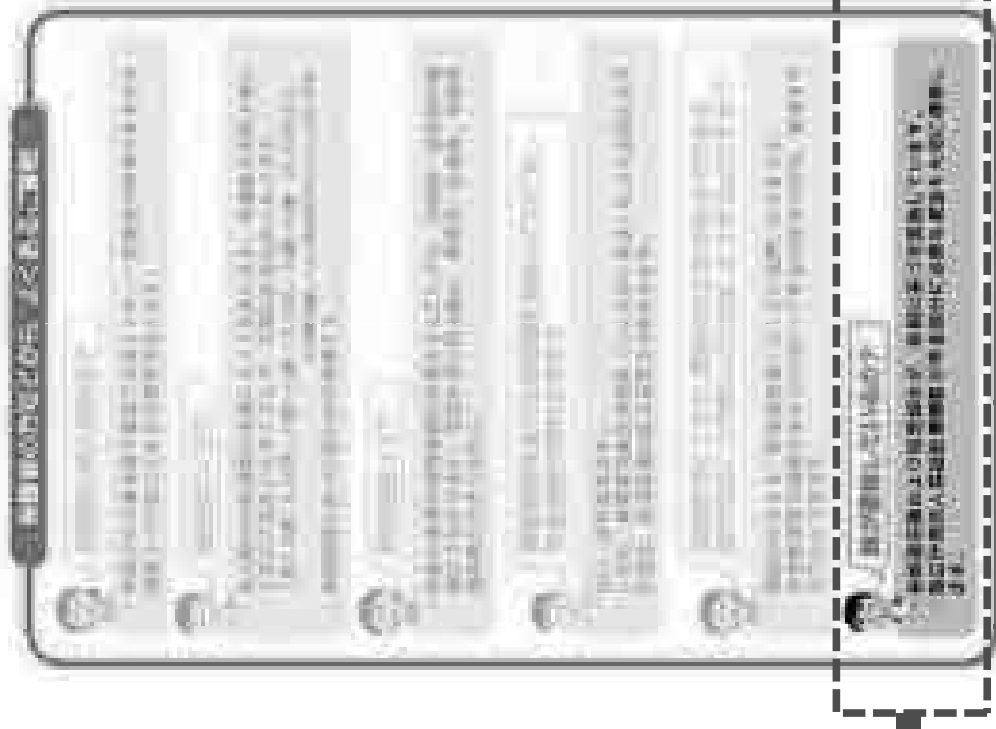
1. 障害者扶養共済制度(しょうがい共済)等の全体像



「障害者扶養共済制度(しょうがい共済)」は、都道府県・指定都市が条例に基づいて実施する公的制度です。障害のある方への年金給付に必要な資金は、国の監督の下、(独)福祉医療機構が安全に運用しています。

2. 制度を長期にわたって安定的に維持するための取組

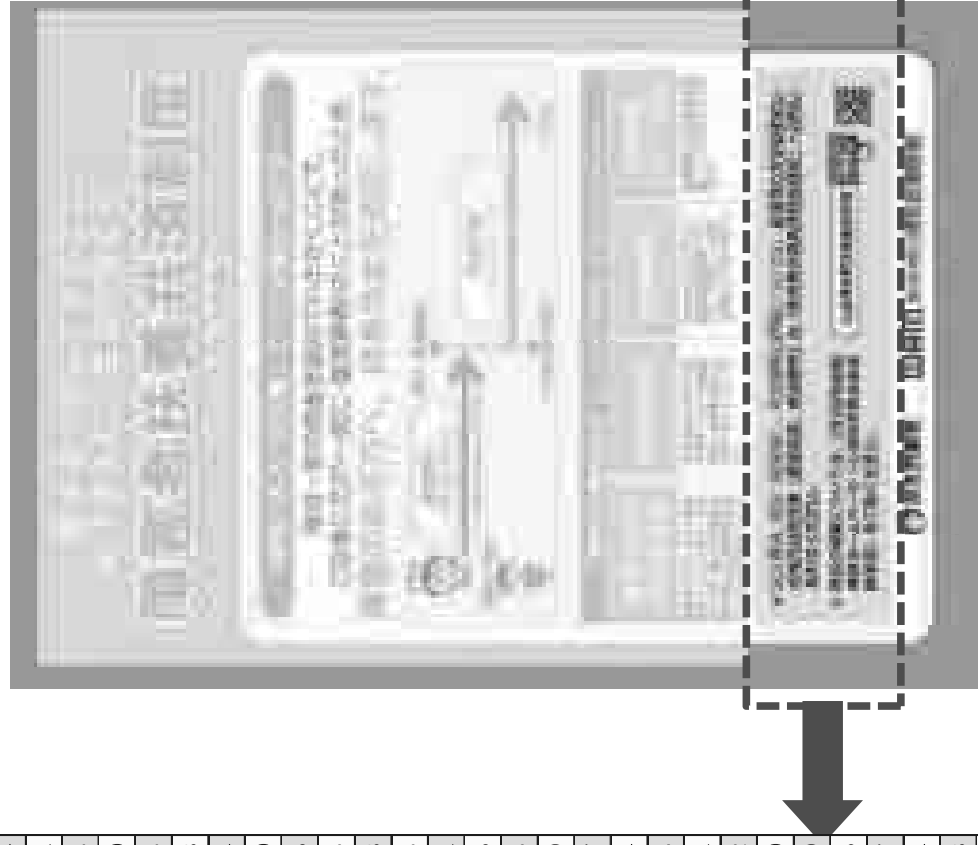
- 国は、少なくとも5年ごとに保険料水準等の見直しを行うこととしています。
- (独)福祉医療機構では、毎年度、資金の運用のリスク管理や財政状況の検証を行っています。



お問い合わせ先

保護者がお住まいの地方公共団体(都道府県・指定都市)へお問い合わせください。

(リーフレット・表面)



都道府県市	担当部局課	電話番号	都道府県市	担当部局課	電話番号
北海道	保健福祉部福祉局	011-231-4111 (内線25-735)	山口県	健康福祉部	083-933-2764
青森県	健康福祉部	017-734-9307	徳島県	保健福祉部	088-631-8714
岩手県	保健福祉部	019-629-5446	香川県	健康福祉部	087-832-3292
宮城県	保健福祉部	022-211-2543	愛媛県	保健福祉部生活介護課	089-912-2423
秋田県	健康福祉部	018-860-1331	高知県	地域福祉部	088-823-9635
山形県	健康福祉部	023-630-2148	福岡県	福祉労働部	092-643-3264
福島県	保健福祉部	024-521-7170	佐賀県	健康福祉部	0952-25-7401
茨城県	保健福祉部	029-301-4111 (内線3369)	長崎県	福祉保健部	095-895-2453
栃木県	保健福祉部	028-623-3053	熊本県	健康福祉部生活介護課	096-333-2250
群馬県	健康福祉部	027-226-2634	大分県	福祉保健部	097-506-2723
埼玉県	福祉部	048-830-3315	宮崎県	福祉保健部	0985-26-7068
千葉県	健康福祉部	043-223-2340	鹿児島県	保健福祉部	099-286-2744
東京都	福祉保健部障害者福祉推進部計画課	03-5320-4148	沖縄県	子ども生活福祉部	098-866-2190
神奈川県	保健福祉局福祉部	045-210-1111	札幌市	保健福祉部生活介護課	011-211-2936
新潟県	福祉保健部	025-280-5211	仙台市	健康福祉局障害福祉部	022-214-6135
富山県	厚生部	076-444-3211	さいたま市	保健福祉局福祉部	048-829-1308
石川県	健康福祉部	076-225-1428	千葉市	保健福祉局福祉部	043-245-5173
福井県	健康福祉部	0776-20-0338	横浜市	健康福祉局	045-671-3891
山梨県	福祉保健部	055-223-1460	川崎市	健康福祉局障害福祉部	044-200-2676
長野県	健康福祉部	026-235-7104	相模原市	健康福祉局福祉部	042-769-8355
岐阜県	健康福祉部	058-272-8309	新潟市	福祉部	025-226-1239
静岡県	健康福祉部	054-221-3686	静岡市	健康福祉局長寿部健康福祉部	054-221-1587
愛知県	健康福祉部	052-954-6291	浜松市	健康福祉部	053-457-2034
三重県	健康福祉部	059-224-2274	名古屋市中区	健康福祉局障害福祉部	052-972-2585
滋賀県	健康医療福祉部	077-528-3542	京都市	保健福祉局	075-222-4161
京都府	健康福祉部	075-414-4599	大阪市	福祉部生活介護課	06-6208-8082
大阪府	福祉部生活介護課	06-6941-0351	堺市	健康福祉局障害福祉部	072-228-7510
兵庫県	健康福祉部障害福祉部	078-362-3193	神戸市	保健福祉局障害福祉部	078-322-6579
奈良県	健康福祉部	0742-27-8513	岡山市	保健福祉局	086-803-1236
和歌山県	福祉保健部健康福祉部	073-441-2641	広島市	健康福祉局障害福祉部	082-504-2147
鳥取県	福祉保健部生活介護課	0857-26-7152	北九州市	保健福祉局障害福祉部	093-582-2424
島根県	健康福祉部	0852-22-6686	福岡市	保健福祉局生活介護課	092-711-4248
岡山県	保健福祉部	086-226-7362	熊本市	健康福祉局生活介護課	096-328-2519
広島県	健康福祉局	082-513-3162			

障害のある方やその保護者から よくあるご質問

Q.1 この制度に加入できる者は、日本国籍を有するものに限られていますか。外国人は加入できませんか。

A 必ずしも国籍は問いません。したがって、県の区域内に住所を有する等の条例上の加入資格を満たしていればよいことになります。

Q.2 既に父親が加入者となっていますが、さらに母親を加入者として加入することができますか。

A できません。1人の障害のある方に2人の加入者は認められませんので、ご了承ください。

Q.3 加入者が障害者であっても、加入できますか。

A 加入者が障害者であっても、その障害状態が特別の疾病又は障害でなく、生命保険契約の被保険者となることができる者であると生命保険会社が認めれば加入できます。

Q.4 加入者となる要件として、「現に障害のある方を扶養している者」とされていますが、父親が健康を害して加入できない場合に、その他の者を加入者として加入することができますか。

A その方が、「現に心身障害者を扶養している者」に該当するのであれば加入者となることができます。例えば、母親を加入者として申込みができます。

Q.5 加入要件の年齢で、65歳以上は加入できないことになっていますが、年齢の計算はいつが基準となっていますか。

A 本制度では、加入者の年齢は、毎年4月1日から翌年3月31日までを事業年度として、その事業年度の初日における年齢を基準としています。

例えば、4月5日に満65歳になる方は、4月1日時点では64歳ですから、翌年3月31日までは加入資格があることになります。また、掛金の額も4月1日現在の年齢で算定されます。

Q.6 健康上問題があると、本制度には加入できないのですか。

A 本制度に加入できるかどうかは、加入を申し込む際に健康上の告知をし、保険会社が告知書によって加入を引き受けるかどうかを判断します。そのため、現在の健康状態や過去の傷病歴などによっては、加入できない場合があります。

ただし病気といっても多種にわたるため、治療を要する必要も無いほど軽いものである場合や、病気が完治して一定の年数が経過している場合は、加入できる場合があります。

Q.7 障害のある方の加入要件では、知的障害者又は身体障害者1級～3級のほか、精神又は身体に永続的な障害のある者も対象とされていますが、具体的にはどのような障害がこれに該当しますか。

A 例えば、統合失調症、脳性麻痺、進行性筋萎縮症、自閉症及び血友病その他の特定疾患等があります。ただし、病名の診断があればよいのではなく、公的手当等が支給され病名の診断が公的に認められているか、また、公的に認められていない場合は医師の診断書（病歴、現症、予後の見通し等が詳細に記載されているもの）が必要となります。これらより「障害の種類」と「障害の程度」を明確にして加入の可否が決定されます。

Q.8 対象となる障害のある方の要件として「将来独立自活することが困難と認められる者」とされていますが、どのような方が該当することとなりますか。

A 「独立自活が困難な者」については、加入申込受理の際に、独立自活の可能性が地域の実状に即し、本人及びその世帯の生活実態並びに将来への見通しなどを勘案して個別的具体的に判断されます。

Q.9 障害のある方の両親が離婚し、母親が障害のある方を扶養することになった場合、父親から母親に加入者変更できますか。

A 加入者となった後、離婚その他の事情により障害のある方との扶養関係がなくなったため、継続して加入者となることが困難となり、かつ、新しく障害のある方を扶養することとなった方から継続加入の要望があった場合であって、その方に加入者を変更することが社会通念上妥当と認められ、かつ、加入要件を満たしている（P.6参照）ときに限り、加入者の変更を認めています。

Q.10 加入者が他の県に住所を異動した場合、異動先の県でも引き続きこの制度に加入できますか。

A 現在、すべての都道府県・指定都市で実施されており、保護者が他の都道府県・指定都市に異動されても、異動先で加入手続きを行うことにより、継続してご加入いただけます。

Q.11 加入者と障害のある方が事故により同時（同日）に死亡した場合、年金は支給されますか。

A 同時死亡の場合は、障害のある方の死亡として取扱い、年金は支給されず、弔慰金の支給となります。

障企発 0219 第 1 号
平成 30 年 2 月 19 日

都道府県
各 民生主管部（局）長 殿
指定都市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課長

障害者扶養共済制度の広報啓発について

障害者扶養共済制度は、親亡き後の障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対する保護者の不安の軽減につながるものであることから、制度の情報が障害者やその保護者に行き渡るよう、広報啓発に取り組むことが重要である。

昨年とりまとめられた「心身障害者扶養保険事業の見直しに関する検討会報告書（平成 29 年 11 月 6 日）」においては、国、地方公共団体及び独立行政法人福祉医療機構（以下「機構」という。）による広報の取組の一層の充実とともに、

- ・ 20 歳未満の障害児を扶養する保護者に対して重点的に広報を行うこと
- ・ 税制上の優遇措置等のメリットをわかりやすく伝えること
- ・ 相談支援に応じる者が制度の案内を効果的に行えるようにする取組を行うこと

等について指摘されている。

このため、今般、地方公共団体における広報啓発の取組の参考となるよう留意事項を下記のとおりとりまとめたので、通知する。

ついては、各地方公共団体におかれては、下記の留意事項を踏まえ、広報啓発の取組を推進していただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言である。

記

1. 障害者行政窓口等での周知の促進

障害者やその保護者に障害者扶養共済制度の情報が行き渡るようにするた

めには、障害者やその保護者が行政窓口を利用するあらゆる機会を捉えて広報啓発を行うことが重要である。

このため、今般、厚生労働省及び機構において、地方公共団体が独自でリーフレットを作成する際のひな形（別添 1）及び制度の案内の手引き（別添 2）を作成し、厚生労働省ホームページ及び機構ホームページに掲載した（※）。

このリーフレットでは、障害者扶養共済制度に対して国民に親しみを持っていただくため、保護者の方のご意見を参考に厚生労働省が決定した愛称（「しょうがい共済」）や、制度のメリットについて、わかりやすく盛り込んでいる。また、手引きについては、リーフレットの記載内容に沿って案内のポイントを示すとともに、ポイントに対応する詳細な説明等を盛り込んでいる。

（※）《リーフレット・手引き・ポスターの掲載場所》

○厚生労働省ホームページ

「ホーム＞政策について＞分野別の政策一覧＞福祉・介護＞障害者福祉＞その他」

○福祉医療機構ホームページ

「ホーム＞コンテンツ＞心身障害者扶養保険事業＞制度のごあんない」

2. 関係機関や関係団体と連携した広報

障害者やその保護者は、障害福祉だけでなく、教育、児童福祉、母子保健、医療等多岐にわたる制度を利用することから、関係部局とも連携して、特別支援学校、各種関係機関及び関係団体等に対しても周知の協力を求めることが重要である。

厚生労働省においても、昨年、障害者団体等の関係団体に対し、団体の会報等を通じて周知を行っていただくよう協力を求めている。

なお、障害者の保護者の中でも特に若年層に対する周知を進めるため、昨年、平成 30 年 4 月 1 日以降に交付する母子健康手帳の任意記載事項様式が改正され、障害者扶養共済制度の概要が盛り込まれた。また、これを受けて、母子健康手帳副読本も改訂される予定である。

3. 障害者やその保護者への相談支援を行う者による広報啓発

制度の情報をより効果的に障害者やその保護者へ伝えるためには、障害者やその保護者からの相談に応じる者が、必要に応じ制度の案内を行えるようにすることが望まれる。

このため、一部の地方公共団体においては、既に市町村窓口職員を対象と

して、本制度に関する研修が実施されているが、こうした取組に加え、障害者相談支援事業所の相談支援専門員等に対しても研修等を行い、制度への理解促進に努めることが重要である。

(参考)「しょうがい共済」について

「『障害』のある方が、『生涯』安心して暮らしていけるように」という保護者の方の想いが込められている。

＜本件担当＞

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課 手当係

電話：03-5253-1111(3020)

※別添1及び別添2は添付省略

1 アルコール健康障害対策について

アルコール健康障害対策については、「アルコール健康障害対策基本法」に基づくアルコール健康障害対策基本計画が平成28年5月に閣議決定され、また、平成29年4月に内閣府から厚生労働省に移管された。

今年度は、同法及び同基本計画に基づき、都道府県・指定都市アルコール健康障害対策担当者会議、有識者（アドバイザー）等派遣事業、11月10日～16日の「アルコール関連問題啓発週間」に合わせ、厚生労働省及び都道府県で啓発普及活動やフォーラムなどを実施した。

なお、国の計画を基本として、都道府県アルコール健康障害対策推進計画を策定することが努力義務となっており、同計画が未策定の都道府県におかれては、引き続き計画の策定に努めていただくよう、お願いいたします。

また、来年度も、有識者（アドバイザー）等派遣事業、「アルコール関連問題啓発週間」に合わせた普及啓発活動やフォーラムの開催を予定しているので、都道府県におかれても、当該趣旨にふさわしい事業の実施をお願いするとともに、アルコール健康障害対策の取組みが市区町村等の地域での連携が図られるよう、合わせてご尽力の程、お願いいたします。

アルコール健康障害対策推進基本計画の概要

基本理念

- 発生・進行・再発の各段階での防止対策／当事者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むための支援
- アルコール健康障害に関連して生ずる飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携への配慮

基本的な方向性

- 正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する社会づくり
- 誰もが相談できる相談窓口と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり
- 医療における質の向上と連携の促進
- アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための社会づくり

基本計画で取り組むべき重点課題

- 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防

- (1)特に配慮を要する者に対する教育・啓発
※未成年者、妊産婦、若い世代
- (2)アルコール依存症に関する正しい知識・理解の啓発

(計画対象期間：平成28年度から平成32年度まで)

- アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備

- (1)アルコール健康障害への早期介入
- (2)地域における相談拠点の明確化
- (3)アルコール健康障害を有している者とその家族を、相談、治療、回復支援につなぐための連携体制の推進
- (4)アルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備

基本的施策

- ①教育の振興等
- ②不適切な飲酒の誘引の防止
- ③健康診断及び保健指導
- ④アルコール健康障害に係る医療の充実等
- ⑤アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等

⑥相談支援等

⑦社会復帰の支援

⑧民間団体の活動に対する支援

⑨人材の確保等

⑩調査研究の推進等

その他推進体制等

関連施策との有機的な連携

都道府県における都道府県推進計画の策定

基本計画策定後3年以内に、厚生労働省に移管

実態把握とともに次期に向け数値目標の設定について検討

アルコール健康障害対策推進基本計画(第1期:平成28年度～平成32年度)における重点課題について

重点課題	数値目標	平成29年度までの対応	平成30年度の対応状況
重点課題1. 飲酒に伴うリスクに関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 (取り組むべき施策) ○国、地方公共団体、関係団体、事業者等が連携して、アルコール依存症について啓発活動を実施する等	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合の減少 (目標値) 男性：13.0% 女性：6.4%	基本計画(第1期)に定める数値目標を達成するための普及啓発・フォーラム等を開催。 (現状の数値) 男性：14.7% 女性：8.6% (H29年)	引き続き、普及啓発フォーラム等を実施していく。 (厚生労働省) ・アルコール関連問題啓発フォーラム ・依存症への理解を深めるためのシンポジウム ・たばこ・アルコール対策担当者講習会(検討・準備中：平成31年4月以降に開催予定) (文部科学省) ・薬物乱用防止・飲酒等教育シンポジウム ・依存症予防教育推進シンポジウム
重点課題2. アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 (取り組むべき施策) ○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備を促進	④地域における相談拠点 ⑤アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関	依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定要件を平成29年6月13日付障害保健福祉部長通知にて都道府県等に対して、通知。 また、地域の支援体制づくりのための構築として以下の事業を実施。 1) 依存症対策総合支援事業 (平成29年度予算額:449百万円) (事業内容) 都道府県・指定都市において1) 依存症専門相談支援、2) 依存症支援者研修等を実施する。 2) 依存症対策全国拠点機関設置運営事業 (平成29年度予算額:60百万円) (事業内容) 全国拠点機関として、「国立病院機構久里浜医療センター」を指定し、依存症相談・治療対応指導者養成研修等を実施する。	依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の選定要件の解釈等に関し、平成30年11月12日付依存症対策推進室通知にて都道府県等に対して、通知。 また、引き続き、30年度においても同事業により地域の支援体制づくりを進めていく。 1) 依存症対策総合支援事業 (平成31年度予算額:512百万円) 2) 依存症対策全国拠点機関設置運営事業 (平成31年度予算額:69百万円) ○相談拠点機関(アルコール健康障害)設置状況(平成31年2月14日時点) →設置済み道府県数:27 ○専門医療機関(アルコール健康障害)選定状況(平成31年2月14日時点) →選定済み道府県数:20

「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」について

1) 根拠規定

■ 都道府県は、都道府県の実情に即した「推進計画」を策定するよう努めなければならない。

ーアルコール健康障害対策基本法(平成25年法律第109号。)第14条において規定ー

2) 政府における目標

■ 平成32年度までに、全都道府県で推進計画が策定されることを目標。

ーアルコール健康障害対策推進基本計画(平成28年5月31日閣議決定)ー

3) 当省における計画策定推進のための事業

① 有識者アドバイザー派遣事業

■ 事業内容 推進計画の策定の有無にかかわらず、国の計画策定時に関わった有識者(アドバイザー)等を派遣

■ 派遣までの流れ 希望調査 → 派遣希望自治体の回答を基に派遣希望者等の決定 → 希望日時に派遣

■ 平成30年度実績 I. 宮城県 派遣者: 今成 知美【NPO法人アスク代表(アルコール関係者会議委員)】

II. 栃木県 派遣者: 今成 知美【NPO法人アスク代表(アルコール関係者会議委員)】

② 都道府県アルコール健康障害対策担当者会議

■ 事業内容 国や地方自治体、民間団体等における取組を共有し、もって、アルコール健康障害対策の推進を図る

■ 平成30年度実績 平成30年5月21日(月)10:00～12:00

議題 ・国におけるアルコール健康障害対策の取組 ・都道府県におけるアルコール健康障害対策の取組

・基調講演「有識者(アドバイザー)派遣について」

①は、平成31年度も実施予定。詳細は、担当者向け連絡

「都道府県アルコール健康障害対策推進計画」策定(予定)状況(厚生労働省調べ)

平成26年5月1日現在

	H27年度 策定済み	H28年度 策定済み	H29年度 策定済み	H30年度 策定済み	H31年度 策定済み	未定		H27年度 策定済み	H28年度 策定済み	H29年度 策定済み	H30年度 策定済み	H31年度 策定済み	未定
1 北海道			●				10 滋賀県				●		
2 青森県				●			11 京都府		●				
3 岩手県			●				12 大阪府			●			
4 宮城県				●			13 兵庫県				●		
5 秋田県				●			14 奈良県				●		
6 山形県				●			15 和歌山県				●		
7 福島県			●				16 鳥取県	●					
8 茨城県			●				17 島根県			●			
9 栃木県					●		18 岡山県			●			
10 群馬県				●			19 広島県		●				
11 埼玉県			●				20 山口県		●				
12 千葉県				●			21 徳島県		●				
13 東京都				●			22 香川県				●		
14 神奈川県			●				23 愛媛県			●			
15 新潟県				●			24 高知県			●			
16 富山県			●				25 福岡県			●			
17 石川県						●	26 佐賀県			●			
18 福井県						●	27 長崎県				●		
19 山梨県						●	28 熊本県				●		
20 長野県			●				29 大分県			●			
21 岐阜県			●				30 宮崎県						●
22 静岡県			●				31 鹿児島県				●		
23 愛知県		●					32 沖縄県				●		
24 三重県		●					合計	1	6	20	15	1	4

平成30年度アルコール関連問題啓発週間について①

□アルコール関連問題啓発週間の目的

アルコール健康障害対策基本法第10条に基づき、国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、当該趣旨にふさわしい事業を国及び地方公共団体が実施されるよう努めるもの。

□アルコール関連問題啓発週間の期間

毎年11月10日～11月16日〔7日間〕

□平成30年度「アルコール関連問題啓発週間」に伴う対応

①アルコール関連問題啓発フォーラム【厚生労働省主催＋都道府県共催】

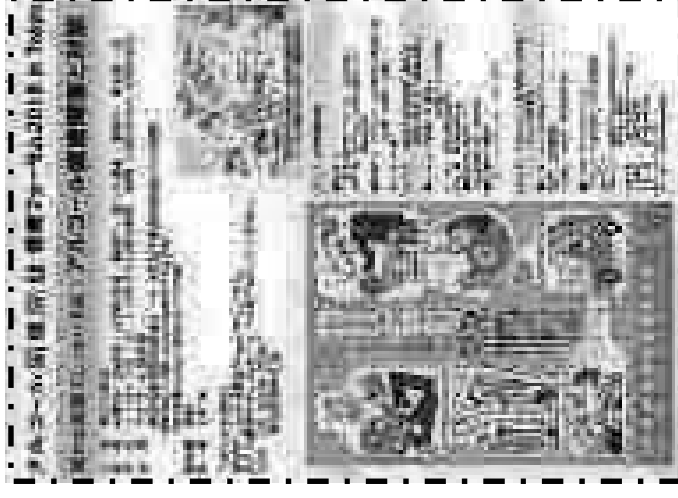
厚生労働省主催＋都道府県との共催（4県）でアルコール健康障害対策をテーマとする基調講演等を中心としたフォーラムを開催。

【共催都道府県】秋田県、埼玉県、愛媛県、佐賀県

【開催時期】11月10日：厚生労働省 11月11日：佐賀県

11月21日：埼玉県 11月25日：秋田県

12月16日：愛媛県



②その他啓発イベント等

関係団体によるアルコール健康障害対策をテーマとしたチラシ配布やイベントの実施、その他各省庁及び地方自治体における主体的な啓発事業等の実施。（30年度は27自治体で実施）

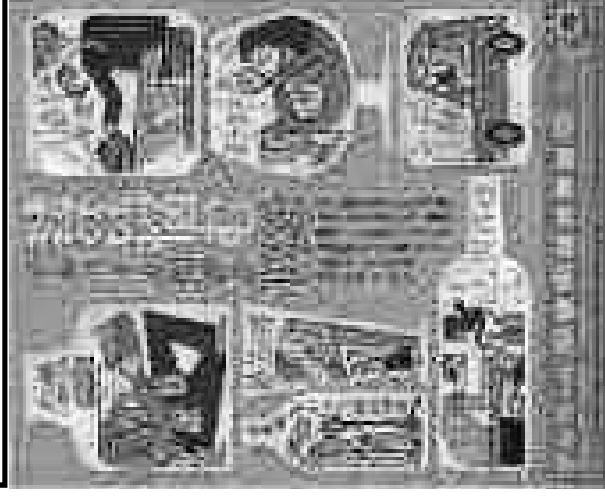
平成30年度アルコール関連問題啓発週間について②

□ アルコール関連問題啓発ポスターの配布

地方公共団体のほか、関係省庁の協力の下、小学校・中学校・高等学校・大学等の各種学校、警察署、公共交通機関等に配布（約45,000部）

【配布時期】10月上旬より配布、掲示

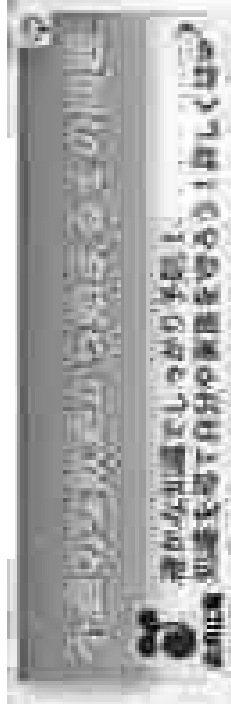
平成30年度啓発ポスター



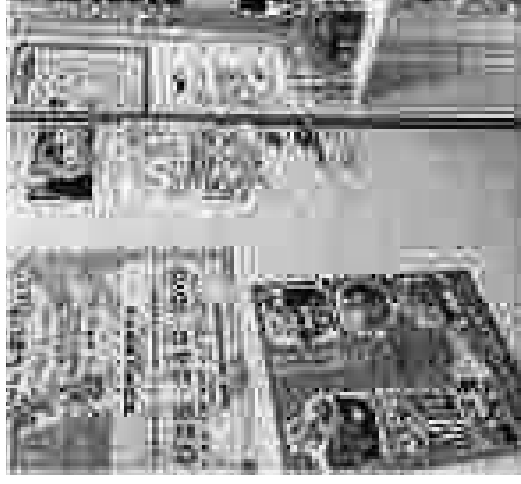
□ 政府広報を活用した広報活動

政府広報を活用し本週間を紹介、期間中にヤフーバーナーに広告を掲載。

ー ヤフーバーナー広告 ー



○今年度は新潟市薬剤師会の協力のもと、市内全ての薬局に啓発ポスターを掲示



アルコール関連問題啓発フォーラム2018 in Tokyo（厚生労働省主催）

日時 11月10日（土） 13:30～17:00

場所 ベルサール西新宿（東京都新宿区西新宿4-15-3 住友不動産西新宿ビル3号館）
（主なプログラム）

PART1 基調講演

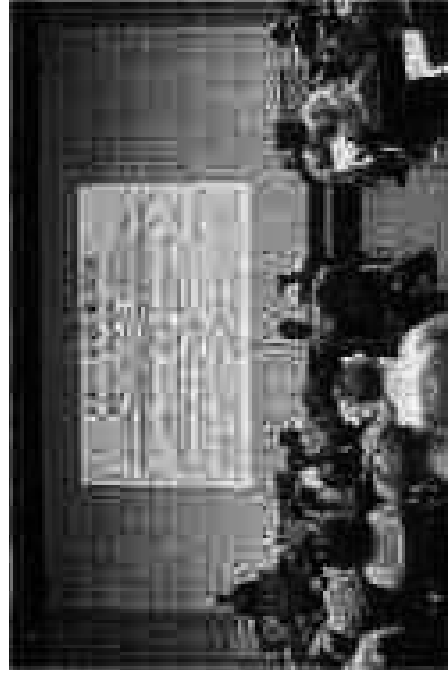
- ・講演①「女性の飲酒とアルコール依存症」
（岩原 千絵：久里浜医療センター精神科医師）
- ・講演②「アルコール依存症と家族」（東 ちづる：女優）

PART2 「飲酒と飲酒問題に関する疑問に答える・誤解を解く」

- ・twitterで公開募集した質問への回答
- ・断酒会の模擬例会
- ・リカバリーパレード・コーラス

PART3 「アルコール依存症に対する正しい認識を」

- ・SBIRTのすすめ（ロールプレイ）
- ・パネルディスカッション（テーマ：アルコール依存症に対する認識）



アルコール関連問題啓発フォーラム2018（都道府県共催）

①アルコール関連問題啓発フォーラム in 佐賀（11月11日（日） 13:30～16:30）

- ・講演「アルコールについての基礎知識」：武藤 岳夫（肥前精神医療センター）
- ・佐賀県アルコール健康障害対策関連政策紹介
- ・体験談「自助グループの力」：NPO法人佐賀県断酒連合会
- ・対談：森重 樹一（ZIGGY）、杠 岳文（肥前精神医療センター院長）、一ノ瀬 裕子（フリーアナウンサー）
- ・ミニライブ：森重 樹一（ZIGGY）

②アルコール関連問題啓発フォーラム in 埼玉（11月21日（水） 14:00～16:30）

- ・基調講演「アルコール依存症の父を持った娘としての経験」：菊池 真理子（漫画家）
- ・トークセッション「お酒とのつきあい方」：前園 真聖（元サッカー日本代表）、菊池 真理子（漫画家）、吉岡 幸子（大学教授）、合川 勇三（精神科医師）

③アルコール関連問題啓発フォーラム in 秋田（11月25日（日） 13:30～16:00）

- ・基調講演「お酒と健康的に付き合う方法」：見城 美枝子（青森大学副学長）
- ・シンポジウム「アルコール健康障害とは」：「秋田県酒造組合の取組」「産業医から見たアルコール健康障害」他

④アルコール関連問題啓発フォーラム in 愛媛（12月16日（日） 13:30～16:00）

- ・基調講演：辻本 士郎（ひがし布施クリニック院長）
- ・愛媛県アルコール健康障害対策推進基本計画について
- ・「県内の断酒会活動の取り組みについて」：伊賀上 秀樹（NPO法人愛媛県断酒会理事長）

1 地域生活支援事業等について

(1) 平成 31 年度予算（案）について

① 平成 31 年度予算（案）の概要

地域生活支援事業等は、各自治体が実施主体として、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業である。また、国として促進すべき事業については、「地域生活支援促進事業」として特別枠に位置付け、5割又は定額の補助率を確保している。

平成 31 年度予算（案）における地域生活支援事業費等補助金については、以下のとおり事業の見直しを行い、総額で 495 億円を計上している。

各自治体においては、地域における障害者等の支援の推進を図るため、新設された事業の活用を図るとともに、事業全体が効果的かつ効率的に運営されるよう、引き続き取り組まれない。

なお、現時点での交付要綱及び実施要綱（案）は、（別添 1－2）から（別添 1－4）までのとおり。実施要綱については、平成 31 年度予算（案）を踏まえた改正のほかに、事業の実施主体を事業ごとの実施要領に明記したほか、間接補助が可能な事業について事業ごとに確認可能としているので、事業実施の検討に当たっての参考とされたい。

（資料 1－1）平成 31 年度予算（案）の概要（地域生活支援事業等）

（資料 1－2）地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱新旧対照表（案）

（資料 1－3）地域生活支援事業実施要綱新旧対照表（案）

（資料 1－4）地域生活支援促進事業実施要綱新旧対照表（案）

ア 地域生活支援事業の見直しについて

地域生活支援事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（441 億円）を計上している。

平成 31 年度予算（案）における見直しの内容は以下のとおり。

（ア）事業の新設等

- ・ 家庭・教育・福祉の連携による地域における発達障害者等への切れ目のない支援の充実を図るため「家庭・教育・福祉連携推進事業」（市町村任意事業）を創設。
- ・ 失語症の方の意思疎通支援の充実を図るため、「専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業」（都道府県必須事業）の対象に「失語症者向け意思疎通支援者派遣事業」を追加する。
- ・ 障害者自立支援機器を活用した障害のある方の社会参加の更なる促進を図るため、「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を廃止し、より柔軟な事業の実施やPTやOTなどの専門職のアウトリーチによる支援などが行えるよう「障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業」（都道府県任意事業）を創設。

- ・「相談支援従事者研修事業」（都道府県任意事業）の対象に「主任相談支援専門員研修事業」を追加する（併せて事業名称を「相談支援従事者等研修」に改称）。

（イ）事業の拡充

- ・身近な地域で「心のバリアフリー」の推進が図られるよう、「理解促進研修・啓発事業」及び「自発的活動支援事業」（市町村必須事業）の対象事業を拡充。・聴覚に障害のある方の意思疎通支援の充実を図るため、「意思疎通支援事業」（市町村必須事業）の「手話通訳者派遣事業」にタブレットを用いた遠隔手話を導入。

（ウ）その他

- ・「広域的な支援事業」の「精神障害者地域生活支援広域調整等事業」のうち、「災害派遣精神医療チーム体制整備事業」（都道府県必須事業）を医療施設運営等補助金に移管。

イ 地域生活支援促進事業の見直しについて

地域生活支援促進事業については、市町村及び都道府県における事業の着実な実施に必要な予算（54億円）を計上している。

平成31年度予算（案）における見直しの内容は以下のとおりである。

（ア）事業の新設等

- ・医療的ケア児等に対する総合的支援体制を強化するため、「医療的ケア児等総合支援事業」を創設（これに伴い「医療的ケア児等コーディネーター等養成研修事業」及び「医療的ケア児支援促進モデル事業」（児童保護費等補助金）は「医療的ケア児等総合支援事業」のメニュー事業として再編）。
- ・発達障害者の初診待機解消を図るため、「発達障害診断待機解消事業」を創設（これに伴い「発達障害者専門医療機関ネットワーク構築事業」は「発達障害診断待機解消事業」のメニュー事業として再編）。
- ・より効果的かつ計画的な地域生活支援事業の実施のため、地域の関係機関により構築されるプラットフォームを構築し、事業効果の検証等を行う「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」を創設。
- ・障害者の情報アクセシビリティの向上を図るため、「障害者ITサポートセンター運営」、「パソコンボランティア養成・派遣」、「視覚障害者用地域情報提供」（いずれも地域生活支援事業の都道府県任意事業）を「障害者ICTサポート総合推進事業」に統合し、地域生活支援促進事業として新設。
- ・手話通訳士の確保や、地域の意思疎通支援事業従事者の質の向上を図るため、現任職員研修等を行う「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」を創設。

（イ）事業の拡充

- ・「障害者虐待防止対策支援事業」について、都道府県及び市町村の役割の明確化を踏まえた事業内容の整理及び未実施自治体における整備促進に向け、補助を拡充。
- ・「工賃向上計画支援等事業」について、就労継続支援事業所において利用者に支払う工賃・賃金の向上のための経営改善や販路開拓等の支援や「農福連携」の推進に向け必要となる経費を拡充。
- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業」について、精神障害者に対する地域住民の理解を深めることを目的としたシンポジウムの開催に係る経費を拡充。

② 地域生活支援事業と地域生活支援促進事業の関係

「地域生活支援事業」は、各自治体が、地域の実情や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により実施する事業であり、また、交付された補助金は各自治体の裁量で個々の事業に柔軟に配分することができる「統合補助金」としている。

他方、「地域生活支援促進事業」は、国として促進すべき事業について特別枠に位置づけ、事業ごとに交付する補助金によりそれぞれの事業を実施するものである。

従って、地域生活支援事業に交付された補助金と地域生活支援促進事業に交付された補助金の配分を変更することはできないので、補助金の事前協議の際には事業費の見積りを適切に行うとともに、執行に当たっては留意されたい。

③ 平成 31 年度配分方針・スケジュール

ア 地域生活支援事業の配分について

地域生活支援事業（特別支援事業を除く。）については、引き続き、自治体による必須事業の着実な実施を支援することを重点課題とし、平成 31 年度における補助金の配分は、平成 30 年度の必須事業の実績を最大限配慮することとする。

当該実績は、交付要綱において定める実績報告に基づくものを参酌しているが、例年、一部の自治体からの提出の遅れにより全体のスケジュールに影響が生じている。自治体におかれては、実績報告について、本年 5 月末日の提出期限を遵守するようお願いしたい。

また、配分については、平成 30 年度と同様に、当初内示と追加内示の 2 回に分けて行うこととしている。当初内示は、今年度に引き続き、基礎的配分と位置づけ、各自治体における地域生活支援事業の実施の停滞を生じないように、自治体ごとに一定の補助率を保証するとともに自治体間の国庫補助割合の均衡を図るなどの調整を行うこととしているので、予め了知されたい。

なお、地域生活支援事業のうち特別支援事業については、各自治体より国庫補助協議をしていただき、内容を精査の上で配分を行うこととしているが、具体的な取扱等については、追ってお示しするので遺漏なきようお願いしたい。

イ 地域生活支援促進事業の配分について

地域生活支援促進事業については、各自治体より国庫補助協議をしていただき、内容を精査の上で配分を行うこととしているが、事業ごとの具体的な取扱等については、追ってお示しする。

ウ 平成 31 年度地域生活支援事業費等補助金の執行スケジュールについて

平成 31 年度の地域生活支援事業及び地域生活支援促進事業に係る地域生活支援事業費等補助金の執行スケジュールは、別添（資料 1－5）のとおり予定している。

なお、これまで交付申請については、当初内示、追加内示後の 2 回に分けて受け付けてきたが、平成 31 年度においては、執行事務の円滑化等の観点から、当

初内示後の交付申請（従前の１回め）は受け付けず、追加内示後の１回に限り受け付けることとしているので、遺漏なきようお願いしたい。

（資料１－５）平成３１年度地域生活支援事業等補助金執行スケジュール（案）

（２）必須事業未実施市町村における事業化に向けた取組み

地域生活支援事業は、障害者総合支援法において、市町村が実施するものとして必須事業を定めている。この必須事業は、移動支援事業や意思疎通支援事業といった障害者等の自立した日常生活又は社会生活を支える上で重要な事業が位置づけられているが、平成２９年度末時点において実施体制が整備されておらず、未だ実施していない市町村が見受けられる。

必須事業の実施体制が整備されていない市町村においては、利用対象者からサービスを受けたい旨の申し出があった際、確実にサービス提供につなげられるよう、近隣市町村と連携してサービス提供者の育成・確保に取り組むなど、地域で生活する障害者のニーズに即したサービスの確保をお願いしたい。併せて、各都道府県においては、管内市町村に対する支援をお願いしたい。

（３）地域生活支援事業の適正な実施

① 事業者に対する指導等の実施

地域生活支援事業は、公費により実施される事業であり、適正な実施が求められているが、これまで、移動支援事業、日常生活用具給付等事業、地域活動支援センター機能強化事業等において、事業者の不正受給事案等が生じていた旨の報告を受けている。

また、市町村の任意事業である日中一時支援事業において、預かりを行った乳幼児が死亡するといった事故の報告も受けているところである（なお、当該事故のあった市町村では、有資格専門職員を配置することの義務付けや事故発生時の対応の明確化等を盛り込んだ要綱改正を行うなどの対応をとったとの報告を受けている。）。

各自治体においては、引き続き、事業者に対する指導・点検をお願いするとともに、任意事業における事業者の登録や指定等を行うに当たっても、事業が安全に実施できる体制にあるかなど、慎重に判断されたい。

② 地域生活支援事業等の補助対象外事業

地域生活支援事業等の補助対象外事業については、地域生活支援事業実施要綱の６の留意事項において次のように明記している。

[引用開始] -----

（４） 次に掲げる事業については、補助対象とならない。

ア 地域生活支援事業のうち交付税措置により行われる事業

イ 国が別途定める国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業

ウ 都道府県又は市町村が独自に個人に金銭給付（これに準ずるものを含む。）を行い、又は個人負担を直接的に軽減する事業

-----[引用終了]

しかしながら、一部の市町村において、

- ・ 人工内耳の体外器など他制度で支給すべき機器等を「日常生活用具給付等事業」の対象としている
- ・ 障害者に対するタクシー券の交付といった金銭給付を行う事業を「移動支援事業」に位置付けている

等、補助対象とならない事業を含めて交付申請等を行っている事例が過去に見受けられた。

各自治体においては、引き続き、補助金の交付申請等に当たり、国庫補助対象外の事業が含まれていないことを十分に確認するようお願いする。

③ 障害特性に配慮したサービス提供の推進

関係団体から、障害福祉サービス事業者と利用者との契約において契約内容を点字、音声等で提供する等、障害特性に配慮した取組みを推進して欲しい旨の意見が寄せられている。

各自治体においては、障害特性に配慮したサービス提供の推進について事業者に対して周知するなどの対応をお願いしたい。

（４）地域生活支援事業における利用者負担

平成 22 年 4 月から、障害福祉サービス等に係る低所得（市町村民税非課税）者の利用者負担が無料化されたことを踏まえ、各実施主体の判断で定めることとなっている地域生活支援事業の利用者負担の取扱いについて、これまでの課長会議等において検討をお願いしてきたところである。

各自治体においては、障害福祉サービス等の利用者負担の取扱いを踏まえ、地域生活支援事業に係る利用者負担について、利用者の負担能力に応じて取り扱われるよう検討をお願いしたい。

特に、意思疎通支援事業や移動支援事業等については、地域生活支援事業創設以前の利用者負担の状況や障害福祉サービス等における利用者負担の状況等を十分に踏まえ、引き続き、サービス利用に支障が生じないよう対応をお願いしたい。

（資料 1－6）地域生活支援事業に係る低所得者の利用者負担の状況（平成 30 年度）

（５）平成 31 年度における特別支援事業と特別促進事業の実施方針について

① 特別支援事業について

特別支援事業については、平成 21 年度予算において、「必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を図ることを目的」とする事業として、地域生活支援事業の 1 メニューとして創設されたもの。

事業の実施に当たっては、厚生労働省が示す事業例を踏まえ地方自治体において作成される事業計画に応じ、採択を行っているが、平成 31 年度においては、特別支援事業の対象について、

- ・ 「必須事業」の充実等に資するものに限ることを明確化する
- ・ 事業の実施から一定期間を経過し一定の定着が認められる事業等について、地域生活支援事業等に統合する

など、事業の重点化を行うこととしているので、本事業の国庫補助協議を行うことを予定している自治体におかれては、あらかじめ了知されたい。なお、見直しの概要等については、（資料 1－7）を参照されたい。

（資料 1－7）平成 31 年度特別支援事業見直しの概要

② 特別促進事業について

特別促進事業については、平成 29 年度予算において、地域生活支援促進事業が創設された際に「都道府県又は市町村から提出される実施計画等を踏まえ、特に重要な事業について、別に定めるところにより、予算の範囲内で補助する。」ものとして創設されたもの。

平成 31 年度においては、地域生活支援促進事業が政策的な課題に対応する事業であることを踏まえ、地方自治体で作成する実施計画について、地域における政策課題や定量的な目標を記載するよう様式の見直しを行う予定としているので、本事業の国庫補助協議を行うことを予定している自治体におかれては、あらかじめ了知されたい。

（6）移動支援事業の実施について

① 効果的・効率的なサービス提供

移動支援事業は、障害者等の社会参加を促進し、地域での自立した生活を支える上で重要なサービスであり、実施にあたっては、事業の利用を希望する者の心身の状況や、利用についての意向等を十分に把握した上で、適切な利用時間を設定するなど、真に必要とする者にサービスが適切に提供されるようお願いする。

また、サービスの担い手であるガイドヘルパーの確保やその資質向上の取組みについても配慮願いたい。

更に、複数の障害者等について、同一の目的地への移動を同時に支援することが適当と認められる場合には、グループ支援型によるサービス提供も考えられるので、実施していない市町村においては活用を図られたい。

（資料 1－8）移動支援事業の実施体制整備状況（平成 29 年度）

② 視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業

視覚障害者移動支援従事者資質向上研修事業は、視覚障害者の移動の支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図ることを目的として、社会福祉法人日本盲人

会連合の事業として実施されている。この研修の修了者は、視覚障害者の移動支援に従事するガイドヘルパーの資質の向上を図る指導者となることが想定されているので、同行援護従事者養成研修等の講師としての活用について検討されたい。

(7) 地域活動支援センターの安定的・効果的な運営の確保

① 地域活動支援センターの安定的な運営の確保

地域活動支援センターは、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設として、障害者の地域における自立した生活を支える上で重要であることから、地域生活支援事業の必須事業に位置づけられている。

地域活動支援センターの基礎的事業は、市町村の一般財源により実施するものであり、地方交付税制度により、一定の財源が保障されている。

このため、各市町村においては、少なくとも従前の小規模作業所の補助水準を確保するなど、安定した事業運営が図られるよう配慮をお願いしたい。

(参考) 地域活動支援センター運営費の一般財源化

地方交付税(普通交付税)の額を決定する際の基準財政需要額の中に地域活動支援センター及び小規模作業所に対する運営費部分が含まれており、平成18年度以降は、引き続き適正な補助水準が確保されるよう、都道府県に措置されていた部分が市町村に集約されている。

(資料1-9) 地域活動支援センターの実施体制整備状況(平成29年度)

② 障害者の夕方・休日における余暇活動等の支援について

障害者が日中活動や就労を終えた後の夕方や休日に、余暇活動や地域との交流のための支援を行うことは、地域で自立した生活を営むために有効である。

地域によっては、障害者のこうしたニーズに対応するため、夕方の時間帯や土日に開所している地域活動支援センターもあり、各自治体におかれては、参考としていただき、地域の障害者のニーズ等を踏まえた事業展開を行っていただきたい。なお、こうしたサービスを基礎的事業に加えて実施する場合は、地域活動支援センター機能強化事業の対象となることを申し添える。

また、今後、地域活動支援センター等における夕方の時間帯や土日・休日の運営状況等に関する実態把握を行う予定としているので、ご協力をお願いしたい。

(例1) 地域活動支援センター(立川市)

利用時間 火曜日～土曜日 9:00～17:30(曜日によっては 18:30)

事業内容 料理や体操などの余暇活動支援、ピアスタッフを中心としたピア活動、交流スペースの開放等

(例2) 地域活動支援センター(土日・トワイライト事業)

利用時間 平日 15:45～19:00、土日 10:15～15:00

事業内容 余暇活動、入浴、夕食、送迎(平日は通所先施設等まで迎え)

（８）地域生活支援事業に関する障害者総合福祉推進事業等について

① 障害者総合福祉推進事業（調査研究事業）について

平成 30 年度障害者総合福祉推進事業「地域生活支援事業の実施状況（実態）及び効果的な実施に向けた調査研究」（みずほ情報総研株式会社）における地域生活支援事業についての実態把握調査については多くの市区町村にご協力をいただき、御礼申し上げます。

平成 31 年度の同事業においては、指定公募課題として「地域生活支援事業を効果的に実施するための計画策定に関する調査研究」を挙げ、地方自治体が、地域生活支援事業の見込量等を第 6 期障害福祉計画に位置付ける際に活用できるワークシートを作成する予定としており、採択団体（選定中）による調査等の実施の際には、引き続き御協力をお願いしたい。

（資料 1－10）2019(平成 31)年度障害者総合福祉推進事業指定課題個票

② 地域生活支援促進事業「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」との連携について

また、平成 31 年度の調査研究事業については、平成 31 年度予算（案）で地域生活支援促進事業として新設を予定している「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」との連携も想定している（事業概要は（資料 1－11）を参照）。

この事業は、市町村・都道府県のいずれもが実施主体となり得ることとしており、実施主体の選定に当たっては、一都道府県当たり 3 自治体を都道府県から推薦いただくこととしている（推薦依頼は追って行う予定）。

また、この事業は、平成 31 年度の調査研究事業とともに、地域生活支援事業の有効性を高め、地域で暮らす障害者等の生活支援を行う上で重要なものと考えており（補助率は 10/10(定額)）、都道府県におかれては、推薦に当たっての管内市区町村との調整及び事業実施の際の密接な連携をお願いしたい。

（資料 1－11）「地域のニーズに基づく効果的な地域生活支援事業実施のための実態把握事業」（概要）

（９）心のバリアフリーを広めるための取組について

① 「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」

平成 29 年 2 月 20 日に第一回ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議が開催され、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（以下「行動計画」という。）が決定された。

行動計画に示された心のバリアフリーを広げるための地域における取組や障害のある人による取組については、地域生活支援事業の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業、地域生活支援促進事業の「心のバリアフリー」推進事業の活用が期待されていることから、各自治体において積極的な取組をお願いしたい。

なお、理解促進研修・啓発事業、自発的活動等支援事業及び「心のバリアフリー」推進事業について、平成 30 年度の取組事例をまとめているので、事業実施に当たっての参考とされたい。

(資料 1－12) ユニバーサルデザイン 2020 行動計画 (抄)

(資料 1－13) 理解促進研修・啓発事業の取組事例

(資料 1－14) 自発的活動支援事業の取組事例

(資料 1－15) 「心のバリアフリー」推進事業の取組事例

② 障害者等の理解促進に対する取組について

「理解促進研修・啓発事業」や「「心のバリアフリー」推進事業」の実施に当たっては、障害別の接し方を解説したパンフレットやホームページの作成、障害者に関するマークの紹介(資料 1－16 参照)等、障害者等に対する理解を深めるための普及・啓発を目的とした広報活動の実施についても引き続きお願いする。

また、障害者等の理解促進に対する取組については、東京都における「ヘルプマーク」や鳥取県における「あいサポート運動」などの取組が実施されているので、参考とされたい。

また、障害者に関するマークの紹介に当たっては、マーク等の配布のみにとどまらず、支援等が必要な者に適切な支援が届くよう、当該マークの持つ意味を広く地域住民に周知することにも併せて取り組まされたい。

(資料 1－16) 障害者に関係するマークの一例(平成 30 年版障害者白書(抜粋))

ア ヘルプマークについて

ヘルプマークは、東京都において、義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークである。

都民に対して、電車などでポスターを掲示する等により、ヘルプマークを必要とする方に対して当該マークの所持を促すとともに、ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動を呼びかけている。

また、平成 29 年 7 月には日本工業規格(JIS)に位置付けられ、厚生労働省においても、これを契機に、ホームページへ掲載し、広く周知を図っている。

なお、ヘルプマークについては、東京都作成の「ヘルプマーク作成・活用ガイドライン」に記載の一定の要件を満たす場合に自由に作成・使用できるとされており、地方公共団体がヘルプマークの普及・啓発に取り組もうとするに当たり、東京都に対し、その都度申請し許可を得る必要はない。他方、東京都からは、正しい周知及び利用を促進するため、ヘルプマークの導入及び活用を検討している地方公共団体におかれては、東京都に対し、事前に相談・内容の確認を行うことが望まし

いと言われており、同ガイドラインに記載のある方法で情報提供を行うようお願いしたい。

このヘルプマークについては全国に広がっており、平成 30 年 11 月末日時点で、34 都道府県で導入されているとのことである。

(資料 1－17) 厚生労働省ホームページ（ヘルプマークの JIS への追加）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000173500.html>

イ あいサポート運動について

鳥取県では、地域の誰もが障害のある方と共に生きるサポーターになっていただく取組として「あいサポート運動」を推進している。この運動は、様々な障害の特性などを理解するための研修に参加した方を「あいサポーター」として認定し、日常的に「あいサポートバッジ」を着用して、障害のある方が困っているときにちょっとした手助けを行うものである。この運動によって、障害のある方を気軽に手助けしやすい環境づくりを進めるとともに、「障がいを知り、共に生きる」をスローガンとして、障害のある方が暮らしやすい地域社会の実現に向けて取り組んでいる。

この鳥取県で始まった「あいサポート運動」は全国に広がっており、平成 31 年 2 月 1 日時点で、8 県 12 市 5 町で取り組まれているとのことである。

2 意思疎通支援について

(1) 意思疎通支援の強化等

ア 意思疎通支援事業

地域生活支援事業の必須事業である意思疎通支援事業の実施体制については、資料 2－1 のとおりである。都道府県等におかれては、「地域生活支援事業における意思疎通支援を行う者の派遣等について」（平成 25 年 3 月 27 日障企自発 0327 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）を参考に、引き続き適切な実施及び実施率の向上に努めていただきたい。

また、社会福祉法人全国手話研修センターによる手話通訳者・手話通訳士の資質向上のための現任研修について、平成 31 年度も引き続き実施することとしているので、各都道府県等には積極的に受講者を派遣するなどの配慮をお願いしたい。

更に、平成 31 年度からは、地域生活支援促進事業に「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」を新たに創設し、現に意思疎通支援に携わる者のスキルアップを目的とする研修に対する支援を実施するとともに社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士試験に向けた講座及び手話通訳士の技術向上のための講座に受講者を派遣する事業を実施することとしている。各都道府県は現任研修の実施、また積極的に受講者を派遣いただきたい。

また、平成 29 年度から、手話通訳者の設置がない市町村窓口等において、遠隔手話通訳サービスを導入した場合にも、地域生活支援事業の対象とすることとしているが、平成 31 年度からは、手話通訳者の派遣事業においても聴覚障害者の所有するタブレット等を用いた遠隔手話通訳サービスによる提供も地域生活支援事業の対象とすることとする。

なお、本対応は聴覚障害者に対する意思疎通支援体制の強化の一手段として、手話通訳者の設置が困難な自治体、手話通訳者の派遣が困難な場合に限り対象とするものと考えており、現在設置や派遣されている手話通訳者の代替として遠隔手話通訳サービスを導入することを想定しているものではないことにご留意いただきたい。

(資料 2－1) 意思疎通支援の実施体制整備状況【都道府県別】

イ 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成等における留意事項

事業実施にあたっては、次に掲げる事項について御留意願いたい。

- 視聴覚障害者情報提供施設などの関係機関や団体への委託、近隣市町村との共同実施などの方法により、効率的な事業の実施に努められたいこと。
- 派遣対象について、利用者の意向に配慮されたいこと。
- 視覚に障害のある方々の意思疎通を図る方法については、点訳や音声訳、読み書きを支援するための代読や代筆などの方法があるので、それぞれのニーズを的確に把握し、必要な支援体制が早期に整備できるよう都道府県における実施も検討されたいこと。また、窓口等において代読や代筆支援を行うにあたっては、利用者にそれらの支

援を行うことが分かるよう音声による案内や表示を行うなどの配慮いただきたい。

- 平成 27 年 12 月の社会保障審議会障害者部会の報告書の指摘も踏まえ、対象者に失語症、知的障害、発達障害、高次脳機能障害、重度の身体障害、難病を新たに明記し、対象者を明確化したので、引き続き、事業実施について留意されたいこと。
- 平成 28 年 6 月 28 日付障害保健福祉部企画課長通知により、意思疎通を図ることに支障がある障害者等が入院する際に、意思疎通支援事業が利用可能であることを周知したので、ご留意願いたいこと。

なお、本通知の内容については、平成 30 年 4 月以降、重度訪問介護の訪問先が医療機関に拡大されても、取扱いは変わらないため、併せてご留意願いたいこと。

- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成及び派遣については、大都市等の特例により、指定都市及び中核市においても必須事業となっていること

具体的には、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修及び派遣について必須事業として行うこと。

- また、2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催へ向けた国際手話通訳者の養成についても「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業」において実施することが可能となっているので、ご留意願いたいこと。
- 「音声コード普及のための研修」については、障害者総合支援法における市町村地域生活支援事業の必須事業である「理解促進研修・啓発事業」を活用する等音声コードの普及を促進していただきたいこと。

ウ 要約筆記者の養成及び派遣

要約筆記者派遣事業については、平成 23 年度に新たに要約筆記者養成カリキュラムを策定し、多様なニーズに対応できる「要約筆記者」を養成・派遣することとし、平成 25 年度からは、要約筆記者派遣事業には原則として登録試験を合格した「要約筆記者」を派遣することとしているところである。

平成 31 年度も引き続き、社会福祉法人聴力障害者情報文化センターに要約筆記者指導者の養成研修事業を委託することとしているので、特に参加の少ない都道府県等におかれては、積極的に受講者を派遣していただくとともに、その研修修了者を活用して、各都道府県等において確実に養成研修事業を実施していただきたい。

(資料 2－2) 要約筆記者指導員養成研修事業の参加状況

エ 失語症者向け意思疎通支援者の養成及び派遣

失語症者に対する意思疎通支援については、平成 28 年度に、失語症者向け意思疎通支援者養成カリキュラム及び養成研修テキストを作成し、各都道府県障害福祉主管課及び各都道府県言語聴覚士会へ周知したところである。

平成 29 年度以降は、(一社)日本言語聴覚士協会の協力のもと(平成 30 年度以降は同協会へ委託)、養成研修の講師となる人材を養成する「失語症者向け意思疎通支援者指導者養成研修」を実施し、各都道府県から受講者が派遣され、受講された。な

お、平成 31 年度は今年度同様に各都道府県 2 名ずつの募集を予定しているため、各都道府県においては参加者の推薦について、ご対応をお願いしたい。

また、平成 30 年度から、地域生活支援事業の「専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業（都道府県必須事業）」に「失語症者向け意思疎通支援者養成研修事業」が追加されている。各都道府県においては、支援の全国展開に向け、指導者養成研修修了者を中心として、支援者養成研修事業の実施に取り組むなどの対応をお願いしたい。

また、養成された支援者の派遣については、「意思疎通支援事業（市町村必須事業）」において実施してきたところであるが、平成 31 年度からは市町村域を超える広域的な派遣、複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議、研修、講演又は講義等並びに市町村での対応が困難な派遣等を可能とするため「専門性の高い意思疎通支援者派遣事業（都道府県必須事業）」に失語症者向け意思疎通支援者の派遣事業を加えて実施することとしているので、今後の支援者派遣の実施体制構築に向け、各都道府県及び市町村で連携しつつ進めていただきたい。

（資料 2－3）失語症者向け意思疎通支援事業イメージについて

（２）情報・コミュニケーション支援

ア 視聴覚障害者への情報提供体制

視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援については、障害者基本法第 22 条（情報の利用におけるバリアフリー化等）において、より一層の充実が求められている。

従前から地域における視聴覚障害者への情報提供を行う施設として、視聴覚障害者情報提供施設（身体障害者福祉法第 34 条）の整備を各地で進めていただいているところである。同施設では、点字刊行物や録音図書の製作・貸出、聴覚障害者が利用する字幕（手話）入り録画物の製作・貸出、点訳や手話通訳等を行う者の養成や派遣、視聴覚障害者に関する相談等が行われ、障害者の情報・コミュニケーション支援の拠点としての機能を果たしている。

また、東日本大震災直後から被災地への手話通訳者等の派遣や、全国の視覚障害や聴覚障害の団体で構成する現地支援本部の活動を支援するなど、発災時にも大きな役割を果たしており、今後も災害時における被災障害者の安否確認や、避難所における情報支援などの役割を担うなど、その積極的な活用が期待されている。

このようなことから、聴覚障害者情報提供施設は、平成 24 年度までの「重点施策実施 5 ヶ年計画」、平成 25 年度から平成 29 年度までの「第 3 次障害者基本計画」、今年度 4 月からスタートした「第 4 次基本計画」においても、計画終了年度までに全都道府県に設置することを成果目標として掲げているところである。

しかしながら、平成 30 年 12 月末現在、全国で 53 施設（指定都市を含む）の設置にとどまっていることから、引き続き、未設置の自治体におかれては、設置についての検討をお願いする。

イ 視聴覚障害者情報提供施設に係る運営費

点字図書館及び聴覚障害者情報提供施設の運営に要する費用については、身体障害者保護費国庫負担金交付要綱に示す基準額により算定することとしている。

また、国際障害者交流センター（「ビッグ・アイ」）が実施する「災害時視聴覚障害者支援リーダー養成研修事業」の研修修了者を活用して、地域において実践的救援訓練を実施した場合、その費用については「施設機能強化推進費」の「総合防災対策強化事業」の対象としているので活用いただきたい。（「「災害時視聴覚障害者リーダー養成研修事業」の研修終了者を活用した地域における実践的救援訓練について」平成 25 年 5 月 20 日付事務連絡）

また、身体障害者保護費国庫負担金については、平成 22 年度の決算検査報告において、対象外経費への不適切な支出についての指摘を受けているため、各自治体においては、引き続き、適正な事務処理に努めていただきたい。

なお、平成 31 年度予算案においては点字図書館における情報化対応特別管理費（点字図書及び音声図書を製作し配信するための経費）の加算単価を増額し、点字図書館における点字図書及び音声図書の製作に係る経費を充実する予定である。各都道府県におかれては、管内の点字図書館と連携し、積極的に活用いただきたい。

ウ 点字図書、大活字図書等の給付

視覚障害者が情報を得るために必要な「点字図書」や「大活字図書」、「DAISY 図書」などについては、地域生活支援事業の日常生活用具給付等事業において利用者の状況等に応じて柔軟に支給できることとなっているので、引き続き、各市町村においては、地域の障害者の実情やニーズ等を十分に踏まえた上で、必要な用具の給付等が適切に行われるよう配慮願いたい。

エ 手話通訳者等の人材養成

都道府県や市町村において開催される手話通訳者・手話奉仕員養成研修の講師養成及び手話通訳士・手話通訳者の技術向上を図る現任研修については、社会福祉法人全国手話研修センターに委託し、全国的規模で実施しているところである。平成 31 年度も引き続き同様の実施を予定しているので、積極的に受講者を派遣されるようお願いしたい。

また、平成 25 年度から手話奉仕員養成研修事業を市町村地域生活支援事業の必須事業としたところであり、手話通訳者・手話奉仕員養成担当講師リーダー養成研修事業を社会福祉法人全国手話研修センターに委託して実施しているので、積極的に受講者を派遣していただくようお願いしたい。

さらに、平成 31 年度から、地域生活支援促進事業「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」において、現に意思疎通支援に携わる者のスキルアップを目的とす

る研修に対する支援を実施すること、また社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する手話通訳士試験に向けた講座及び手話通訳士の技術向上のための講座に受講者を派遣する事業を実施することとしているので、積極的に受講者を派遣いただくようお願いしたい（再掲）。

カ 障害者の情報通信技術の利用機会拡大

情報通信における情報アクセシビリティの向上については、障害者基本計画において、ICT の活用により積極的に推進することとされている。

地域において障害者に対する ICT 支援を総合的に実施することにより障害者の情報アクセシビリティの更なる推進を図るために、平成 31 年度予算案において、地域生活支援促進事業に「ICT サポート総合推進事業」を新たに位置づけることとする。「ICT サポート総合推進事業」では、

- ① 障害者に対する ICT 機器の紹介や貸出、利用に係る相談等を行う総合的なサービス拠点を設置し運営する事業、
- ② 障害者に対し、ICT 機器の利用操作等について支援を行うパソコンボランティアの養成・派遣を行う事業、
- ③ 障害者が利用しやすい媒体に加工した地域情報等を障害者がアクセスしやすいネットワークへアップロードする事業、

を行うこととしている。

当該事業の実施にあたっては、専門的な知見を有する外部機関への委託や、視聴覚障害者情報提供施設と連携するなど、効率的・効果的な事業実施に努めていただきたい。また、ICT 機器の紹介や貸出には、ヒアリンググループなどの情報保障を行うための専門的な機器も広く含むこととするため、各都道府県におかれては、積極的に事業実施するよう検討いただきたい。

(資料 2－5) ICT サポート総合推進事業の概要

(資料 2－6) IT サポートセンターの事業取組状況

オ 電話リレーサービス提供事業の実施について

聴覚障害者が一人で電話を掛けられるよう支援する「電話リレーサービス」について、平成 29 年度から、日本財団の協力のもと、4 ヶ所の聴覚障害者情報提供施設に手話通訳や文字通訳に対応するオペレーターを配置し、電話リレーサービスの提供体制を確保する事業を実施している。

平成 30 年度以降は、提供体制の強化を図り、実施施設数やオペレーターを増加しており、より多くの利用者の受入が可能となっている。

利用登録は日本財団のホームページから可能であるため、各自治体においても、聴覚障害者の電話リレーサービス利用が進むよう、聴覚障害者が多く参加する場など様々な機会を活用し事業内容や登録方法等の積極的な周知をお願いしたい。

(参考) 日本財団ホームページ <http://trs-nippon.jp/>

(3) 災害時における視聴覚障害者支援

地震や大雨などの災害発生時においては、自ら避難することが困難な状況にある障害者に配慮した支援策を講じることが重要である。

こうした避難行動要支援者の避難対策について、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成 25 年 8 月内閣府（防災担当））」をもとに、災害関係部局や障害関係団体との連携強化を図り、障害特性や地域特性に応じた具体的な対応策を講じていただくようお願いしたい。

例えば、三重県（三重県聴覚障害者支援センター）においては、県内の10市町と「災害時における避難行動要支援者（聴覚障がい者）の支援に関する協定」を締結し、発災時に聴覚障害者情報提供施設が聴覚障害者に対して避難情報等の伝達や安否確認等の活動を行うこととする取組が行われている。（（参考）三重県聴覚障害者支援センターホームページ <https://www.deaf-mie-center.com/>）

特に、視聴覚障害者については、災害発生時には、その障害特性から情報取得やコミュニケーション支援が著しく困難となることから、

①避難準備情報等については、障害関係団体等と連携した伝達体制を整備するとともに、多様な手段（専用通信やインターネットなど）の活用による通信の確保への配慮を、

②避難所等においては、ボランティアによる支援やホワイトボード等の機材を使用した効果的な支援、災害時に活用可能なラジオや聴覚障害者用情報受信装置などを活用した情報提供など障害特性に応じた配慮を

お願いしたい。

（資料 2－7）避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について（例）

さらに、被災した障害者に対する支援を行った関係団体によると、被災した視聴覚障害者の中には、補装具や日常生活用具をはじめとする障害福祉施策に関する情報を持たない者も多くいたと報告されていることから、日頃より福祉制度に関する情報提供や周知を行うよう配慮をお願いしたい。

また、避難所（福祉避難所を含む。）及び避難経路の周知等については、地域生活支援事業の「点字・声の広報等発行事業」の活用が可能であるとともに、避難訓練等の災害対策活動を実施する場合には同事業の「自発的活動支援事業」の活用も可能としており、管内市町村にも積極的な活用の周知をお願いするとともに、内閣府（防災担当）の災害予防関係事業についても活用が可能であることから併せて周知をお願いしたい。

（資料 2－8）平成 31 年度内閣府防災部門予算案

(<http://www.bousai.go.jp/taisaku/yosan/index.html>)

なお、福祉避難所の設置・活用の促進のため、「福祉避難所設置・運営に関するガイドライン」（日本赤十字社 HP：<http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/document/>）が公表されているので参照されたい。

（４）盲ろう者向け福祉施策

「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」については、平成 25 年 4 月から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであるが、都道府県のみならず、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。

なお、指定都市及び中核市において盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業が実施されるまでの間も、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣が受けられるよう都道府県と連携するようご留意いただきたい。

（資料 2－9）盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の実施状況について

また、平成 30 年 4 月から盲ろう者に対する同行援護を盲ろう者向け通訳・介助員が提供した場合の加算が新設されたが、外出支援を中心とした同行援護の利用がなじまない場合や、地域資源の事情等により、「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」の実施が必要な場合があると考えられるので、引き続き本事業の推進が図られるようお願いしたい。

同じく、養成研修事業についても、平成 25 年度から都道府県地域生活支援事業の必須事業としているところであり、全都道府県において実施していただくとともに、指定都市及び中核市においても実施していただくようお願いしたい。

同養成研修事業の講師については、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会（平成 27 年度までは「盲ろう者向け通訳・介助員養成のためのモデル研修会」）（社会福祉法人全国盲ろう者協会において実施）や、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修会」（国立障害者リハビリテーションセンターにおいて平成 27 年度まで実施）の修了者が望ましいので、活用をお願いしたい。また、全国での研修実施体制確保のため、「盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会指導者養成研修会」へ積極的に受講者を派遣されたい。

なお、「盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業」の実施に当たっては、「盲ろう者向け通訳・介助員の養成カリキュラム等について（平成 25 年 3 月 25 日障企自発 0325 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知）」をお示ししており、このカリキュラムを参考に同事業の実施に努めていただきたい。

（５）行政機関における視聴覚障害者等への配慮について

行政機関における障害者への配慮については、福祉分野のみならず様々な分野にお

いて対応いただいているところであるが、平成 28 年 4 月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の動向を踏まえ、障害を理解し障害特性に応じた適切な対応が可能となるよう、新任研修などの機会を活用して、積極的な職員教育等の実施をお願いしたい。

視聴覚障害者については、窓口での対応や行政情報の提供の際に、点字や音声、手話等を用いる必要があるため、厚生労働省においては、平成 28 年度に、庁舎内の点字ブロックの拡充や、来訪者受付への情報支援機器（聞こえをサポートするスピーカー及び遠隔手話通訳サービス等が利用可能なタブレット）の設置を行ったところであるが、各自治体におかれても、情報支援機器の整備や手話通訳者の設置等により、引き続き円滑な対応に努められるようお願いしたい。

特に、手話については、障害者基本法の一部を改正する法律が平成 23 年 8 月 5 日に公布・施行され、第 3 条において「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。」と、手話が言語として位置付けられたことから、手話通訳者の設置などについて一層の配慮をお願いしたい。

また、地域住民全般に対し広く周知する必要がある内容については、相談窓口等の受付や対応が可能となるよう、東日本大震災の例も教訓として、以下の点について徹底した取組みをお願いしたい。

- ① 視覚障害者については、相談に関する連絡先（電話番号等）の周知
- ② 聴覚障害者等については、電話による相談ができない方もいることから、電話番号以外に F A X 番号又はメールアドレスの周知

[参考 1] 内閣府 H P

- 「身につけよう心の身だしなみ」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/midas.html>

- 「共生社会をみんなで作るために」（絵で見る心の身だしなみ）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/kou-kei/shukan/kyousei.html>

- 「公共サービス窓口における配慮マニュアルー障害のある方に対する心の身だしなみー」

<http://www8.cao.go.jp/shougai/manual.html>

[参考 2] 国土交通省 H P

- 「知的障害、発達障害、精神障害のある方とのコミュニケーションハンドブック」

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_tk_000005.html

（6）手話通訳技能認定試験について

手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明を行う「手話通訳技能認定試験」については、第30回試験（平成30年度）の合格発表が平成31年1月31日（木）に行われたところである。

（資料2-10）手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

第31回試験（2019年度）についても、以下のとおり全国3会場において、学科試験と実技試験を2日間の日程で実施される予定となっているので、各都道府県等においては、関係機関、関係団体への周知をお願いしたい。

第31回手話通訳技能認定試験

学科試験 平成31年10月5日（土）〔会場：東京、大阪、熊本〕

実技試験 平成31年10月6日（日）〔会場：東京、大阪、熊本〕

また、平成31年度より、地域生活支援促進事業「意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業」において、聴力障害者情報文化センター実施する手話通訳士試験に向けた講座及び手話通訳士の技術向上のための講座について管内より各都道府県、指定都市及び中核市が受講者を選定し、派遣する事業を実施することとしているので、手話通訳士試験に向け積極的に受講者を派遣いただきたい（再掲）。

（7）「Net119緊急通報システム」の周知等について

平成29年3月、聴覚・言語機能障害者が、スマートフォン等を用いて、いつでも全国どこからでも音声によらずスマートフォン等から簡易なボタン操作により緊急通報を行うことができるシステム（Net119緊急通報システム）に関する報告書がとりまとめられ、現在、当該システムの導入が全国の消防本部で進められている。

Net119緊急通報システムを利用するためには、地域の消防本部へ事前登録が必要となるが、利用者となる聴覚・言語機能障害のある方々が全国のNet119緊急通報システム導入地域と未導入地域を把握できるよう、各消防本部におけるNet119緊急通報システムの導入状況及び導入時期を消防庁ホームページにおいて公表している。

Net119緊急通報システムは、聴覚・言語機能障害がある方々の安心・安全に大きく貢献するものであることから、当室からも各都道府県・指定都市・中核市の障害保健福祉主管課あてに当該システムの普及状況に関する事務連絡（平成30年12月21日付）を発出しており、消防防災主管部等と連携の上、市町村における広報や聴覚・言語機能障害者や関係団体への周知をお願いしたい。

（資料2-11）「Net119緊急通報システムの導入状況等」の公表

（8）視覚障害者等の読書環境の向上について

本年1月1日より、視覚障害者等が利用しやすい様式の複製物を国境を越えて交換

することを可能とするマラケシュ条約の発効及びこれまで視覚的に著作物を認識できない者を対象としていた著作物の複製に係る権利制限受益者について、肢体不自由等の障害によって書籍を読むことが困難な者を広く対象とし、録音図書の製作等を許諾なく行えるようにする改正著作権法が施行されたところである。

これらの状況を踏まえ、視覚障害者等の読書環境の整備に向け、平成31年度予算案において、以下の予算を計上している。各都道府県におかれては、各事業が円滑に進むよう検討及び準備を進められたい。

ア 身体障害者保護費負担金（点字図書館等事務費）における加算単価の増額
身体障害者保護費負担金の情報化対応特別管理費（点字図書及び音声図書を製作し配信するための経費）の加算単価を増額し、点字図書館における点字図書及び音声図書の製作に係る経費を充実する予定である。

各都道府県におかれては、管内の点字図書館と連携し、積極的に活用いただきたい（再掲）。

イ 「障害者ICTサポート総合推進事業」を地域生活支援促進事業として創設

平成31年度予算において、地域生活支援事業（都道府県任意事業）であった「障害者ITサポートセンター運営」、「パソコンボランティア養成・派遣」、「視覚障害者用地域情報提供」を統合し、地域において障害者に対するICT支援を総合的に実施することにより障害者の情報アクセシビリティの更なる推進を図るため、「ICTサポート総合推進事業」として新たに地域生活支援促進事業に位置づける（再掲）。

各都道府県におかれては、視覚障害者等が読書をする際に必要となる支援機器の紹介やパソコン等の利用支援、また地域の情報を視覚障害者等が利用しやすいネットワークへアップするなどにあたり、当該事業を積極的に実施するよう検討いただきたい。

ウ サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）の利用促進

サピエ（視覚障害者情報総合ネットワーク）は、視覚障害者等がインターネットを通じて全国どこにいても点字図書や音声図書をダウンロードし読書ができるネットワークである。今後、サピエの利用者や蔵書の増加が見込まれることから、サピエのサーバーの強化を図るとともに利用者支援の観点から利用する際の相談窓口となるコールセンターの設置運営等に係る費用を計上している。

各都道府県におかれては、管内の障害者へのサピエの利用促進、また管内公共図書館等のサピエ加入・活用について、積極的な周知を図られたい。

（資料 2－12）「視覚障害者等の読書環境の整備について」

3 障害者の社会参加の促進について

障害者の社会参加の促進は、共生社会の実現のために極めて重要であることから、厚生労働省としても、様々な支援を行っているところであり、このうち、芸術文化活動、身体障害者補助犬、補装具費支給制度及び日常生活用具給付等事業、障害者自立支援機器に関しては、次のとおり促進することとしている。

(1) 芸術文化活動の振興

ア 全国障害者芸術・文化祭

全国障害者芸術・文化祭については、国民文化祭の開催都道府県を開催地として実施することを原則としており、平成 29 年度からは、開催期間も同一となって一体的に開催されている。開催都道府県においては、引き続き、国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭が相互に連携し、障害の有無に関わらず文化芸術の創造、発表、鑑賞の機会の充実・拡大を図っていただくとともに、国民の障害への理解をより一層促進されたい。

なお、平成 31 年度（第 19 回）以降の障害者芸術・文化祭の開催地については、次のとおり予定しているので、管内市町村、関係団体等へ周知いただくとともに、文化施策担当部局とも緊密に連携の上、本大会への積極的なご協力をお願いしたい。

第 19 回 新潟県（2019 年 9 月 15 日～11 月 30 日予定）
第 20 回 宮崎県（予定）
第 21 回 和歌山県（予定）

また、平成 29 年度から、全国障害者芸術・文化祭が、各地域のサテライト開催と連携・連動した大会となるよう、開催都道府県にコーディネーターの配置等を行うことにより、全国が一体となって障害者の芸術文化活動の振興を図っていくための体制の構築を図っていることから、各都道府県におかれては、開催都道府県との連携に努められたい。

<障害者芸術・文化祭のサテライト開催>

障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業については、これまで地域生活支援事業のメニューであったものを、平成 29 年度から地域生活支援促進事業に位置付け、全国障害者芸術・文化祭の全国的な機運醸成を更に図ることとしたので、各都道府県におかれては、本事業の活用について積極的にご検討いただきたい。

イ 障害者芸術文化活動普及支援事業の実施

平成 29 年度からスタートした「障害者芸術文化活動普及支援事業」では、平成 26 年度から 28 年度まで実施した「障害者の芸術活動支援モデル事業」で培った支

援ノウハウを全国展開することにより、障害者の芸術文化活動（美術、演劇、音楽等）の更なる振興を図り、地域における障害者の自立と社会参加を促進することとしている。

平成 30 年度からは、本事業のうち「各都道府県レベルにおける活動支援」について、実施主体をこれまでの民間団体から都道府県へ変更している。都道府県が中心となって地域の障害者団体や芸術文化団体・施設と連携を図り、より効果的かつ実効的な支援体制を構築し、障害者の芸術文化活動への支援を引き続き進めたい。なお、本事業の実施にあたっては、障害担当部局と文化担当部局で情報共有し、進めて頂きたい。

また、多くの都道府県で事業が実施されるよう必要となる予算を平成 31 年度予算案に計上したところである。各都道府県においては、積極的に本事業を活用いただき、障害者の芸術文化活動にかかる支援体制の整備を図っていただきたい。

（資料 3－1） 障害者の芸術文化活動支援の概要

ウ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

第 196 回通常国会において、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が可決・成立し、6 月 13 日に公布・施行された。本法律は、障害者基本法及び文化芸術基本法の基本的な理念にのっとり、文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とするものである。

本法律第 7 条では、文部科学大臣・厚生労働大臣が、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国の基本計画を定めることとされており、現在、文化庁と厚生労働省が連携し策定を進めているところである。関係省庁による「障害者文化芸術活動推進会議」及び学識経験者等で構成される「障害者文化芸術活動推進有識者会議」を開催し、各省庁及び関係者の御意見を伺いながら国の基本計画をまとめたところであり、パブリックコメントの実施及び各府省庁との協議を経て、今年度中に各自治体に周知する予定である。

本法律第 8 条においては、「地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない」とされている。ついては、各自治体においても障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるとともに、本法律の趣旨を鑑み、障害者による文化芸術活動の推進をより一層促進していただきたい。

エ 芸術文化活動及びレクリエーション活動等の推進

芸術文化活動やレクリエーション活動等を通じた障害者同士の交流や余暇の充実等を図る観点から、障害者の作品展やレクリエーション教室の開催、障害者が運動に親しむ機会の提供等に関する支援については、地域生活支援事業の「レクリエーション活動等支援」及び「芸術文化活動振興」の対象としているので、都道府県及び市町村においては、積極的に活用されたい。

(2) 「国際障害者交流センター」の活用

「国連・障害者の十年」の記念施設である「国際障害者交流センター（愛称：ビッグ・アイ）」は、障害者の国際交流、重度・重複障害者を含む全ての障害者の交流、障害者の芸術・文化の発信などの機能を発揮し、障害者の社会参加を促進することを目的として設置されたものであり、全館にバリアフリー設備を整え、あらゆる者にとって利用しやすい 21 世紀のノーマライゼーションのモデル施設である。

ビッグ・アイは、最大 300 席の車椅子席を設定でき、障害のある者も障害のない者も利用可能な多目的ホールや、**研** 室、車椅子利用でも余裕の広さがある宿泊室を備えており、障害者の芸術・文化及び国際交流活動の充実・振興を図る各種イベントを開催している。

各都道府県においては、積極的な施設利用及び主催事業の関係機関への周知・案内について、引き続きご協力をお願いしたい。

(資料 3-2) 国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）の案内

(詳細については、センターHP「<http://www.big-i.jp/>」を参照。)

併せて、災害時に障害者への支援を行うボランティアリーダーを養成する「災害時要援護者支援ボランティアリーダー養成**研** 事業」、東日本大震災での課題を踏まえ、災害時における視覚・聴覚障害者の障害特性に応じた避難方法や支援方法等を熟知し、災害時に地域において中心となって活動できるリーダー的人材を養成する「災害時視聴覚障がい者支援リーダー養成**研** 事業」を実施しており、引き続き平成 31 年度も実施を予定しているので、関係機関への周知をお願いしたい。

(3) 身体障害者補助犬について

ア 身体障害者補助犬育成促進事業の活用

使用者とともに身体障害者補助犬が、地域社会で円滑に受け入れられるためには、使用者と受入側の相互の理解を深めることが重要である。これまでも補助犬の育成や理解促進等を行う「身体障害者補助犬育成促進事業」を地域生活支援事業の都道府県事業として実施してきたところであるが、平成 30 年度より、本事業を国として促進すべきものとして、地域生活支援促進事業に位置付け、1 / 2 の補助率を確保し、質の高い事業実施を図ったところである。

本事業の内容は以下の通りである。

- ① 補助犬の育成
- ② 育成計画の作成
- ③ 理解促進、普及・啓発

①は、補助犬を育成するための訓練を実施する事業であり、盲導犬、介助犬及び聴導犬のすべてを育成することが望ましい。なお、本事業の実施にあたっては、

補助犬を使用するための訓練を希望する者の障害等の状況や生活環境などを十分確認するとともに、適切な訓練事業者の選定に留意いただきたい。

②は、補助犬の育成にかかる計画を作成する事業である。計画の作成にあたっては、補助犬に関するニーズ並びに訓練事業者の育成状況（育成可能頭数等）を把握するとともに、近隣自治体等の動向等を踏まえた計画的な対応が可能となるよう、広域的な連携体制を構築するよう努めていただきたい。なお、当該育成計画についても①の事業と同様に、盲導犬、介助犬及び聴導犬の全てについて作成することが望ましい。

③は、地域住民等に対するイベント等の開催、広報など、補助犬に対する理解促進や補助犬の普及・啓発を図るための取組を行う事業である。障害者の自立や社会参加を進める上で、補助犬に対する理解を進め、補助犬使用者及び補助犬が円滑に施設等を利用できる環境作りは重要であることから、各自治体において理解促進、普及・啓発に努められたい。

なお、本事業の実施に当たっては、障害者団体、訓練事業者その他必要と認められる関係者との連携を図られたい。

各都道府県におかれては、管内市区町村と連携の上、本事業を積極的にご活用いただき、身体障害者補助犬法の趣旨を踏まえつつ、良質な補助犬の育成、育成計画の作成、普及啓発に、積極的に取り組んでいただきたい。

イ 訓練事業者との情報共有について

介助犬、聴導犬の認定は身体障害者補助犬法に規定する指定法人により行われており、認定の状況等に関しては指定法人より厚生労働省に報告・届出を行うこととなっている。

しかしながら、指定法人と訓練事業者との情報共有が行われておらず、適切に報告・届出が行われなかった事例がみられた。指定法人が身体障害者補助犬の状況を的確に把握するためには、訓練事業者との情報共有が欠かせないものであるので、都道府県等におかれては、訓練事業者が補助犬使用者の状況を定期的に確認した上で適切な支援をするとともに、認定を行った指定法人との情報を共有できるよう、指導・助言をお願いします。

また、身体障害者補助犬の訓練事業は第二種社会福祉事業であり、事業の開始にあたっては事業を実施する都道府県において届出を行うこととされている。厚生労働省では、各都道府県等にご協力いただき、訓練事業者等の情報をホームページに掲載し、情報提供を行っている。都道府県等におかれては、訓練事業者に関する情報の変更（新設、名称変更、移転等）の届出があった場合は、速やかに当室へお知らせいただくよう、お願いします。

ウ 制度の理解促進、普及啓発

身体障害者補助犬の使用者が地域で安心して生活するためには、地域において補助犬及びその使用者に対する正しい理解の促進が重要である。

一方、一部の医療機関や、飲食店等において、未だに身体障害者補助犬の同伴が拒否される例が散見されるところであることから、都道府県におかれては、障害者差別解消法の趣旨を踏まえつつ、制度の周知徹底をお願いするとともに、前述の「身体障害者補助犬育成促進事業」を積極的に活用いただく等により、理解促進、普及啓発に努めていただくよう、お願いする。

厚生労働省では、これまでも「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、リーフレット・ステッカー等の作成・配布や普及啓発イベントの開催等により、各自治体のご協力も得ながら、身体障害者補助犬やその使用者に対する国民の理解の促進に取り組んできたところである。

リーフレット等の広報ツールについては、補助犬の理解促進や普及啓発を更に進めるため、新しいデザインのリーフレットとポスターを作成し、今年度中に都道府県に送付する予定であるので、補助犬に対する理解促進や普及啓発のためにご活用いただきたい。

企業や一般の方への補助犬リーフレット等の配付については、各自治体の担当者から適宜対応いただいているが、これまで、企業等から当室へ直接連絡があった場合は、当室が直接対応してきたところである。しかし、地域における補助犬の普及啓発の取組みを促進するためには、本リーフレット等が、管内においてどのように活用されているかを把握しながら取り組むことが有効であると考えられることから、施設、店舗、団体等からのリーフレット等の送付依頼が当室にあった場合は、所在する自治体の身体障害者補助犬法窓口を紹介するので、適宜送付いただく等ご対応いただきたい。

なお、管内施設等からのリーフレット等送付依頼への対応や都道府県や市町村が行う普及啓発活動において、厚生労働省作成のリーフレット等が必要な場合には、以下の連絡先までご連絡いただきたい。

(連絡先) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企画課自立支援振興室 社会参加支援係

TEL : 03-5253-1111 (内線3073)

エ 海外から来日する補助犬使用者への対応について

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会において、海外の身体障害者や補助犬使用者の来日が想定されるため、円滑に受け入れるための対応が必要である。

そのため、厚生労働省では、今般、海外から渡航してくる補助犬使用者と補助犬の受け入れに対応するためのガイドライン（「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」）を作成し、海外からの補助犬使用者の対応窓口となる、国内の補助犬の認定団体へ通知し、受け入れの円滑化に向けた取組を始めた。

また、都道府県等に対しては、「海外から短期間来日される補助犬使用者への対応について」（平成30年11月21日事務連絡）を発出し、海外から短期間来日する補助犬使用者が国内の施設等を円滑に利用できるように、管内市区町村、関係機関及び関係団体等への幅広い周知を依頼したところである。

本ガイドラインにより、海外から来日される補助犬使用者には、認定団体が認めた場合、日本の補助犬使用者に交付される認定証に準じた「期間限定証明書」が交付されるとともに、国内の移動の際は日本の補助犬と同様、「表示」をしていただくこととしている。ついては、「期間限定証明書」や「表示」のある海外からの補助犬使用者及び補助犬が、日本の補助犬使用者及び補助犬と同様、国内の施設等を円滑に利用できるよう、改めて特段のご配慮をお願いする。

なお、本ガイドラインについては、下記の厚生労働省HPや、海外向けポータルサイトに掲載する等して普及啓発を図っているため、ご参考にされたい。

〔参考〕厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hojoken/index.html>

海外向けポータルサイト“Assistance Dogs for Persons with Physical Disabilities” Portal Site

http://www.mhlw.go.jp/english/policy/care-welfare/welfare-disabilities/assistance_dogs/index.html

（資料3－3） 身体障害者補助犬関係資料

（4）補装具費支給制度

ア 補装具費の適切な支給に向けた取組の推進

補装具費支給制度の運用にあたっては、申請者の利便性の向上を図りつつ、公平かつ適正に支給されるよう、各自治体において様々な取組を行っていただいているところである。申請者の状況を適切に判定し、支給決定された補装具が確実に申請者に引き渡されるよう、引き続き補装具費の適正な運用に向けた取組をお願いする。

また、平成30年度に導入した借受けの円滑な運用には、身体障害者更生相談所による技術的助言が重要であるとともに、身体障害児の補装具費支給意見書を記載する指定自立支援医療機関との連携が欠かせないため、身体障害者更生相談所や指定自立支援医療機関が市町村と十分連携できるよう、ご配慮をお願いする。

さらに、今年度行った調査研究によると、特に身体障害児に対する補装具費の支給について、意見書を記載する等により関わっている指定自立支援医療機関に対して、補装具費の基準告示や事務取扱指針等の必要な情報が届いていない例が散見されたため、関係する機関に確実に情報を伝達するようお願いする。

当室へは、これまでにも、下記のような取組の好事例について報告を受けてい

るところであり、各自治体におかれては、これらを参考としつつ、各地域の状況に応じた工夫を行っていただくとともに、補装具費の適切な支給に向けた全国を取組を推進するためにも、各自治体における取組の好事例について、積極的に情報提供いただきたい。

【取組例】

＜都道府県域が広大な自治体の場合の対応＞

- ① 身体障害者更生相談所（支所を含む）の複数設置
- ② 巡回相談（判定）の実施

＜適切な補装具取扱い業者を選定するための対応＞

- ① 事業者の専門性の確認（「認定補聴器専門店」等の民間認定を含む）
 - ② 取扱い種目に対応した専門知識を有する者の配置状況の確認（「認定補聴器技能者」等の民間資格を含む）
- （資料３－４）認定補聴器専門店と認定補聴器技能者

＜適切な補装具の引き渡し・使用状況の確認等を行うための対応＞

- ① 処方に係わった医療機関との連携の強化による補装具使用状況の確認
- ② 補装具の引渡し後、直接又は写真の提出等により、支給決定内容との突合・確認を行う

また、身体障害者手帳のカード交付可能化に伴い、身体障害者手帳の記載事項から「補装具費の支給に関する事項」が削除されるため、各自治体におかれては、補装具費支給事務に支障が生じないように留意されたい。

世界的に義肢装具技術の向上と教育の普及・標準化をめざす国際学術会議である「第 17 回国際義肢装具協会世界大会」が、2019 年 10 月 5 日～10 月 8 日まで兵庫県神戸市で開催され、「介護リハビリロボット見本市」等の支援イベントが行われる予定である。各自治体におかれては、積極的な参加と周知をお願いする。

イ 難病患者等に対する補装具費の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても補装具費の支給対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づく補装具が必要と認められる難病患者等に対し、補装具費の支給を行う必要があるが、難病患者等から支給の相談及び申請が行われた場合には、身体状況や生活環境を考慮するなど、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

ウ 介護保険との適用関係

補装具費と介護保険制度との適用関係については、車椅子など補装具と同様の品目は介護保険サービスによる保険給付を優先して受けることが基本となるが、標準的な既製品ではなく、身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者に

については補装具費を支給して差し支えないこととしている（「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」平成 19 年 3 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知参照）。このため、各市町村におかれては、障害者等の年齢によって一律に介護保険給付を優先適用させることなく、障害者等の個別の状況を考慮した上で適切に判断するようお願いする。

エ 耐用年数の取扱い

耐用年数は、あくまで通常の装着状態等における修理不能となるまでの予想年数を示したものであり、補装具費の支給を受けた障害者等の身体状況や使用状況によって実耐用年数が異なるものと考えられる。このため、再支給や修理の際には告示に掲げる耐用年数を一律に適用することなく、個々の障害者等の実情に沿った対応が行われるよう十分な配慮をお願いする。

オ 子供用車椅子について

子供用車椅子については、外見がベビーカーに似ていることから公共交通機関や公共施設においてベビーカーと誤認され、利用時に必要な介助が受けられないなど認知度の低さに伴うトラブルが発生している例があり、現在、民間団体や国土交通省において子供用車椅子の理解を促すための取組が行われているところである。各自治体におかれても子供用車椅子について、より多くの方々に理解していただけるよう周知をお願いする。

（５）日常生活用具給付等事業

ア 日常生活用具給付等事業の適正な実施等

日常生活用具給付等事業については、各市町村の積極的な取組により、平成 29 年度実績では、ほぼ 100%の市町村で実施している。

本事業は事業費が年々増加傾向にあることから、今後も安定した事業運営を行うためには、各市町村において、効果的な事業実施が図られる必要がある。

このため、各市町村においては、過去に国が定めた基準額や実施方法等にとらわれることなく、ニーズを把握した上で実勢価格の調査を行う等、地域の実情に即した、適切な種目や基準額等となるよう見直しに努められたい。

特に、ストーマ用装具については、購入価格につき、複数事業者による競争の上、指定事業者を決定するほか、紙おむつ等については、適宜、使用の必要性やその使用実績、納品状況、実勢価格の調査を行うこと等により適切な給付となるよう努められたい。また、対象種目の選定にあたっては、健康保険制度など他制度で適用される用具ではないことを確認した上で、厚生労働省告示により定める用具の要件に該当するかどうかを判断し、要件を満たさない用具を支給することなく適切に運用するようお願いする。

なお、財源の状況等により一律に給付が行われないなど、必要な方への給付が制

限されることがないように、ご留意いただきたい。

【他制度で適用される用具の例】

○人工内耳の体外器、人工鼻（健康保険により対応）

【厚生労働省告示に定める用具の要件に該当しない用具の例】

○パソコン、タブレット（一般的に普及していると考えられるもの）

○電池（一般的に普及している消耗品と考えられるもの）

イ 日常生活用具給付等事業の耐用年数の取扱い

日常生活用具の耐用年数については、各自治体の判断により決めているところであるが、耐用年数を経過する前に、修理不能により用具の使用が困難となった場合等には、耐用年数にかかわらず、柔軟に日常生活用具の給付等を行っていただきたい。

ウ 難病患者等における日常生活用具給付等事業の取扱い

平成 25 年 4 月から障害者総合支援法に定める障害者及び障害児の対象に難病等が加わり、難病患者等についても日常生活用具給付等事業の対象となっている。

各市町村におかれては、障害者総合支援法に基づき、必要と認められる難病患者等に日常生活用具の給付等を行う必要があるが、給付等の相談並びに申請が行われた場合には、窓口において丁寧な対応を行っていただくようお願いする。

（６）ヒアリンググループ等の普及促進について

ヒアリンググループとは、劇場や体育館などの床や運動場にアンテナ線をループ上に敷設し、磁界を発生させることにより、その中にいる難聴者の補聴器や人工内耳に、目的の音声だけをクリアに届けることができる設備であり、聴覚に障害のある方に対する情報保障の観点から、非常に有用な方法の一つと考えている。

そのため、平成 31 年度予算案の地域生活支援促進事業に新設した「障害者 ICT サポート総合推進事業」において、貸出用のヒアリンググループを整備する取組等を補助対象とする等、聴覚に障害のある方への情報保障を促進することとしている。

ついては、当該事業の活用等により、各自治体においてもヒアリンググループ等の更なる普及や活用に積極的に取り組んで頂くようお願いする。

また、平成 31 年度障害者総合福祉推進事業において、ヒアリンググループを含む集団補聴システムの普及実態に関する調査研究を実施し、自治体等の集団補聴システムの敷設状況等について実態把握をする予定であるので、回答に御協力いただくようお願いする。

（７）障害者自立支援機器等

ア 障害者自立支援機器の開発・普及促進

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者のニーズを踏まえた使いやすい自立支援機器の開発・普及促進が重要である。そのため、機器の製品化に要する費用の一部を補助することにより、新たな企業等の参入を促すとともに、適切な価格で障害者が利用しやすい機器を製品化し、普及を図ることを促進しているところである。

当該補助を行っている「障害者自立支援機器等開発促進事業」においては、来年度、障害者のニーズが高い機器の開発を進める観点等から、以下の見直しを行うこととしている。

- ① 障害者のニーズが高いと見込まれる支援機器を予め特定し、開発する企業等に対して補助を行う事業（製品種目特定型事業）を新設し、中小企業については、補助率を10/10（初年度のみ）とする。
- ② 前年度の決算（単体）において、資本金の額が10億円以上であり、かつ、売上高が1千億円以上である会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に規定する会社をいう。）は本事業の対象外とする。
- ③ 補助金により開発された成果により、相当の収益があった場合にかかる収益納付の仕組みを導入する。

なお、機器の開発を行う企業等については、厚生労働省が公募にて決定することとしている。

イ シーズ・ニーズマッチング交流会の開催

「シーズ・ニーズマッチング強化学業」では、個別具体的な障害者のニーズを的確に反映させた機器開発を促進するため「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催し、実用的な製品の開発に寄与するとともに、障害者自立支援機器の分野への企業の新規参入を促進しているところである。近年は東京、大阪、福岡の3ヶ所で開催しており、ニーズ側の障害当事者・団体及びシーズ側の開発企業等、双方から有意義であった旨のご意見をいただいているところである。各自治体の職員等にとっても、障害者のニーズの把握や実際に支援機器に触れる場として大変有意義なものと考えている。

2019年度は、より使いやすい製品化に繋がるよう、企業等と障害当事者及び医療福祉専門職等の交流が更に図られるよう工夫する等、内容の充実を図ることとしているので、各都道府県におかれては、管内市区町村、医療福祉関係団体及び福祉機器開発関連企業等に対して周知を図っていただくとともに、障害保健福祉関係部局や産業振興関係部局等の担当職員とともに積極的な参加をお願いしたい。

ウ 福祉用具ニーズ情報収集・提供システム

公益財団法人テクノエイド協会において、障害当事者や介護者等から、福祉用具に対するご意見やご要望、困りごとなどの声を収集し、それをメーカーなどへ迅速に届けることにより、障害者福祉の現場において真に必要とされる福祉用具の研究

開発につなげるためのシステムを構築し、平成22年2月から運用しているところである。

平成28年3月からは、スマートフォンからの投稿も可能となるよう改良されたところであるので、各都道府県等におかれては、このシステムをより一層ご活用いただくとともに、管内市町村、関係機関等へ周知いただき、その利用の促進をお願いしたい。

(参考 URL: <http://www.techno-aids.or.jp/>)

エ 地域における障害者自立支援機器の普及促進

近年の各種技術の進歩などにより、障害者向けの支援機器の開発が進んでいるが、地域における障害者のみならず、病院や市町村からは、どういった支援機器があるか分からない、活用できるか分からないといった声がある。

一方、開発を行う企業としても、障害者がどのような困りごとがあるか、どのような支援機器があると生活や社会参加に役立つか、ニーズを把握する機会が乏しいといったご意見が見受けられるところである。

そのため、支援機器に関する相談窓口の設置、支援機器の展示、ニーズや地域資源等の情報収集・発信を通じ、支援機器を広く普及する地域拠点「障害者支援機器活用センター」を整備する「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を、平成28年度に地域生活支援事業（指定都市を含む都道府県事業）のメニューとして追加したところである。

平成31年度からは、地域の状況により柔軟に事業を実施できるよう、「地域における障害者自立支援機器の普及促進事業」を廃止し、障害福祉分野及び支援機器に関する専門的な知識や経験を有する理学療法士・作業療法士等のプロジェクトマネージャーを配置し、地域の医療福祉施設、リハビリテーションセンター等、既存の介護分野の取組等の社会資源による事業実施を可能とする「障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業」を新たに創設した。当事業においては、プロジェクトマネージャーの統括のもと、支援機器の相談窓口の設置や支援機器のニーズへの対応、地域の関係機関のネットワーク構築等を行い、支援機器を活用した障害者の自立と社会参加の促進を図ることとした。

各都道府県、指定都市におかれては、積極的に当該事業の活用をご検討いただき、より障害者のニーズに即した支援機器の開発が促進されるとともに、支援機器の必要な方に適切な支援機器がより確実に届くよう、地域における障害者の支援環境の充実を図っていただきたい。

（資料3－5）障害者自立支援機器等開発促進事業の概要等

5 障害者の就労支援の推進等について

(1) 就労系障害福祉サービスの適正かつ効果的な運営について

① 就労移行支援について

(ア) 一般就労への移行の促進について

就労移行支援は、就労を希望する障害者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる障害者に対し、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、障害者の適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な支援を提供するものであり、障害者の一般就労への移行を実現することを趣旨とする障害福祉サービスである。

これまでも就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供を行っていない場合には、これまでの報酬改定において、一般就労への移行後の就労定着実績がない事業所に対する報酬の減算割合を強化するなどの対応を行ってきた。

また、一般就労への移行実績がない事業所や就労定着者（一般就労への移行後、就労した企業等に連続して6か月以上雇用されている者）の実績が数年間に渡ってゼロである事業所に対しては、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われていないことから、都道府県等におかれては、重点的に指導を実施するようお願いしてきた。

第5期障害福祉計画では、就労移行支援事業等を通じて、平成32年度中に一般就労に移行する者を平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上とすることを目標値として設定することを基本とすることとされており、この目標値を達成するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指すこととされている。【関連資料1】

一方、一般就労への移行率別の施設割合の推移とみると、前年度の移行者数がゼロである事業所の割合について、都道府県毎に大きくバラツキがある状況であることから、各地域においてその原因等の分析を進め、対応策を検討していく必要がある。【関連資料2】

このため、市町村及び都道府県の障害保健福祉担当部局は、都道府県の労働担当部局、教育委員会等の教育担当部局、都道府県労働局、医療機関等の関係機関との連携体制を整備し、就労支援の関係者からなる障害者雇用支援合同会議などを設け、障害福祉計画の目標値の達成に向けた取組の推進等、地域一丸となって統一的に一般就労への移行や定着に向けた施策を進めていく体制を構築するようお願いする。

例えば、商工会議所などとも連携の上、地域の産業を把握し、障害者が行える仕事の切り出しを整理した上で、職場開拓を行うことや、施設外就労を活用することも有効であることから、就労移行支援事業所とも連携して一般就労への移行等を進めていただきたい。

なお、大分県では、地域生活支援事業の特別推進事業として、就労継続支援事業所等への訪問・巡回を積極的に行うとともに、企業訪問も行い職場実習先を確保するなど、関係機関等が連携し、一般企業への就労を促進する取組を行っているので、このような取組も参考にしつつ、地域全体での取り組みを行っていただくようお願いします。【関連資料 3】

（イ）報酬改定等について

平成 30 年 4 月から就労移行支援に係る基本報酬は、障害者の意向及び適性に応じた一般就労への移行を推進するため、一般就労への移行実績だけでなく、就労移行支援を受けた後就労しその後 6 か月定着した者の割合（前年度において、就労移行支援を受けた後に就労し、就労を継続している期間が 6 月に達した者の数を当該前年度の利用定員で除して得た割合）に応じた報酬体系とし、就労移行支援の趣旨に沿ったサービス提供が行われている事業所をより評価している。

また、障害者基本計画（第 4 次）では、「就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）等の推進を図る。また、好事例等を収集し周知することで支援ノウハウの共有を図り、就労の質を向上させる。」こととしている。

このため、現在、国では多くの一般就労者を出し、かつ職場定着率が高い支援を行っている事業所の支援内容や取組内容の整理し、全国の就労移行支援事業所の取組の参考にさせていただきため、「就労移行支援事業所における効果的な支援と就労定着支援の実態及び課題に係る調査研究」（平成 30 年度障害者総合福祉推進事業）を実施している。

調査結果がまとまり次第、各都道府県や関係団体等に周知することとしているので、当該調査研究の結果も参考にしながら、支援の質の向上に取り組むとともに、一般就労に向けた取組を推進していただきたい。

さらに、本年度 4 月から新たに就労定着支援事業を創設しているところであるが、国保連データによると、平成 30 年 10 月現在、事業所数としては 561 事業所、利用者数としては 3,495 人となっている。

しかしながら、就労移行支援事業所が 3,303 事業所（平成 30 年 10 月現在）であることも踏まえれば、全ての就労移行支援事業所において実施できる体制が整っていないと考えられる。

職場定着をより一層推進していくためには、一般就労の訓練の段階から携わっていた職員による定着支援がより効果的であることから、制度創設の趣旨も踏まえ、できる限り全ての就労移行支援事業所において取り組んでいただくよう都道府県等においても働きかけていただきたい。

② 就労継続支援 A 型について

就労継続支援 A 型事業は、通常の事業所に雇用されることが困難であるが、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結による就労機会の提供や、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援等を行うものである。

このため、就労継続支援 A 型事業者は、最低賃金の支払い等の労働関係法令を遵守した上で、利用者に対し、自立した日常生活及び社会生活が送れるように必要な支援を行うことが求められる。

しかしながら、就労継続支援 A 型については、

- ・ 本来の利用者である障害者の利用を正当な理由なく短時間に限り、健常者である従業員（基準省令によるところの「利用者及び従業者以外の者」）がフルタイムで就労している事例
 - ・ 利用者も就労継続支援 A 型事業の従業者も短時間の利用とすることによって、浮いた自立支援給付費を実質的に利用者である障害者の賃金に充当している事例
 - ・ 就労機会の提供に際し収益の上がない仕事しか提供しない事例
- など、本来の就労継続支援 A 型事業の趣旨に反するだけでなく、自立支援給付費を給付する趣旨からも不適切である事例が近年報告されていたことから、これまでも報酬改定等において、事業運営の適正化を図ってきたところである。

さらに、平成 29 年 4 月にはこれに加え、指定基準等の改正により、

- ・ 障害福祉計画上の必要サービス量を確保できている場合、指定権者は新たな指定をしないことを可能にする（いわゆる「総量規制の導入」）
- ・ 利用者本人の希望を踏まえた個別支援計画の作成
- ・ 生産活動にかかる収入から経費を除いた額が、利用者の賃金総額を上回っていなければならない

等の対応を図ったところであり、これらの経緯を踏まえ、以下の取組をお願いする。

（参考：これまでの就労継続支援 A 型に関する報酬・基準の見直し）

時期	対応内容
平成 24 年 10 月	利用者のうち短時間利用者の占める割合が多い場合の減算（90%、75%）措置の創設（平成 24 年度報酬改定）
平成 27 年 9 月	指定就労継続支援 A 型における適正な事業運営に向けた指導について（課長通知） ① 暫定支給決定の適正な運用の依頼 ② 不適切な事業運営の事例を示すとともに、指導ポイントの明示 （不適切な事例）

	・収益の上がない仕事しか提供せず、生産活動による収益だけでは最低賃金を支払うことが困難 ・全ての利用者の労働時間を一律に短時間 ・一定期間経過後に事業所を退所させている
平成 27 年 10 月	短時間利用減算の仕組みを利用者割合から平均利用時間に見直すとともに、減算割合（90%～30%）を強化（平成 27 年度報酬改定）
平成 28 年 3 月	就労移行支援及び就労継続支援（A 型・B 型）における適切なサービス提供の推進について（課長通知） ① <u>暫定支給決定を要しない場合の基準を明確化及び市町村間で差が出ないように都道府県の関与の依頼</u> ② 不適切な事例に対し再度、指導後の改善見込みがない場合の勧告、命令等の措置を講ずることを依頼
平成 29 年 4 月	指定基準について、就労の質を向上させるため、以下について新たに規定 ① 生産活動に係る事業の収入から必要経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない ② 賃金を自立支援給付から支払うことを原則禁止（ただし、経営改善計画書を提出している場合はこの限りではない。） ③ 利用者が長く働きたいと希望する場合には、継続的アセスメントを踏まえて、その希望を踏まえた就労の機会の提供をしなければならない また、障害者総合支援法施行規則を改正し、障害者を含む幅広い関係者の意見を反映し策定される障害福祉計画上の必要サービス量が確保できている場合、自治体は新たに就労継続支援 A 型事業所の指定をしないことを可能した。

（ア）就労継続支援 A 型の新規指定時の取扱いについて

就労継続支援 A 型の事業所数については、近年の大きな伸びと比して、直近の伸びは鈍化しているものの、数次にわたる事業運営の適正化等の中であって、依然として増加している状況にある。【関連資料 4】

このため、新規指定時には、改めて、就労の機会の提供にあたって収益の上がる仕事の提供が想定されているか、自立支援給付費等を充てなくとも生産活動収入から最低賃金が支払える事業計画となっているかを必ず確認した上で、指定の可否を判断すること。

なお、当然のことながら、事業計画に沿った事業運営が可能なのかどうかについては、書類上の審査だけでなく、事業計画上に記載されている収入を確保するために、どのような販路があり、どのように売り上げ

を確保するのか、競合他社と比べてどのようなことが優位な点となるのかなども含めて挙証資料の提出と併せてヒアリングを通じてしっかりと確認すること。

また、障害保健福祉担当部局のみで指定の可否を判断できない場合には、必要に応じて産業施策担当部局等経営判断に知見有する部局の協力を仰ぐなど、組織内での横断的な連携体制の構築を図ること。

加えて、都道府県等だけでは指定の可否を判断できない場合には、自立支援協議会その他都道府県等が必要と認めた者の意見を聴取の上、判断すること。

さらに、新規指定後半年程度を目途に実地指導を実施し、生産活動等が事業計画に沿った最低賃金を支払うことのできる内容になっているのか等を確認することとし、指定基準に違反する事項がある場合には、文書指導、勧告等の必要な措置を講ずるようお願いしたい。

ただし、事業開始時には減価償却費が高額な場合等もあることから、都道府県等が、今後明らかに収益改善が見込まれると認める場合には、経営改善計画書を提出させ、経営改善に向けた指導と厚生労働省の予算事業を活用した必要な経営改善に資する支援も行っていくようお願いする。

(イ) 就労継続支援 A 型の経営改善等について

生産活動収支から利用者賃金が支払われていない場合には、経営改善計画書を作成し、提出を求めることとしている。

経営改善計画書については、平成 29 年 3 月の通知において、更に 1 年間の経営改善計画書を作成することを認める場合には、一定の要件を満たす場合に再計画の提出も認める取扱いとしていたが、平成 30 年度から就労継続支援 A 型の報酬体系が改定されることも踏まえ、

- ・ 生産活動に係る事業の収入額が利用者に支払う賃金総額以上である場合
- ・ 提出済みの経営改善計画に基づく改善の取り組みについて、具体的に実施しており、今後経営改善の見込みがあると指定権者が認めた場合

には、当面の間、広く再計画の提出を認めることとした。【関連資料 5】

経営改善計画書を提出させる取扱いは、事業所を廃止させることが目的ではなく、あくまで健全な運営となるよう努力を促すことにあることに改めて留意し、指定権者としても、工賃向上計画支援等事業も活用しつつ、指導と支援という観点での取り組みをお願いする。

なお、経営改善状況等の把握、判断においては、指定の可否の判断における対応と同様に、必要に応じて産業施策担当部局等経営判断に知見有する部局から助言を得るなど、組織内での横断的な連携を図ること。

また、各事業所の経営改善の取組を支援する機関のひとつとして、中

小企業、小規模事業者から経営上のあらゆる相談に無料でお応えする「よろず支援拠点」が全国に設置されており、よろず支援拠点の中には、就労継続支援 A 型・B 型も含めて経営改善事例を作り上げたいと協力的である拠点もあることから、事業所の方々にも「よろず支援拠点」のような支援機関の活用も検討していただくよう都道府県等から依頼していただきたい。

(参考 URL：よろず支援拠点)

<https://yoroazu.smrj.go.jp/base/>

国においても、就労継続支援 A 型事業所が健全な運営となるように、以下の調査研究を実施しているため、各都道府県等にはこれらの調査研究について広く就労継続支援 A 型事業所にも周知していただきたい。

また、平成 31 年度の工賃向上計画支援等事業については、全都道府県において就労継続支援 A 型事業所の経営改善支援が実施可能となるように予算を確保したので、当該補助事業を活用した支援についても検討いただきたい。

- 就労継続支援 A 型・B 型の賃金・工賃の向上に関するモデル事例収集と成功要因の分析にかかる調査研究（平成 29 年度障害者総合福祉推進事業）

就労継続支援 A 型については、平成 26 年度には生産活動収支から利用賃金の支払いができていなかったが、平成 28 年度には生産活動収支から利用者賃金の支払いができるようになった事例を主に掲載している。

（調査結果）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000307924.pdf>

- 就労継続支援 A 型事業所の経営改善に関する調査研究（平成 30 年度障害者総合福祉推進事業）

主に平成 29 年度に経営改善計画書を提出した就労継続支援 A 型事業所のうち、平成 29 年度中に生産活動収支から賃金を支払えるようになった事例を経営改善のポイント等も含めて整理し、周知することとしている。整理でき次第、各都道府県、関係団体等に周知するので当該調査研究も参考に経営改善や経営改善支援に取り組んでいただきたい。

（ウ）報酬改定等について

平成 30 年 4 月から就労継続支援 A 型に係る報酬については、賃金向上や就労の質の向上を図るため、

- ・ 労働時間が長いほど、利用者の賃金の増加につながることや、支援コストがかかることから、平均労働時間に応じた 7 段階の基本報酬を設定
- ・ 販路の拡大、付加価値のある商品開発等を行う賃金向上のための

指導員を配置し、利用者のキャリアアップの仕組みを設けた場合に、報酬を加算

- ・ 就労継続支援 A 型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化

等の対応を行った。

このような改定を行った中で、直近（平成 29 年度）における就労継続支援 A 型事業所利用者の全国平均の賃金月額は 74,085 円、対前年比 3,365 円（4.8%増）となっている。

平成 18 年度の制度創設以降、精神障害のある方の利用者数が増え続ける一方、精神障害のある方は週 20 時間以上 30 時間未満の働き方が多い傾向にあったため、平均賃金月額が減少傾向にあったが、近年は増加傾向にある。【関連資料 6】

今年度から就労継続支援 A 型に対し、都道府県が経営改善に係る支援を行う場合は、工賃向上計画支援等事業の基本事業の補助対象とするとともに、工賃向上計画支援等事業の農福連携による障害者の就農促進プロジェクトにおいて就労継続支援 A 型事業所も補助対象としている。

来年度からは、就労継続支援 A 型に対する経営改善に係る支援について全都道府県で実施していただくよう必要な予算を確保しているので、就労継続支援 A 型に対する経営改善のための支援について検討いただきたい。

各都道府県におかれては、指定都市や中核市とも連携しつつ、指定都市や中核市に所在する事業所も含めて、これらの予算事業を活用し、賃金の向上のための経営改善等の支援を行うようお願いします。

（エ）事業廃止に伴う利用者の再就職先の確保について

一昨年から昨年にかけて、一部の地域における就労継続支援 A 型事業所を運営する法人において、事業による収益を社会福祉事業とは言えない投機的な事業に充てた結果、法人全体の経営が悪化し、廃業に至るなど、障害者が大量に解雇される事案が発生した。

就労継続支援 A 型事業所が廃止される場合には、まず利用者の再就職先等を確保することが最優先事項であり、障害者総合支援法に基づき、まずは廃止する事業者の責任において、利用者の再就職先等の調整を行うこととなるが、各自治体においても、他の就労継続支援 A 型事業所等への再就職先等の確保に向けて、相談支援事業所、ハローワークや労働局などの関係機関とも協力しながら、就職面接会を開催するなど、再就職を希望する方をしっかりと支援していただくようお願いします。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の一部改正を行い、障害福祉サービスの事業等を廃止する場合の届出事項を次のとおり明確化したので、各都道府県等におかれては、指定事業者に徹底していただくようお願いします。【関連資料 7】

- ・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者に対する措置
- ・ 現に指定障害福祉サービス等を受けている者の氏名等及び引き続きサービスの提供を希望する旨の申出の有無
- ・ 引き続きサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等を提供する他の事業者名

(オ) 特定求職者雇用開発助成金の取扱いについて

就労継続支援A型事業所に対する特定求職者雇用開発助成金（以下「特開金」という。）の取扱いについては、就労継続支援A型事業所による障害者の雇入れが特開金の趣旨に合致するものであるか否かによって個別に判断することを原則としつつも、暫定支給決定（障害者本人にとって当該事業の利用が適切か否かの客観的な判断を行うための期間を設定した支給決定をいう。以下同じ。）を経た障害者を雇い入れる場合は、支給対象外としてきたところである。

平成28年度に、市町村における暫定支給決定に係る実務に混乱が生じているものとして、「地方分権改革に関する提案募集の実施方針」（平成26年4月30日地方分権改革推進本部決定）に基づく「地方分権改革に関する提案募集」（平成28年）において、一部の市町村等より、暫定支給決定の基準の明確化とあわせて、特開金の支給基準の見直しを求める提案があったところであり、平成28年12月に

- 就労継続支援A型事業所に係る暫定支給決定の対象となった障害者のうち、雇入れ当初に締結した雇用契約において、「継続して雇用することが確実」であることが明確である者に限り、特開金の支給対象とする
- 平成27年10月から全ての事業所について、過去に特開金を利用して雇い入れた者の離職率が50%を超える場合には不支給とする離職割合要件を設定しているが、就労継続支援A型事業所についてはその割合を25%とする

という見直しが行われることが、各都道府県労働局に通知され、平成29年5月1日以降に雇用される者については、暫定支給決定が行われた利用者であっても、上記要件を満たしていれば当該助成金の対象となった。

なお、就労継続支援A型事業所の利用にあたり、原則として暫定支給決定を行うことについては、適正なサービスを支給決定する観点から必要なことであることから、引き続き、管内市町村及び事業所等に対し周知徹底をお願いしたい。

また、平成29年7月14日職発0714第5号「雇用安定事業の実施等について」により、就労継続支援A型事業所において、平成29年7月18日以降に雇用される者に係る特定求職者雇用開発助成金のうち、特定就職困難者コース、発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース及び

生活保護受給者等雇用開発コースの支給については、当該助成金の申請を行う就労継続支援 A 型事業所が障害者総合支援法に基づく、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を受けた場合に不支給とする要領の改正が厚生労働省から各都道府県労働局に通知されている。

各都道府県、指定都市、中核市においては、就労継続支援 A 型事業所に対し、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を行った場合は、当該事業所の名称及び所在地について、その所在地を所管する都道府県労働局の職業安定部職業対策課に情報提供するようお願いするとともに、引き続き、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課就労支援係にも当該事業所に係る情報を提供していただきたい。【関連資料 8】

③ 就労継続支援 B 型について

(ア) 報酬改定等について

平成 30 年 4 月から就労継続支援 B 型に係る報酬については、工賃の向上を通じた、利用者の地域での自立した日常生活及び社会生活を支援するため

- ・ 利用者に支払う工賃が高いほど、利用者の自立した生活や、生産活動に労力を要することから、平均工賃月額に応じた 7 段階の基本報酬を設定
- ・ 就労継続支援 B 型事業による支援を経て一般企業への移行者を出した場合の加算の強化

等の対応を行った。

このような改定を行った中で、直近（平成 29 年度）における就労継続支援 B 型事業所利用者の全国平均の工賃月額は 15,603 円、対前年度比 308 円増（2%増）となっている。平均工賃月額は、平成 20 年度以降、毎年増加しており、制度創設当初の平成 18 年度から 27.6%上昇している。【関連資料 9】

各事業所や各地方自治体のご尽力により、就労継続支援 B 型事業所利用者の平均工賃はわずかずつ増加してきているが、7.7%の事業所で平均工賃が 5 千円を下回っており、その中には、運営基準で定める工賃の最低水準である 3 千円を下回っている事業所もある。【関連資料 10】

就労継続支援 B 型事業所は、就労や生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行うものであることから、障害者の能力評価を行った上で、個別支援計画に位置づけしっかりと就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行うことが必要である。

なお、平均工賃月額が 3 千円を下回る事業所については、運営基準を遵守していないことが明確であることから、重点的に指導を行うとともに、経営改善に向けた支援もお願いしたい。

また、指導後も改善の見込みがない場合には、地域活動支援センター

への移行や、法に基づいた勧告、命令等の措置を講ずることが必要となってくる。

さらには、そもそも就労継続支援 B 型事業の指定の可否を判断する段階において、平均工賃月額が 3 千円を上回るような申請内容になっているかについて事業計画も提出させた上で確認すべきであることをご認識いただきたい。

また、現在、国における予算事業（モデル事業）において、今年度は、主に平均工賃月額が 1 万円未満の事業所において、受託法人からの支援を受けて、平均工賃月額が倍増になった実支援事例を整理しており、現在整理している事例の中には、工賃向上とともに利用者のやりがいを高め、利用率を高めることができた事例などの実事例を経営改善のポイントも含め整理している。

今後、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるので、こうした実事例も参考にしつつ、各地域の実状に即した支援内容を検討し、工賃向上に実行性ある支援に取り組んでいただくようお願いしたい。【関連資料 11】

（イ）工賃向上計画を推進するための基本的な指針について

障害者が地域で自立した生活を送るための基盤として、就労支援は重要であり、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労していただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援 B 型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが大変重要である。

これまでも、工賃向上に資する取組を進めてきたところであるが、平成 30 年度以降も引き続き工賃向上計画に基づいた取組を推進することとする。

今回の工賃向上計画を推進するための基本的な指針の一部改正では、新たに他部局等との連携による障害者の就労機会の創出等を加えている。

農業や観光業などの地域の基幹産業との連携や、高齢者の見守り・配食サービスの実施など、障害者が地域の支え手として活躍することを目指した就労機会の拡大を図ることについては、工賃向上はもとより、共生社会の実現のためにも重要であり、工賃向上計画策定の段階から関係部署や関係機関の参画を求め工賃向上計画を策定していただくことを依頼していたが、引き続き関係部署等の参画も求めつつ、工賃向上に向けた取組を実施していただきたい。

【関連資料 12】【関連資料 13】【関連資料 14】

(ウ) 就労継続支援B型の質の向上について

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定の議論において、次期報酬改定に向けて、サービスの質の向上について、引き続き検討、検証を行うことが求められている。

現在、「障害者の福祉的就労・日中活動サービスの質の向上のための研究（平成30年度厚生労働科学研究費補助金）」を実施しているところであるが、当該研究を踏まえ、今後、支援の質の向上を図るためのガイドラインや事例集を作成し、各都道府県、関係団体等に周知する予定であるのでご承知おき願いたい。

(エ) 就労継続支援B型の利用に係るアセスメント

(i) 就労アセスメントの実施時期の見直しについて

当該アセスメントは、約6割の特別支援学校卒業生が卒業後に障害福祉サービスの利用に至っていること、就労継続支援B型事業所から一般就労へ移行する利用者が2%にも満たないことといった現状を踏まえ、一般就労への移行の可能性も視野に入れた就労継続支援B型の利用など、長期的な就労面に関するニーズを把握するために実施するものである。

しかしながら、障害者のこうした可能性を考慮せず、就労継続支援B型の利用を前提とした形式的なアセスメントを実施している事例など、アセスメントの趣旨が理解されていない取扱いがみられるところである。

平成28年度に実施した調査結果によれば、アセスメントの対象者の約7割は特別支援学校在学者であり、そのうち約9割が知的障害のある者となっているが、形式的になる理由としては、卒業年次を実施し、既に就労継続支援B型の利用が決まっている等が上げられている。

アセスメントを実施するに当たっては、課題の早期把握や進路の検討等のため、自治体によっては、卒業年次の前の年次に実施し、卒業年次には実際に想定する進路を念頭に置き実習を実施し、適切な進路選択に効果を上げているところもあり、各自治体におかれては、形式的にならないよう、卒業年次の前の年次（高等部1～2年次）に実施することを推進していただきたい。

(ii) アセスメント実施機関の拡大について

平成28年度まで、就労アセスメント実施機関は、就労移行支援事業所及び障害者就業・生活支援センターとしていたが、アセスメントを必要とする対象者が多い自治体があること、就労移行支援事業所や障害者就業・生活支援センターがない障害保健福祉圏域もあることから、今年度から実施機関の拡大を図った。

これにより、自治体が認める就労支援機関（自治体設置の障害者就

労支援センター等や一般就労を支援する障害者職業能力開発助成金による能力開発訓練事業を行う機関）において、就労アセスメントを行える体制が整っている場合は、就労アセスメント実施機関とすることができるとしたので、実施機関の拡大が必要な場合は、当該機関に就労アセスメントの趣旨を依頼し、実施が可能となるよう調整をお願いしたい。

また、併せて、特別支援学校高等部在学中に、一般企業や就労移行支援事業所における実習が行われ、本人、保護者、自治体や相談支援事業所にアセスメント結果が提供された場合、アセスメントを受けたとみなすことができることとしたので、特別支援学校、相談支援事業所、就労移行支援事業所等関係機関との連携を引き続きお願いしたい。

④ 就労定着支援について

平成 28 年の障害者総合支援法の改正により、平成 30 年 4 月より就労定着支援が新たなサービスとして開始されている。このサービスは、就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練を経て一般就労した障害者に対し、最大で 3 年間、それまでの支援を行っていたなじみの関係の中で引き続き就労定着の支援を実施するものである。

就労定着支援の報酬体系についても、他の就労系サービスと同様実績に応じてメリハリをつけることとしており、支援を行ってから現に就労定着している障害者の割合を用いている。

就労定着支援に関しては、国保連データによると、平成 30 年 10 月現在、事業所数としては 561 事業所、利用者数としては 3,495 人となっているところであるが、就労移行支援事業所が 3,303 事業所（平成 30 年 10 月現在）であることも踏まえれば、全ての就労移行支援事業所において実施できる体制が整っていないと考えられる。職場定着をより一層推進していくためには、一般就労の訓練の段階から携わっていた職員による定着支援がより効果的であるとのご意見もあることから、できる限り全ての就労移行支援事業所において取り組んでいただくよう都道府県等においても働きかけていただきたい（再掲）。

改めて、障害者就労において、一般就労後の職場定着が重要であることは論をまたないところである。一般就労への移行の促進と就労定着支援の体制整備は地域において両輪で進めていかななくてはならない課題であり、仮に、就労定着支援の体制整備が十分に進まない地域があるとすれば、自立支援協議会等において地域の関係者と早急にこの課題を共有するなど、地域をあげた対応をお願いしたい。

⑤ 在宅においてサービスを利用する場合の取扱い

I C Tを活用して在宅勤務するテレワークが普及してきており、テレワークの活用は、障害者の就労の可能性を広げる選択肢の 1 つとなりうるも

のであることから、今般、在宅での就労に向けた支援や、様々な要因により通所による利用が困難な障害者に対する一般就労に向けた支援を行っていくため、平成 27 年度から就労移行支援においても在宅による利用を認めているところである。

平成 30 年度からは、離島等に居住している在宅利用者に対しては、以下を満たす場合には、基本報酬の算定を可能とすることとしている。

(離島等に居住している利用者に対する在宅利用時の要件緩和)

- ・ 事業所職員による訪問、在宅利用者による通所又は電話・パソコン等の ICT 機器の活用により、評価等を 1 週間につき 1 回は行うこと。
- ・ 在宅利用者については、原則として月の利用日数のうち 1 日は事業所職員による訪問又は在宅利用者による通所により、在宅利用者の居宅又は事業所内において訓練目標に対する達成度の評価等を行うこと。

(注) 離島等とは次のいずれかの地域とする。

- 一 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)第二条第一項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 二 奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島
- 三 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十七年法律第七十三号)第二条第二項の規定により指定された特別豪雪地帯
- 四 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)第二条第一項に規定する辺地
- 五 山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)第七条第一項の規定により指定された振興山村
- 六 小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島
- 七 半島振興法(昭和六十年法律第六十三号)第二条第一項の規定により指定された半島振興対策実施地域
- 八 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)第二条第一項に規定する特定農山村地域
- 九 過疎地域自立促進特別措置法(平成十二年法律第十五号)第二条第一項に規定する過疎地域
- 十 沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号)第三条第三号に規定する離島

また、自治体によっては以下のような場合においても、在宅での就労移行支援の利用を認め、在宅雇用につなげている事例もあるので、一億総活躍社会の実現のためにも、柔軟な対応をお願いしたい。【関連資料 15】

(通所の困難性があるとして在宅での利用を支給決定した事例)

- ・ 就労先を求め何度もハローワークを訪れ、就労受け入れ可能なところを探したが、車いす使用のため、通勤可能な場所での受け入れ企業が見つからず就労をあきらめかけていたが、在宅で就労が出来る事を知り、本人の強い就労意欲もあり在宅での就労移行支援の利用が認められた
- ・ 居住地の通勤圏内において、障害者枠での求人を探したが求人企業がなく、在宅での就労移行支援を行っている事業所へ相談。当事業所において管轄内のハローワークで求人企業を検索したがなし。しかしながら、当事者の就労意欲やご家族の就労についての願いが強かったため、通勤圏外企業への在宅雇用の可能性を市町村担当者へ状況説明した結果、在宅での就労移行支援の利用が認められた

(参考URL：在宅における就労移行支援事業ハンドブック)

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu/0000084414.pdf>

(2) 障害者の就労支援に係る予算について

障害者の就労支援に係る予算事業（工賃向上計画支援等事業、障害者就業・生活支援センター事業、就労移行等連携調整事業）については、平成29年度から地域生活支援事業費等補助金のうち、国として促進すべき事業として「地域生活支援促進事業」に位置づけた上で実施している。

特に、来年度については、基本事業において、新たに販路拡大のための商談会等を実施することをメニューに加えるとともに、特に就労継続支援A型における経営改善支援について全都道府県で取り組めるように予算を確保している。

また、平成31年度においも工賃向上計画支援等事業の特別事業として、以下の①から③を実施することとしているので、引き続き活用を検討していただきたい。【関連資料16】

さらに、事業実施に当たっては、その効果検証についても併せて実施し、各都道府県においても事業内容の不断の改善等に努めていただきたい。なお、特に工賃向上計画支援等事業については、国でも各都道府県における事業効果を把握することとしているのでご協力をお願いしたい。

① 農福連携の推進について

農福連携については、農業分野での障害者の就労を支援し、就労継続支援B型事業所等における工賃水準の向上を図るだけでなく、農業の支え手の拡大にもつながるものである。

このため、厚生労働省では農林水産省とも連携し、国主催で農福連携マルシェやセミナー等を実施してきたところであるが、平成 28 年度からは、地域で取り組むことがより効果的であることから、工賃向上計画支援事業の特別事業として「農福連携による就農促進プロジェクト」として、都道府県が事業を実施できるようにしている。

当該事業は、農業に関するノウハウを有していない就労継続支援 B 型事業所等に対し、農業技術に係る指導・助言や 6 次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費や、農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催等に係る経費に対して補助するものであり、補助率は 10/10となっている。

平成 30 年度は、42 道府県において当該事業を活用していただいているが、ニッポン一億総活躍プランや働き方改革実現会議決定で掲げられている「農福連携」をより一層推進していくため、平成 31 年度においては、平成 30 年度に実施していない都道府県においても積極的に活用していただくとともに、常に障害者の工賃・賃金の向上を意識した取組を実施していただきたい。

なお、厚生労働省と農林水産省では、福祉目的で農作業に取り組む際に活用できる主な支援策を紹介するパンフレット「福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～（第六版）」を作成しており、この中には、農業分野における障害者就労に関する各種情報等を記載するなど、今後、農業分野への参入を考えている障害福祉関係者にとって参考となることから、管内の市区町村及び障害者就労施設等に対し広く周知願いたい。

【関連資料 17】

（参考 URL：福祉分野に農作業を～支援制度などのご案内～）

<http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/attach/pdf/kourei-4.pdf>

② 共同受注窓口による情報提供体制の構築等について

平成 28 年度から工賃向上計画支援等事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害者関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図る取組等に対し、補助率 10/10 で実施可能としているので、積極的に活用いただきたい。

③ 在宅就業の支援体制の構築に向けたモデル事業について

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就労や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対する ICT を活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築するために、平成 29 年度から工賃向上計画支援事業の特別事業として実施している。

当該事業においては、地域の実情に応じ、以下のことに取り組んでいただき、地域での在宅就業の支援体制を構築していただきたいと考えているので、都道府県の積極的な活用をお願いしたい。

- ・在宅就業を希望する障害者に対するＩＣＴ技術等のスキルアップ支援
- ・在宅就業の障害者に対する仕事の発注促進など企業への普及・啓発
- ・発注企業の開拓・企業に対する発注への相談支援
- ・企業が安心して在宅就業の障害者に仕事を発注できる体制の構築（在宅就業の障害者と企業から発注された仕事のマッチング）
- ・在宅就業の障害者が発注した仕事を支援する体制の構築 等

また、こうした取組を行うに当たっては、検討会を開催するとともに、在宅障害者の実態やニーズ調査等を十分に行った上で事業に取り組んでいただくことが望ましい。

④ 就労移行等連携調整事業の活用について

障害者が地域において、あらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であり、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所など、それぞれの能力に応じた働く場に円滑に移行できるよう支援することが重要である。

このため、特別支援学校の卒業生や就労継続支援事業の利用者等に対し、就労面に係るアセスメントを実施するとともに、相談支援事業所や就労系障害福祉サービス事業所等の様々な支援機関との連携のためのコーディネートを行い、障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援するための就労移行等連携調整事業を平成 27 年度から実施しているので、各都道府県においては引き続き活用を検討していただきたい。

【関連資料 18】

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する目標について

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数に関する現状について

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援）の利用を経て一般就労へ移行した者の数については、平成27年度実績で平成24年度実績の約1.7倍（14,185人）となっている。
- 平成25年度から平成27年度の移行者数の年平均増加数（約1,900人）から推計すると、平成29年度においては、第4期障害福祉計画の基本指針の成果目標である「平成24年度実績の2倍の一般就労への移行者の達成」をおおよそ満たすことが見込まれる。

成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、今般の傾向等（平成25年度から平成27年度にかけての一般就労への移行者数の平均増加数の実績（約1,900人））を踏まえつつ、以下のような成果目標としてはどうか。
- ※ 今後の一般就労への移行に対する施策効果をどう考えるか。

【成果目標】

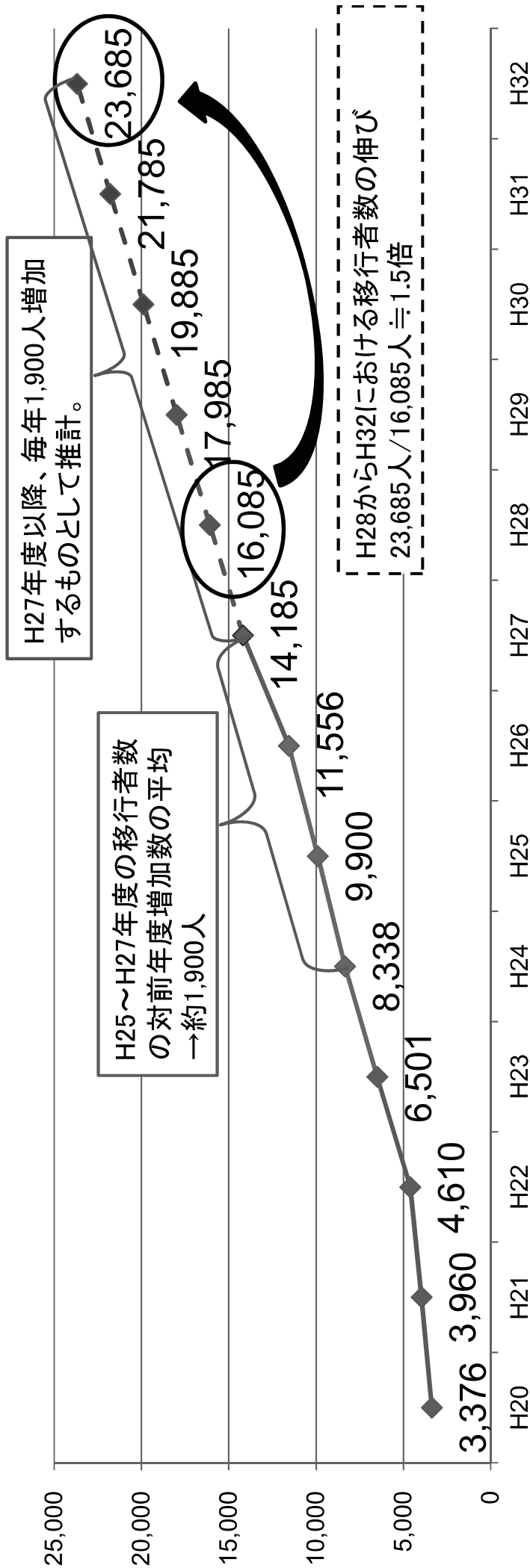
平成32年度末までに平成28年度実績の1.5倍以上の一般就労への移行実績を達成することを基本とする。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの移行実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

（参考）基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 （平成18～23年度）	第3期 （平成24～26年度）	第4期 （平成27～29年度）	第5期 （平成30～32年度）
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県 障害福祉計画	4倍	-112 ± 2倍	2倍	—

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数の推移



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上	平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍以上
都道府県 障害福祉計画	4倍	4.2倍	2倍	—

就労移行支援の利用者数に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 就労移行支援事業の利用者数については、第4期障害福祉計画の基本指針において、平成29年度末における利用者数を平成25年度末の利用者数(27,840人)の1.6倍以上とする成果目標を掲げているが、平成27年度末の利用者数は、平成25年度末における利用者数の1.1倍(31,183人)に留まっている。
- 他の障害福祉サービス(就労継続支援等)から就労移行支援へ移行する者は少数に留まっている。
- 平成25年度から平成27年度の利用者数の平均増加率が約5%であることから推計すると、平成29年度では、目標である平成25年度末の利用者数の1.6倍以上(42,540人)の利用者数を達成することは困難と考えられる。



成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針においては、一般の傾向を踏まえ、平成25年度から平成27年度にかけての就労移行支援事業の利用者の平均増加率である約5%を基に、以下のような成果目標としてはどうか。

【成果目標】

福祉施設から一般就労への移行の推進のため、平成32年度末における利用者数(サービス等利用計画案を踏まえて、アセスメント期間(暫定支給決定期間)を設定し、利用者の最終的な意向確認の上、就労移行支援の利用が適していると判断された者)が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加することを目指す。ただし、各市町村及び都道府県において、現在の障害福祉計画で定めた平成29年度末までの利用者数の割合の実績が達成されないと見込まれる場合は、新しい計画を定める際には、平成29年度末時点で未達成と見込まれる人数を加味して成果目標を設定するものとする。

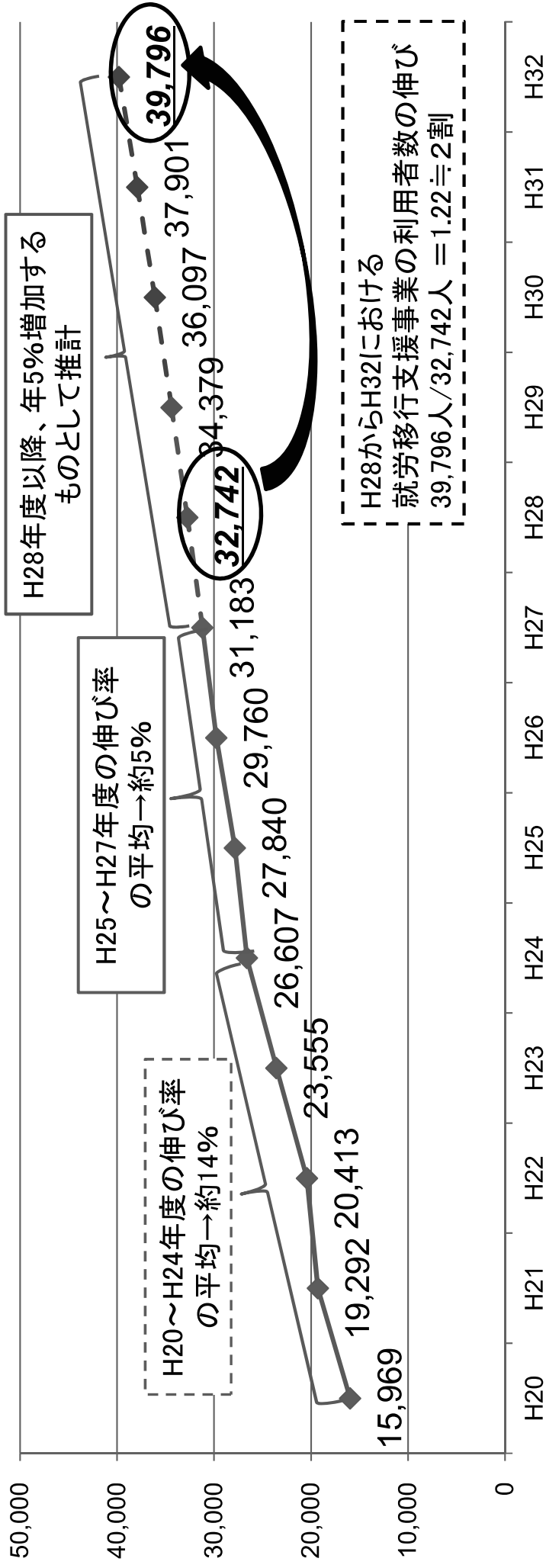
(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上 が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就 労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が 平成25年度末における利用者数 の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が 平成28年度末における利用者数 の2割以上増加
都道府県 障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	—

(注)福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

就労移行支援の利用者数の推移について(参考データ)

就労移行支援事業の利用者数の推移



(出典) 国保連データ(各年度の3月サービス提供分)

基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

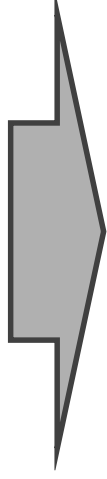
目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	福祉施設利用者のうち2割以上が就労移行支援事業を利用	就労移行支援事業の利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加	就労移行支援事業の利用者数が平成28年度末における利用者数の2割以上増加
都道府県障害福祉計画	7.5%	8.1%	1.6倍	—

(注) 福祉施設…生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援事業所

就労移行支援の事業所ことの移行率に関する目標について

就労移行支援の利用者数に関する現状について

- 第4期障害福祉計画の基本指針においては、福祉施設を利用している障害者等の一般就労への移行を推進するため、就労移行支援事業所のうち、就労移行率(※)が3割以上の事業所を、全体の5割以上とすることを目指すという成果目標を設定した。
 - しかし、近年は、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率は停滞している状況にある。(平成25年度:33.1% 平成26年度:33.1% 平成27年度:37.6%。)
- ※「就労移行率」とは、ある年度の4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該前年度中に一般就労へ移行した者の割合を指す。



成果目標

- 第5期障害福祉計画の基本指針の成果目標においては、近年、就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所の割合の増加率が停滞していることに鑑み、第4期障害福祉計画の基本指針での目標値を維持し、以下のような成果目標としてはどうか。

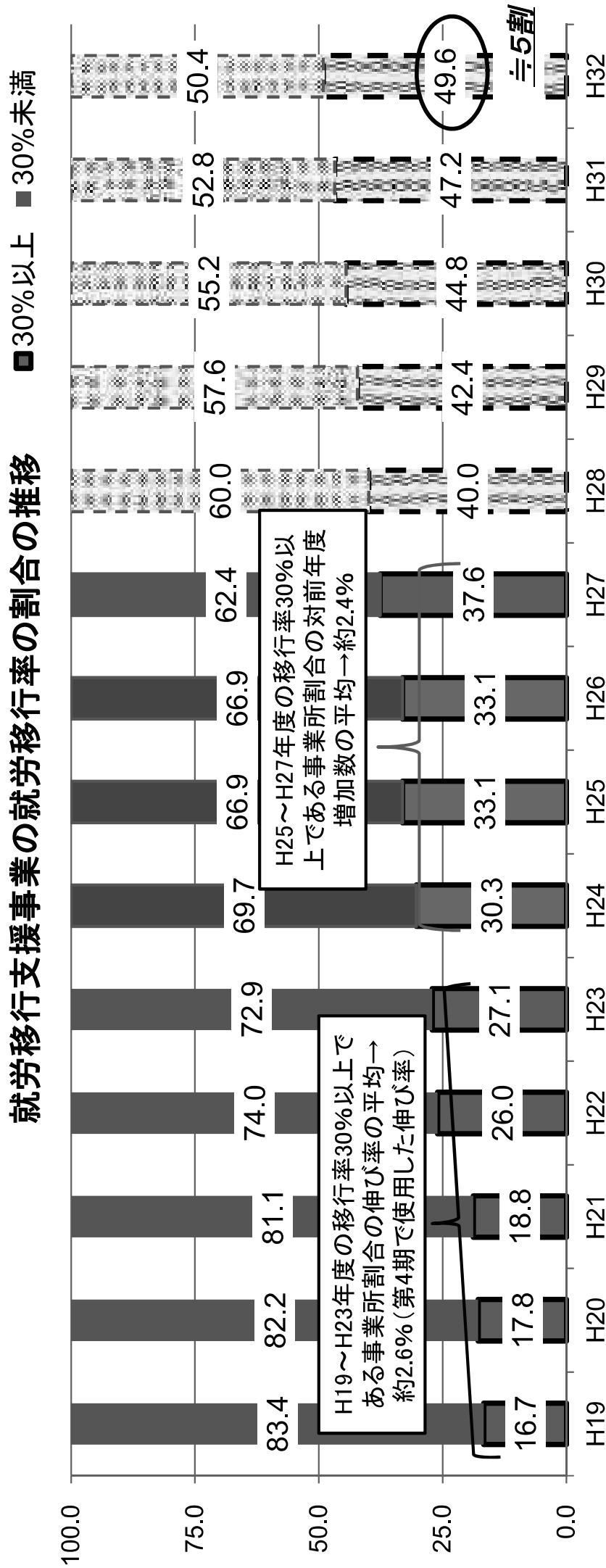
【成果目標】

就労移行率が3割以上である就労移行支援事業所を、平成32年度末までに全体の5割以上とすることを目指す。

(参考)基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県障害福祉計画	—	— 116 —	50. 2%	—

就労移行支援の事業所ことの就労移行率の推移について(参考データ)



基本指針及び都道府県障害福祉計画における目標値【再掲】

目標値	第1～2期 (平成18～23年度)	第3期 (平成24～26年度)	第4期 (平成27～29年度)	第5期 (平成30～32年度)
基本指針	—	—	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全体の5割以上
都道府県障害福祉計画	—	—	50.2%	—

就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移

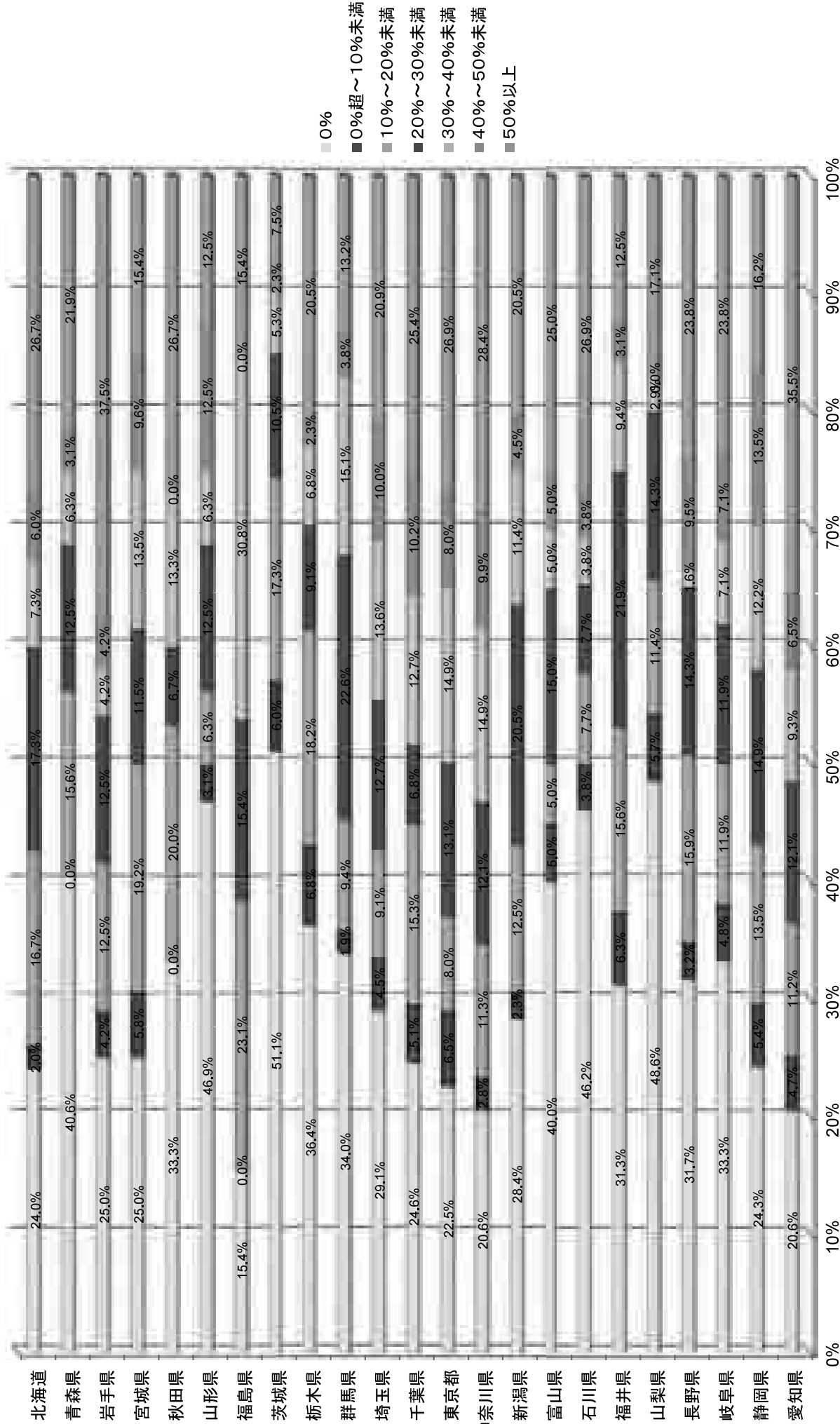
○ 一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所の割合は、52.4%である。一方で、移行率が0%の事業所が30.5%となっている。



関連資料2

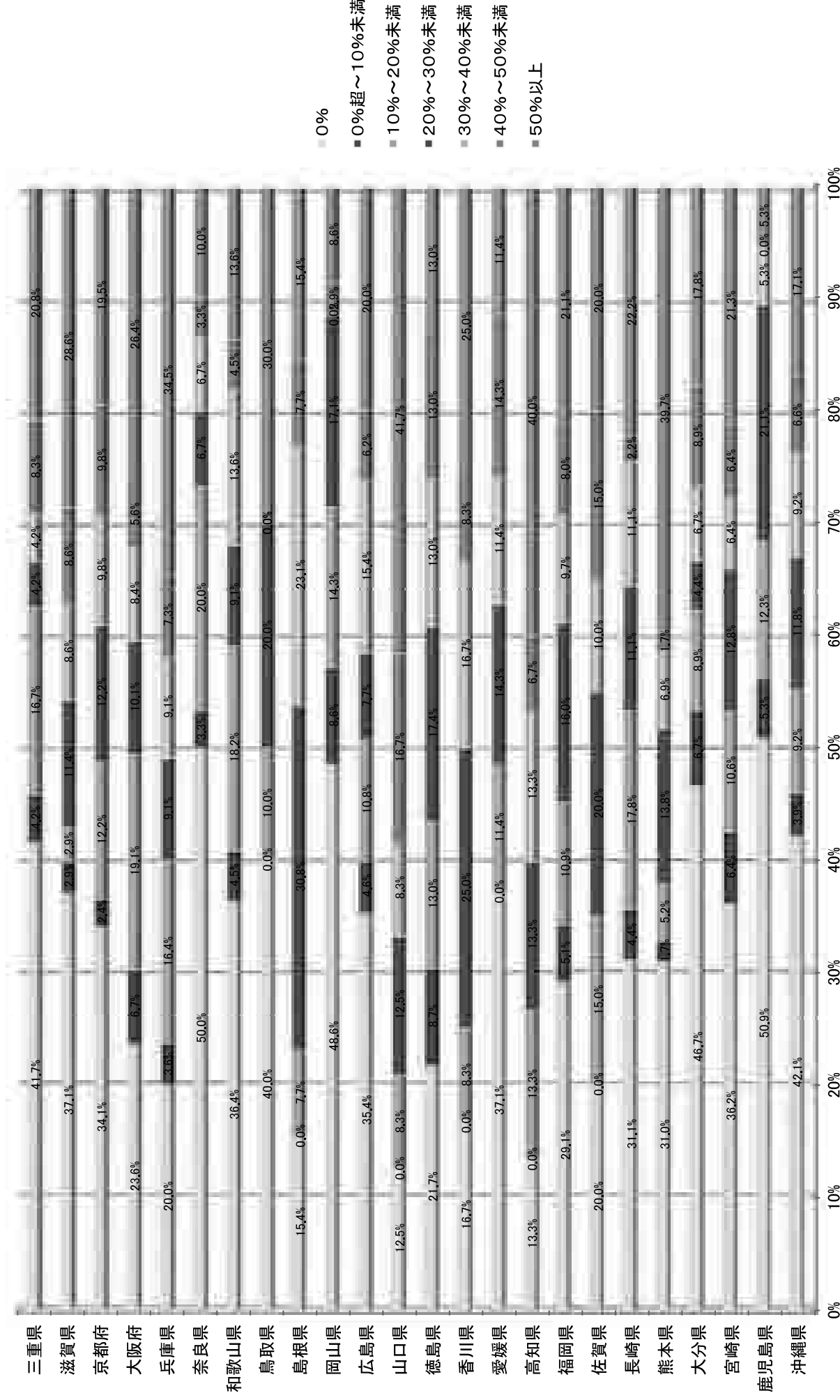
就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移①

(平成28年度実績・都道府県別)

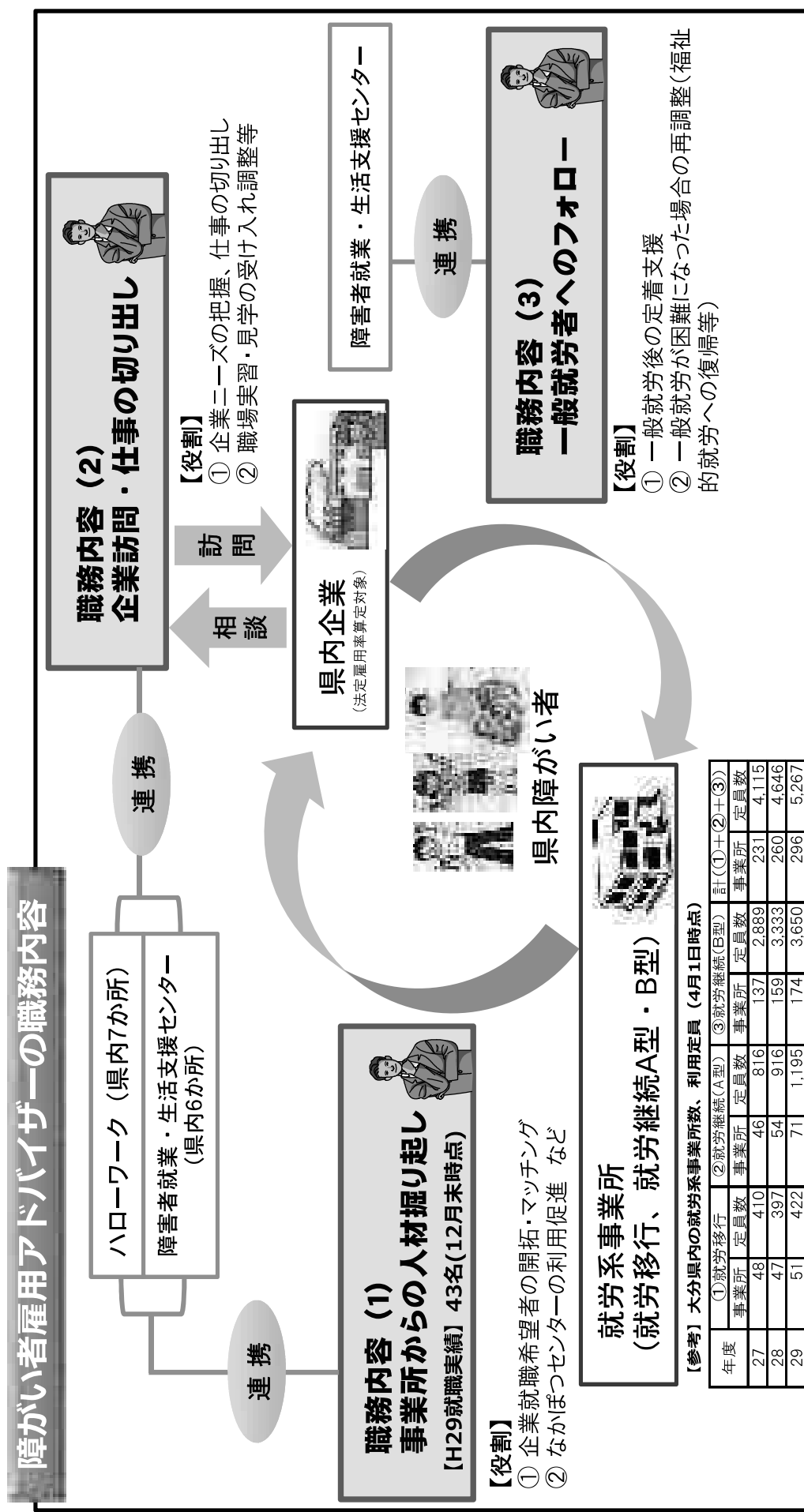


就労移行支援事業による一般就労への移行率別の施設割合の推移②

(平成28年度実績・都道府県別)



**(大分県) 就労継続支援事業所を活用した障がい者雇用の促進
(障がい者雇用アドバイザーの配置)**



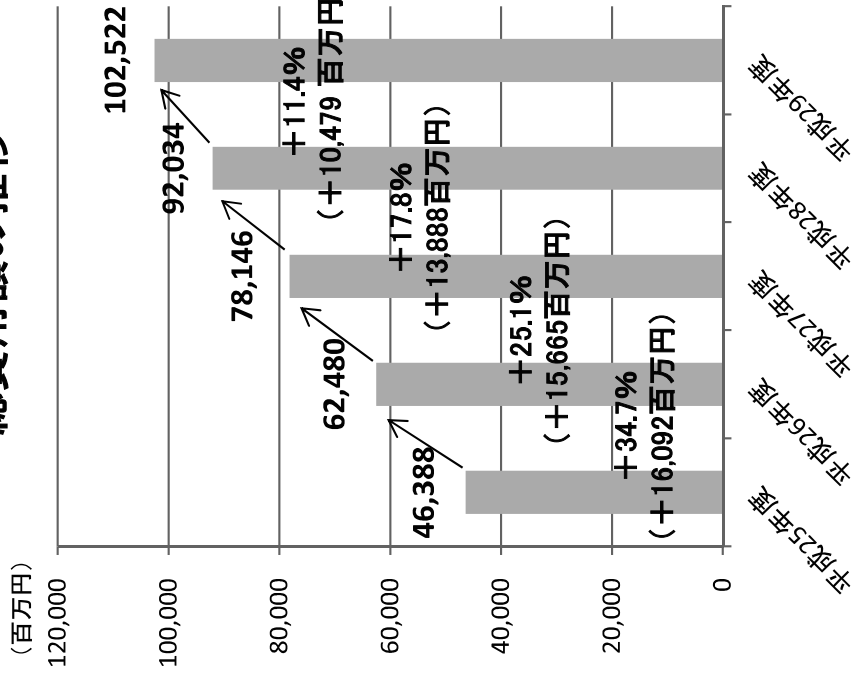
主なポイント

- ・障がい者雇用アドバイザー（6名配置）が、就労継続支援事業所への訪問・巡回相談を積極的に実施し、一般就労できる能力を有している障がい者を福祉的就労から、県内民間企業等での雇用へとステップアップ。
- ・また、加齢や障がい者の進行等により一般就労が困難になった場合、福祉的就労への復帰等を調整。
- ・なお、平成30年度からは、アドバイザーのうち1名を知的・精神障がい者分野の専門アドバイザーとして再配置し、取組を強化。

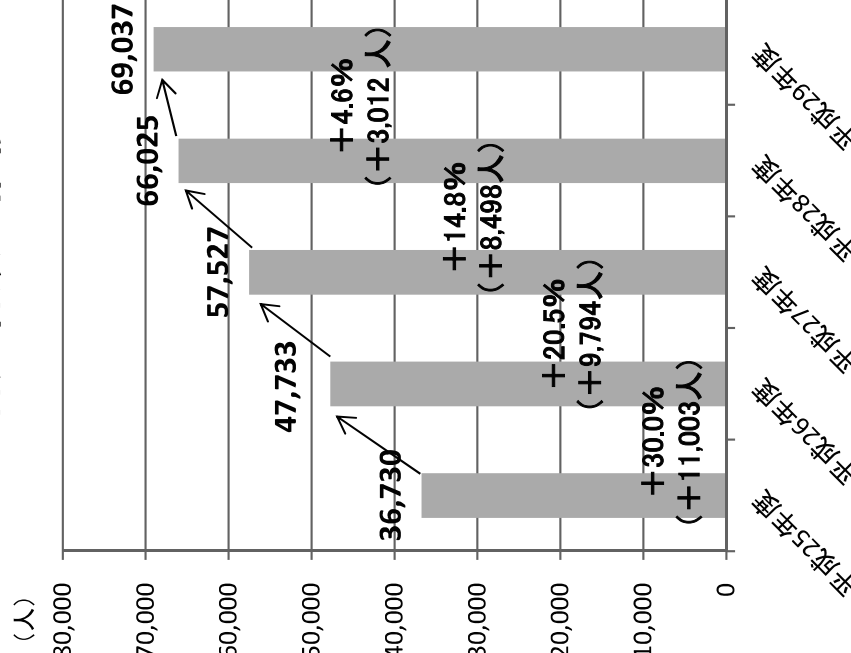
就労継続支援A型の現状

- 就労継続支援A型の平成29年度費用額は約1,025億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約5.1%を占めている。
- 総費用額、利用者数及び事業所数は、平成28年度まで大きく増加していたが、伸び率はおさまってきている。

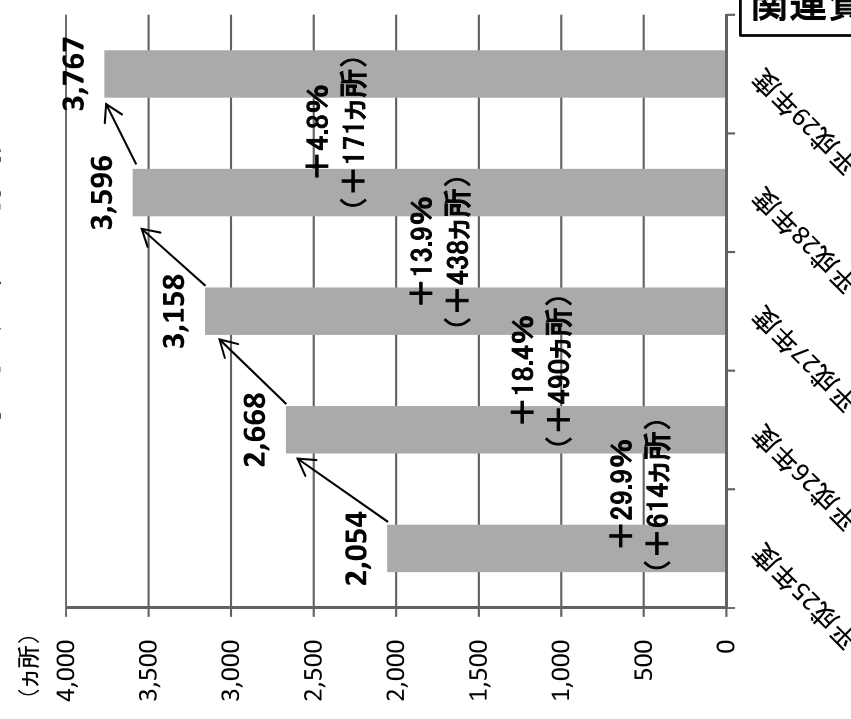
総費用額の推移



利用者数の推移

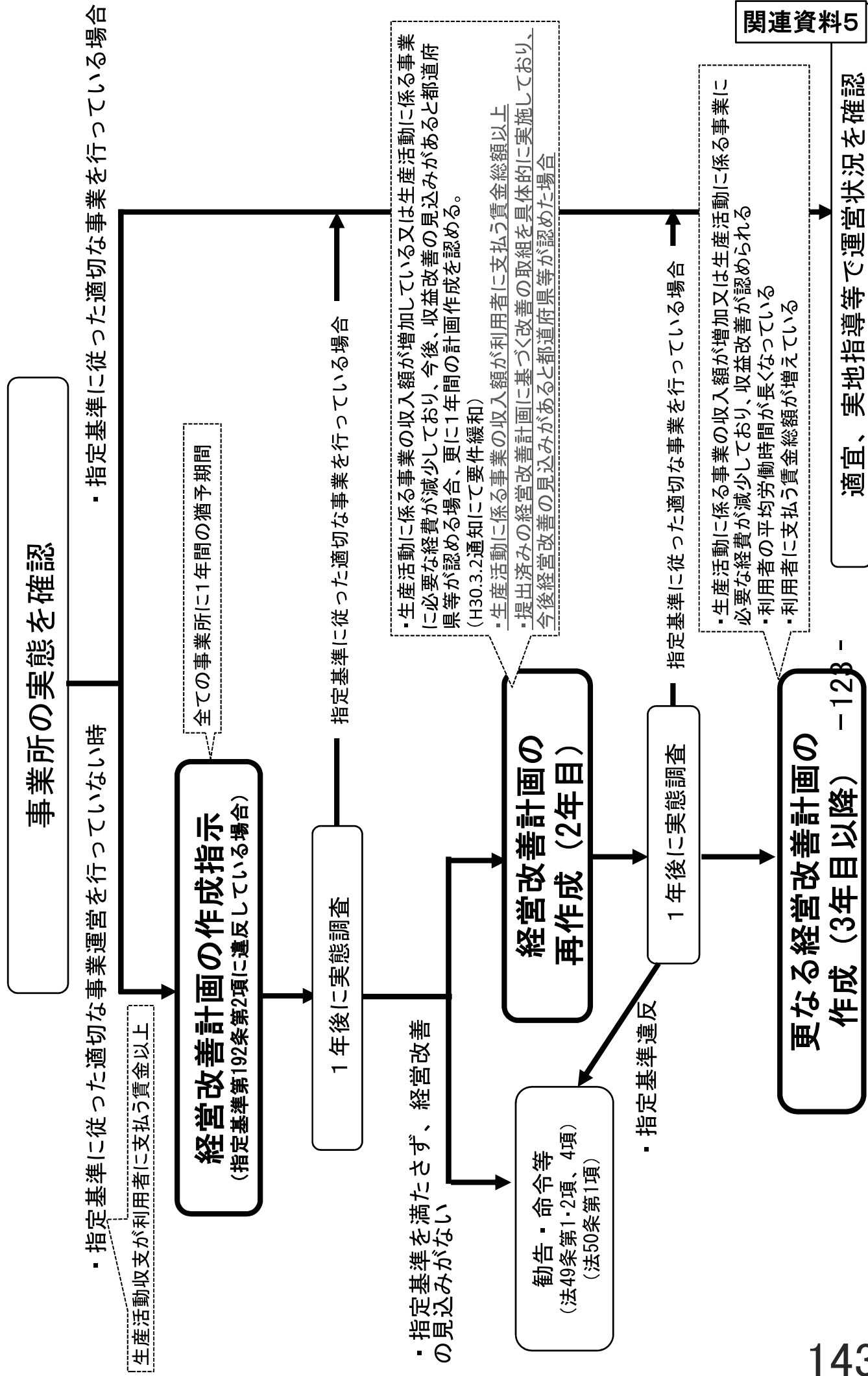


事業所数の推移



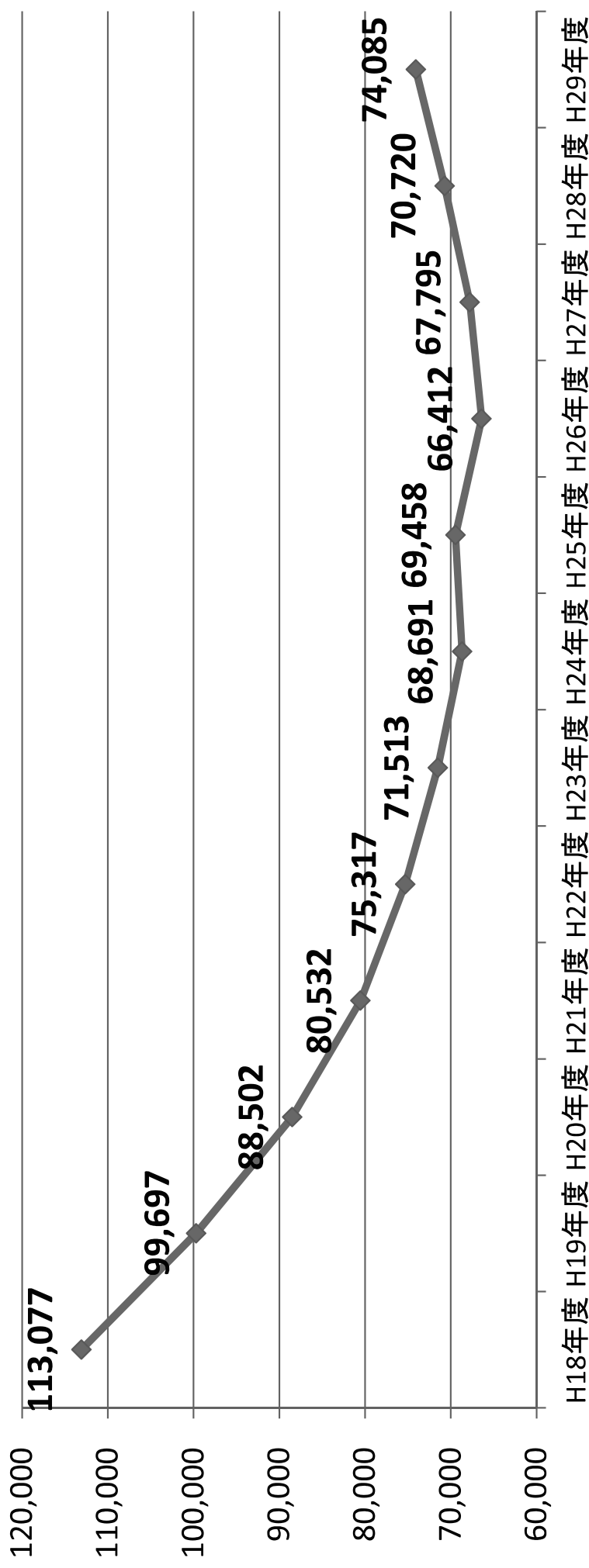
関連資料4

就労継続支援A型事業所経営改善計画提出等の流れ



就労継続支援A型事業所における平均賃金月額の推移

○ 就労継続支援A型事業所における平均賃金月額は、平成26年度までは減少傾向であったが、近年は増加傾向にある。



関連資料6

(※) 平成23年度までは、就労継続支援A型事業所、福祉工場における平均賃金

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援A型 都道府県別平均賃金月額の比較(平成28年度、平成29年度)

(円／月額)

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
北海道	68,482	70,489	102.9%
青森県	62,511	62,496	100.0%
岩手県	71,245	75,144	105.5%
宮城県	65,118	71,476	109.8%
秋田県	66,128	64,167	97.0%
山形県	68,868	72,994	106.0%
福島県	71,370	69,917	98.0%
茨城県	85,257	82,361	96.6%
栃木県	64,127	66,095	103.1%
群馬県	68,653	66,511	96.9%
埼玉県	68,869	70,379	102.2%
千葉県	66,306	69,372	104.6%
東京都	91,417	90,407	98.9%
神奈川県	81,002	78,869	97.4%
新潟県	65,717	67,220	102.3%
富山県	60,468	61,412	101.6%
石川県	67,639	67,889	100.4%
福井県	76,391	79,910	104.6%
山梨県	67,520	66,261	98.1%
長野県	83,669	85,874	102.6%
岐阜県	70,017	70,600	100.8%
静岡県	70,347	71,575	101.7%
愛知県	74,298	76,269	102.7%
三重県	68,828	72,171	104.9%

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
滋賀県	83,945	84,750	101.0%
京都府	88,848	88,148	99.2%
大阪府	71,739	76,493	106.6%
兵庫県	77,399	80,347	103.8%
奈良県	71,216	72,434	101.7%
和歌山県	92,525	89,939	97.2%
鳥取県	80,551	82,659	102.6%
島根県	84,638	84,631	100.0%
岡山県	72,369	75,096	103.8%
広島県	86,595	84,549	97.6%
山口県	74,159	77,583	104.6%
徳島県	63,303	66,218	104.6%
香川県	69,053	69,712	101.0%
愛媛県	63,125	66,058	104.6%
高知県	84,309	88,205	104.6%
福岡県	69,391	69,771	100.5%
佐賀県	82,443	82,547	100.1%
長崎県	80,077	82,339	102.8%
熊本県	65,019	69,621	107.1%
大分県	79,077	78,807	99.7%
宮崎県	59,224	61,392	103.7%
鹿児島県	62,984	66,547	105.7%
沖縄県	64,619	63,769	98.7%
全国平均	70,720	74,085	104.8%

(注) 就労継続支援A型事業所の平均 【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

事業廃止の場合の届出事項について

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年十一月七日法律第百二十三号）（抄）

（変更の届出等）

第四十六条

- 2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号）

（指定障害福祉サービス事業者の名称等の変更の届出等）

第三十四条の二十三

- 4 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、次の各号に掲げる事項を当該指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。

- 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
- 二 廃止し、又は休止しようとする理由

- 三 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に関する次に掲げる事項

イ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者に対する措置

ロ 現に当該指定障害福祉サービスを受けている者の氏名、連絡先、受給者証番号及び引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する旨の申出の有無

ハ 引き続き当該指定障害福祉サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害福祉サービスを継続的に提供する他の指定障害福祉サービス事業者の名称

- 四 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

職発 0 7 1 4 第 5 号

平成 29 年 7 月 14 日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省職業安定局長

(公 印 省 略)

雇用安定事業の実施等について

社会保障・税番号制度については、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年 5 月 31 日法律第 27 号。以下「番号法」という。）に基づき、番号法第 2 条に定める個人番号（以下「個人番号」という。）の利用が税・社会保障分野などで開始されており、障害者に係る雇用関係助成金についても、平成 29 年 7 月 18 日より、情報提供ネットワークシステムの運用が開始されることから、個人番号を利用した情報連携を可能とする運用の見直しを行うこととする。

また、特定求職者雇用開発助成金の一部のコースについて、当該助成金の申請を行う就労継続支援 A 型事業所が、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年 11 月 7 日法律第 123 号。以下「障害者総合支援法」という。）第 49 条第 1 項若しくは第 2 項に基づく勧告、又は第 50 条第 1 項に基づく同法第 29 条第 1 項の指定の取消し若しくは指定の全部若しくは一部の効力の停止を受けた場合の運用の見直しを行うこととし、下記第 1 を内容とする関係通達の改正を下記第 2 のとおり行い、平成 29 年 7 月 18 日から適用することとするので、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、本日付け職発 0 7 1 4 第 6 号により独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長あて併せて通知したことを申し添える。

記

第 1 改正内容

- (1) 個人番号を利用した情報連携が可能となる以下の障害者に係る雇用関係助成金について、雇用関係助成金支給要領（以下「要領」という。）及び関係様式について所要の改正（※）を行う。

※ 支給申請書（障害者雇用関係助成金個人番号登録届）にマイナンバーが記載されている場合には、障害者手帳の写しの添付を省略するこ

とができることとする。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
- ・ 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金
- ・ 障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）
- ・ 障害者雇用安定助成金（障害者職場適応援助コース）
- ・ 障害者職業能力開発助成金

なお、障害者雇用安定助成金（障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース）の要領及び関係様式の改正については、追って通知する。

（２）特定求職者雇用開発助成金の以下のコースについて、当該助成金の申請を行う就労継続支援Ａ型事業所が障害者総合支援法に基づく、勧告又は指定の取消し若しくは効力の停止を受けた場合に不支給とする要領の改正を行う。

- ・ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）
- ・ 特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）

第２ 関係通達の一部改正

雇用関係助成金支給要領（平成 25 年 5 月 16 日付け職発 0516 第 19 号・能発 0516 第 4 号・雇児発 0516 第 9 号「雇用安定事業の実施等について」別添 1）の一部を別紙のとおり改正する。

なお、改正後の要領及び関係様式は以下のとおり。

＜雇用関係助成金支給要領＞

【別添 1】雇用関係助成金支給要領（改正関係部分）

＜雇用関係助成金支給要領関係様式（改正関係部分）＞

【別添 2】特定求職者雇用開発助成金

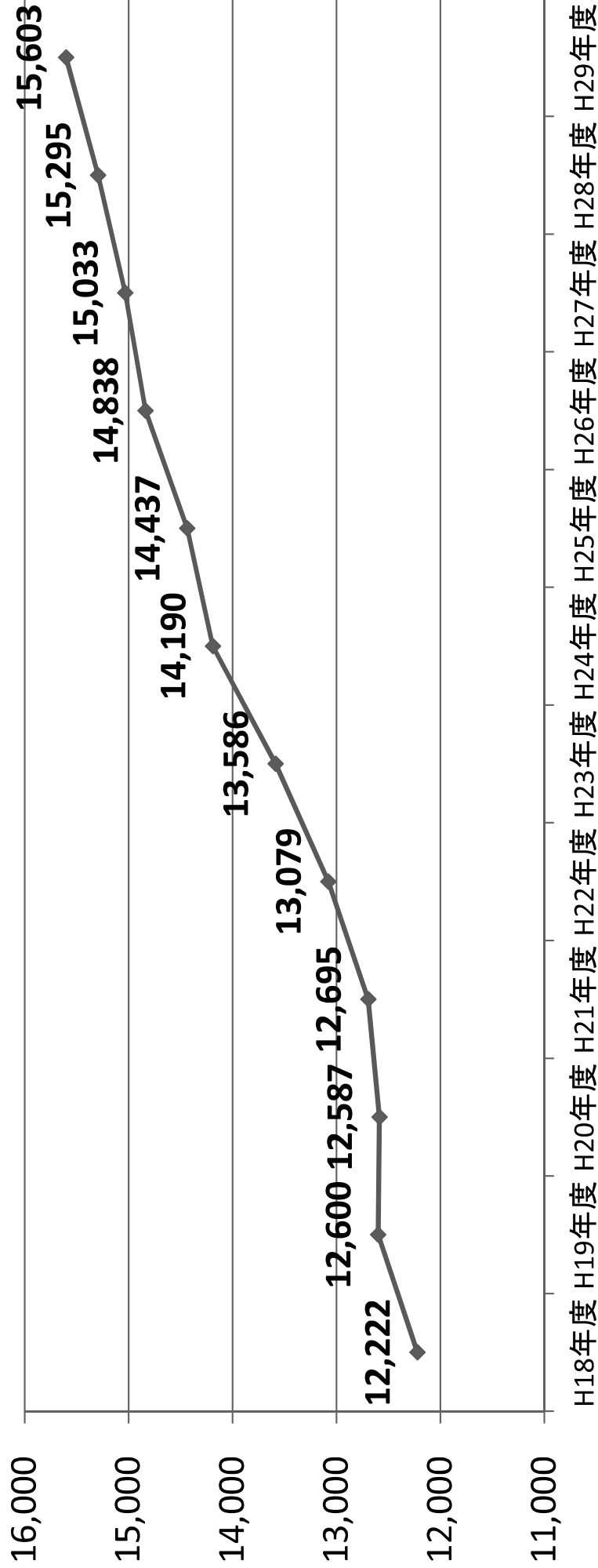
【別添 3】中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

【別添 4】障害者雇用安定助成金

【別添 5】障害者職業能力開発助成金

就労継続支援B型事業所における平均工賃の推移

○ 就労継続支援B型事業所における平均工賃月額は、平成20年度以降、毎年増加してきており、平成18年度から27.6%上昇している。



関連資料9

(※)平成23年度までは、就労継続支援B型事業所、授産施設、小規模通所授産施設における平均工賃
 【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

57就労継続支援B型 都道府県別平均工賃月額の比較(平成28年度、平成29年度)

(円／月額)

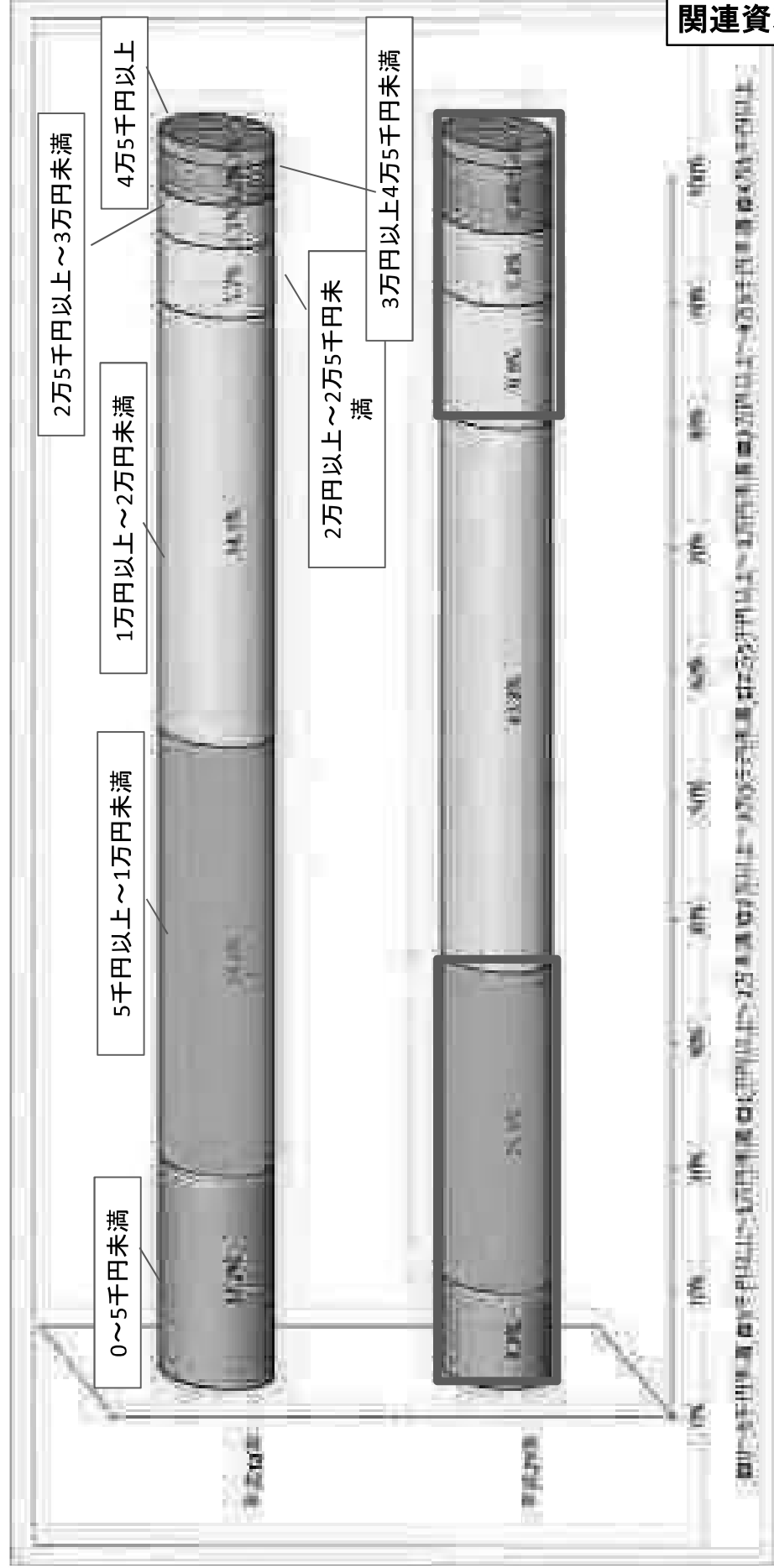
都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
北海道	18,289	18,810	102.8%
青森県	13,369	13,559	101.4%
岩手県	18,808	18,982	100.9%
宮城県	18,695	17,862	95.5%
秋田県	14,965	15,169	101.4%
山形県	11,430	11,016	96.4%
福島県	14,425	14,602	101.2%
茨城県	12,501	13,198	105.6%
栃木県	16,157	16,612	102.8%
群馬県	16,860	17,139	101.7%
埼玉県	14,492	14,517	100.2%
千葉県	13,769	14,308	103.9%
東京都	15,349	15,752	102.6%
神奈川県	13,677	14,047	102.7%
新潟県	14,510	14,472	99.7%
富山県	15,127	15,645	103.4%
石川県	16,783	16,552	98.6%
福井県	22,128	22,312	100.8%
山梨県	15,846	15,741	99.3%
長野県	15,246	15,787	103.6%
岐阜県	13,718	14,010	102.1%
静岡県	15,159	15,675	103.4%
愛知県	14,812	15,297	103.3%
三重県	14,346	14,915	104.0%

都道府県	平成28年度	平成29年度	伸び率
滋賀県	18,038	18,156	100.7%
京都府	16,855	16,724	99.2%
大阪府	11,209	11,575	103.3%
兵庫県	14,007	14,041	100.2%
奈良県	15,411	15,206	98.7%
和歌山県	16,489	16,565	100.5%
鳥取県	17,169	18,312	106.7%
島根県	18,994	19,133	100.7%
岡山県	13,691	14,160	103.4%
広島県	15,892	16,038	100.9%
山口県	16,730	17,289	103.3%
徳島県	20,876	21,465	102.8%
香川県	14,673	15,445	105.3%
愛媛県	16,260	16,264	100.0%
高知県	19,629	19,694	100.3%
福岡県	13,539	13,841	102.2%
佐賀県	18,263	18,419	100.9%
長崎県	15,919	16,389	102.9%
熊本県	13,924	14,490	104.1%
大分県	16,823	17,101	101.7%
宮崎県	17,960	18,585	103.5%
鹿児島県	15,239	16,174	106.1%
沖縄県	14,704	14,940	101.6%
全国平均	15,295	15,603	102.0%

(注) 就労継続支援B型事業所の平均 【出典】工賃実績調査(厚生労働省調べ)

就労継続支援B型における工賃の状況

- 平成18年度と比較すると、利用者1人あたりの平均工賃月額が2万円以上の事業所の割合は全体の22.5%に増加。
- 平均工賃月額が1万円未満の事業所の割合は、全体の33.6%に減少。



関連資料10

【出典】工賃・賃金実績調査(厚生労働省調べ)

工賃等向上に向けた全国的支援体制構築モデル事業の概要

(就労継続支援事業所における工賃・賃金の向上に向けた支援体制構築に係る調査研究)

事業目的

平成30年度予算額
11,741千円

→

平成31年度予算案
11,741千円
(保健福祉調査委託費)

差引増▲減額
±0千円

都道府県域を超えた工賃倍増等へ取組実績がある法人が、全国の工賃等向上の実事例を収集し整理するとともに、全国展開を図るために、こうした事例を用いた経営改善支援を工賃向上計画支援等事業の基本事業を実施する都道府県とも連携して実施することで、工賃・賃金の一層の向上を目指す就労継続支援事業所を支援する。

実施主体

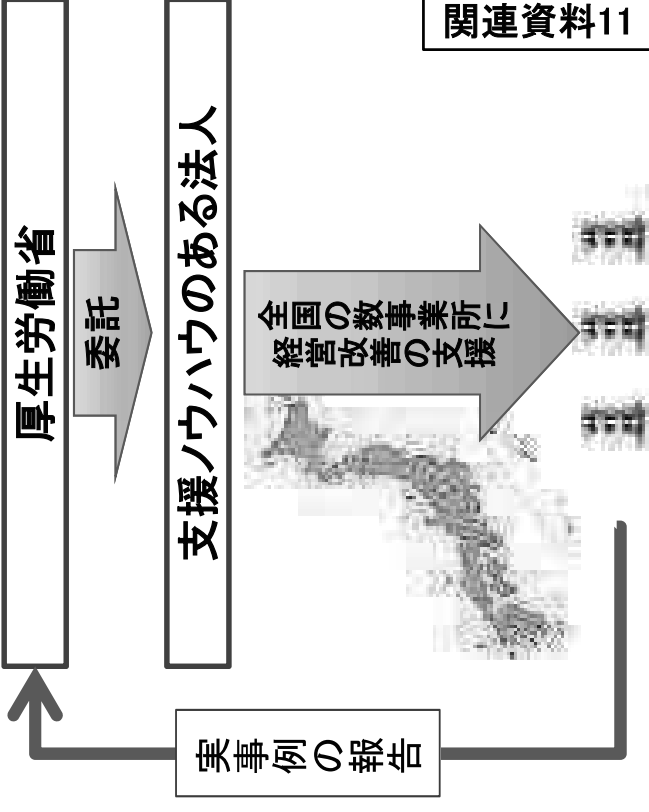
○社会福祉法人、NPO法人、民法人、株式会社等

事業内容

全国レベルでの工賃等の一層の向上を目指すため、以下の事業を実施する。

- ① 受託法人として支援を実施した結果、工賃倍増等につながっている実事例の整理
- ② 実事例について、全国レベルでの周知・展開
- ③ 工賃向上計画支援等事業の基本事業を実施する都道府県と連携した経営改善等支援の実施(訪問支援：5箇所実施)
- ④ 経営改善等支援を実施した結果、工賃倍増等につながった実事例の国への報告

＜事業のスキーム＞



関連資料11

平成30年度以降の工賃向上計画について

工賃倍増5か年計画（平成19～23年度）

- 成長力底上げ戦略（平成19年2月）に基づく『福祉から雇用へ』推進5か年計画の一環として実施。
- 全ての都道府県で「工賃倍増5か年計画」を作成し、官民一体となって取り組み、5年間で平均工賃の倍増を目指すもの。
- 各事業所における計画の作成は任意。
- 平均工賃は、5年間で14.8%増であり、倍増には至らず（平成18年度：11,830円 ⇒ 平成23年度：13,586円）。

工賃向上計画（平成24～26年度）

- 工賃倍増5か年計画における課題を踏まえ、全ての事業所で「工賃向上計画」を作成、PDCAサイクルにより工賃向上に取り組むこととした。
- 市町村レベル及び地域レベルでの関係者の理解や連携体制が重要であることから、市町村においても事業所の取組を積極的に支援するよう明記。
- 平成25年度の平均工賃は14,437円（各事業所が掲げた平成26年度の平均工賃の目標値は15,773円）。

工賃向上計画（平成27～29年度）

- 平成27年度から平成29年度の3か年を対象期間とした計画を策定。

※ 事業所が策定する計画については、任意に対象期間を設定し、当該機関で達成すべき目標工賃等を計画に記載。

- 現行の『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針』について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正（3月上旬に通知）。

平成30年度以降も引き続き工賃向上計画を策定し、就労継続支援B型事業所等における工賃向上に取り組む

平成30年度以降の工賃向上計画

- 平成30年度から平成32年度の3か年を対象期間とした計画を策定。
- 都道府県、事業所、市町村において、地域の事業所の取組や産業状況、地域課題（農業の担い手不足、高齢者を支える担い手不足等）を把握し、障害福祉部局だけでなく、他部局との連携により障害者の就労機会の拡大を図ることを追加。
- 現行の『工賃向上計画』を推進するための基本的な指針』について、基本的な内容は継続しつつ、計画の対象期間等を改正（2月下旬に通知）。

障害者の活躍する場の広がり

- 障害者が地域の人手不足が深刻な産業や、高齢化に悩む地域を支えている事例が地域で産まれている。
- 様々な業界、分野と連携し、障害者が活躍する場が広がっている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1) 観光と福祉の連携

- 当該事業所では、施設外就労として地域のリゾートホテルの客室清掃業務を行っている。
- 障害特性に応じた作業のレクチャー、体調に応じたシフト作成により、約12人の障害者が働いており、国内外から訪れる観光客に快適な客室を提供する。
- 人材不足に悩む観光産業と、働く場を求める障害者施設を行政が結びつけて始まったプロジェクト。

(事例2) 介護施策との連携

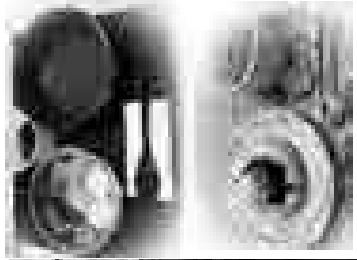
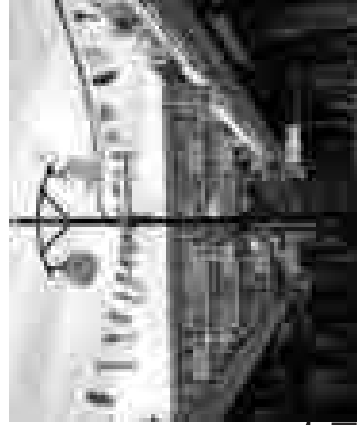
- 法人が運営する介護老人保健施設において、清掃、洗濯、リネン交換、介護補助等を行っている。
- 主に知的障害のある約10人の利用者が、シフト制で1日実働6.5時間、週5日で勤務する。
- 作業面での自立を目指すだけでなく、社会人としてのマナーを備えるため、言葉遣い、身だしなみチェック、マナー講習等も力を入れている。
- 働く力を身につけた利用者は、一般企業や他の介護事業所等への就労に送り出している。
- 平成28年度の平均月額賃金は、約13万円



関連資料13

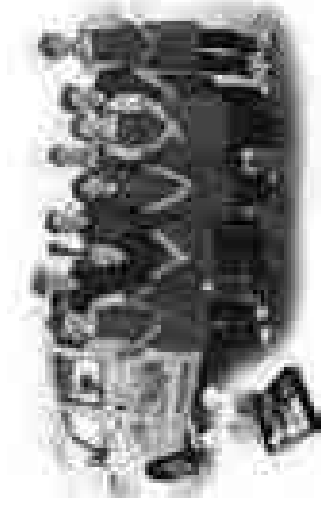
(事例1)障害者が高齢者を支える事例

- 当該事業所は、首都圏にある老朽化の進んだ大規模団地の一角でカフェレストランを運営。身体に優しい栄養バランスのよい定食や、和洋スイーツを提供。
- この地域は高齢化率50%以上と高い。団地内にある商店街の殆どは閉店し、公共交通機関の利用も不便なため孤立しがちな高齢住民にとって、当該事業所は憩いの場となっている。
- 主に知的障害のある利用者約20人は、カフェでの作業以外にも、外出が難しい高齢者宅への夕食の配食&見守り(配達当日と翌日の容器回収の2回、対面により安否を確認)サービスを行っている。
- 地域包括支援センターや社会福祉協議会とも連携し、地域活性のための新しい街づくりを進める。



(事例2)障害者が高齢者を支える事例

- 障害のある方、約60人が働く当該事業所では、弁当やパンを製造販売し、学校給食としても提供している。喫茶室も運営し、地域住民との交流の場になっている。
- さらに、事業所で製造した商品や、近隣の商店から調達した食料品や生活用品を、注文に応じて山間部の高齢者へ定期的に宅配し、同時に高齢者を見守り、話し相手となることで地域を支えている。
- 地元の民間企業とともに、見守り協力機関として自治体と協定を結んでおり、一人暮らしの高齢者を守る活動の充実強化にも寄与している。
- 平成28年度の平均月額工賃は、約2万5千円



地域振興につながる連携促進(実施例)

地域生活支援事業（都道府県事業）

各都道府県に配置された地域連携促進コーディネーター（仮称）が、地域の農業団体、商工団体、民生委員等と連携し、障害福祉サービス事業所と地域の農家、企業、商業施設、介護事業所、高齢者世帯等を結びつけることにより、地域振興と同時に、一般就労の促進を図る。

参考事例

○香川県の施設外就労による農業の取り組み

- ・県障害福祉課が、障害者就労施設の工賃向上のために、県農政部局やＪＡ生産者部会と連携して、農家での施設外就労を推奨。
- ・現在は、県社会就労センター協議会が農家と障害者就労施設の橋渡しを実施

・地元農家
・農業法人

○徳島県の「ほっとかない事業」での取り組み

- ・障害者就労施設利用者による限界集落の高齢者への配食と見守り
- ・移動販売車両で授産製品（お弁当・パンなど）と日用品をお届け
- ・障害者が地域社会の主役

独居高齢者等

○富山県の介護施設での施設外就労の取り組み

- ・就労継続支援Ｂ型事業の利用者が、高齢者デイサービスにおける介護支援の業務（配膳、清掃、洗濯など）を、福祉的就労として実施。
- ・高工賃も実現し、一般就労にもつなげている。

特別養護老人ホーム

○北海道の社会福祉法人の取り組み

- ・江差町内に唯一のパン工場が閉鎖されたことにより、法人がそのパン工場を職員共々引き継ぎ、障害者の生きがい作業として通所作業所をスタート。
- ・廃業した温泉施設を譲り受け、就労継続支援Ｂ型事業所として再生。

地元企業

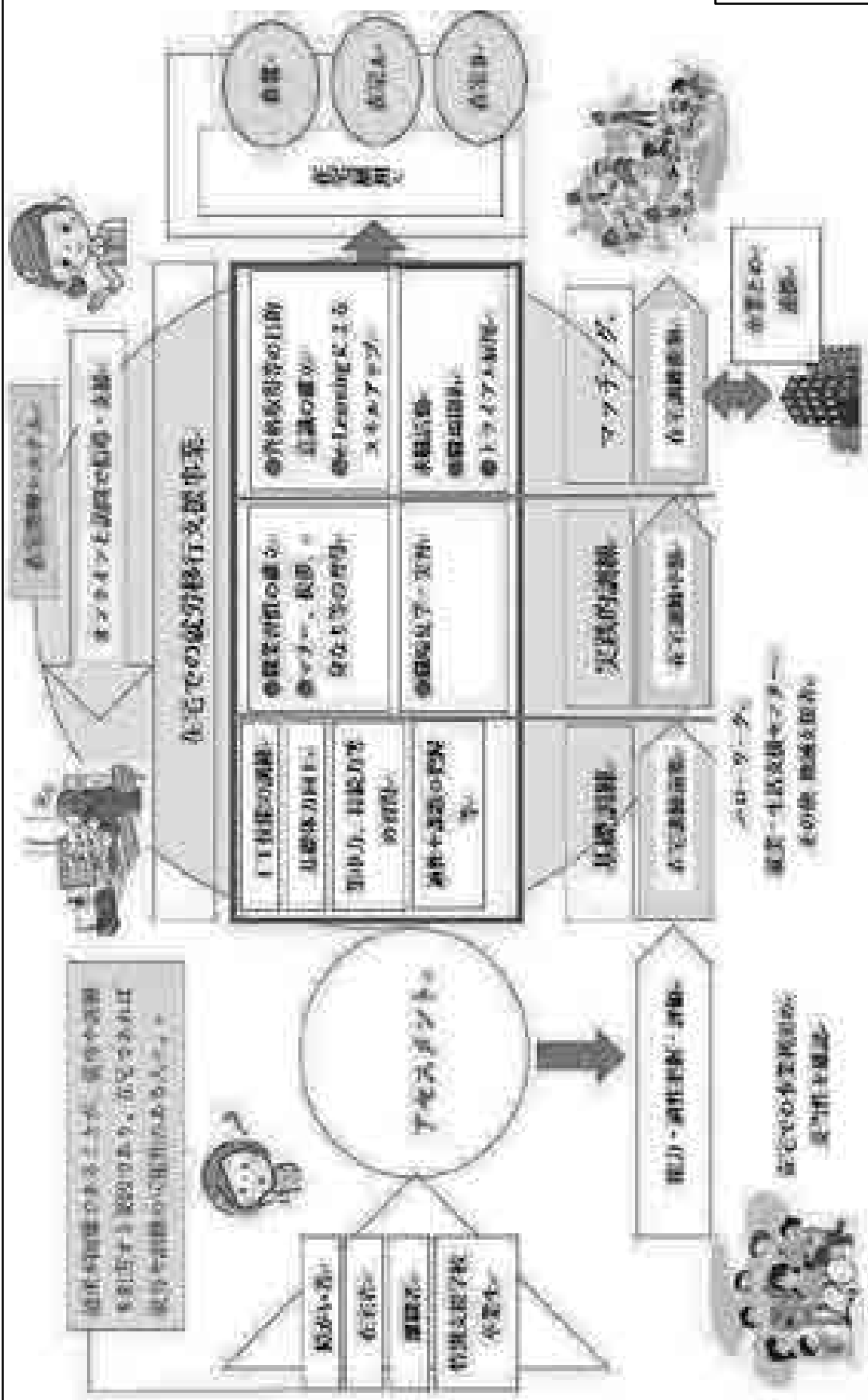
農福連携

地域振興につながる連携促進事業イメージ図



就労移行支援における在宅訓練について

- 就労移行支援において、以下のとおり、通所利用が困難であるが在宅であれば就労の可能性ある方に対して、在宅においてIT技能の訓練等を通じて、訓練ログも管理した上で、企業への在宅雇用につなげている事業所もある。
- 平成29年度の在宅利用27人のうち在宅雇用に5人つながっている。(訓練中19人、自営3人)



工賃向上計画支援等事業の概要

事業目的

就労継続支援事業所等の利用者の工賃・賃金向上等を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援、共同受注窓口による情報提供体制の整備及び在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するためのモデル事業等を実施する。

事業の実施主体

- 都道府県(基本事業及び特別事業の①及び②)
- 都道府県(社会福祉法人やNPO法人等の民間団体の取組に補助する場合にその費用を負担)(特別事業の③)

基本事業(補助率:1/2)

①経営力育成支援

- 事業所の経営力育成・強化に向け、専門家等による効果的な工賃向上計画の策定や管理者の意識向上のための支援を実施

②品質向上支援

- 事業所が提供する物品等の品質向上に向け、共同受注窓口と専門家等の連携による技術指導や品質管理に係る助言等の支援を実施

③事業所職員の人材育成支援

- 事業所の職員を対象に、商品開発や販売戦略、生産活動への企業的手法の導入などに係る研修会を開催

新④販路開拓支援

- 芸術文化も含めた商品やサービスのPRを行うとともに、販売会・商談会を実施

特別事業(補助率:10/10)

①共同受注窓口の情報提供体制の構築支援

- 共同受注窓口による事業所が提供する物品等の情報提供体制を確立するための支援を実施

②農福連携による就農促進プロジェクト

- 専門家を派遣することによる農業技術に係る指導や6次産業化に向けた支援、農業に取り組む事業所によるマルシェの開催支援を実施

特別事業(負担割合:国1/2、都道府県1/2)

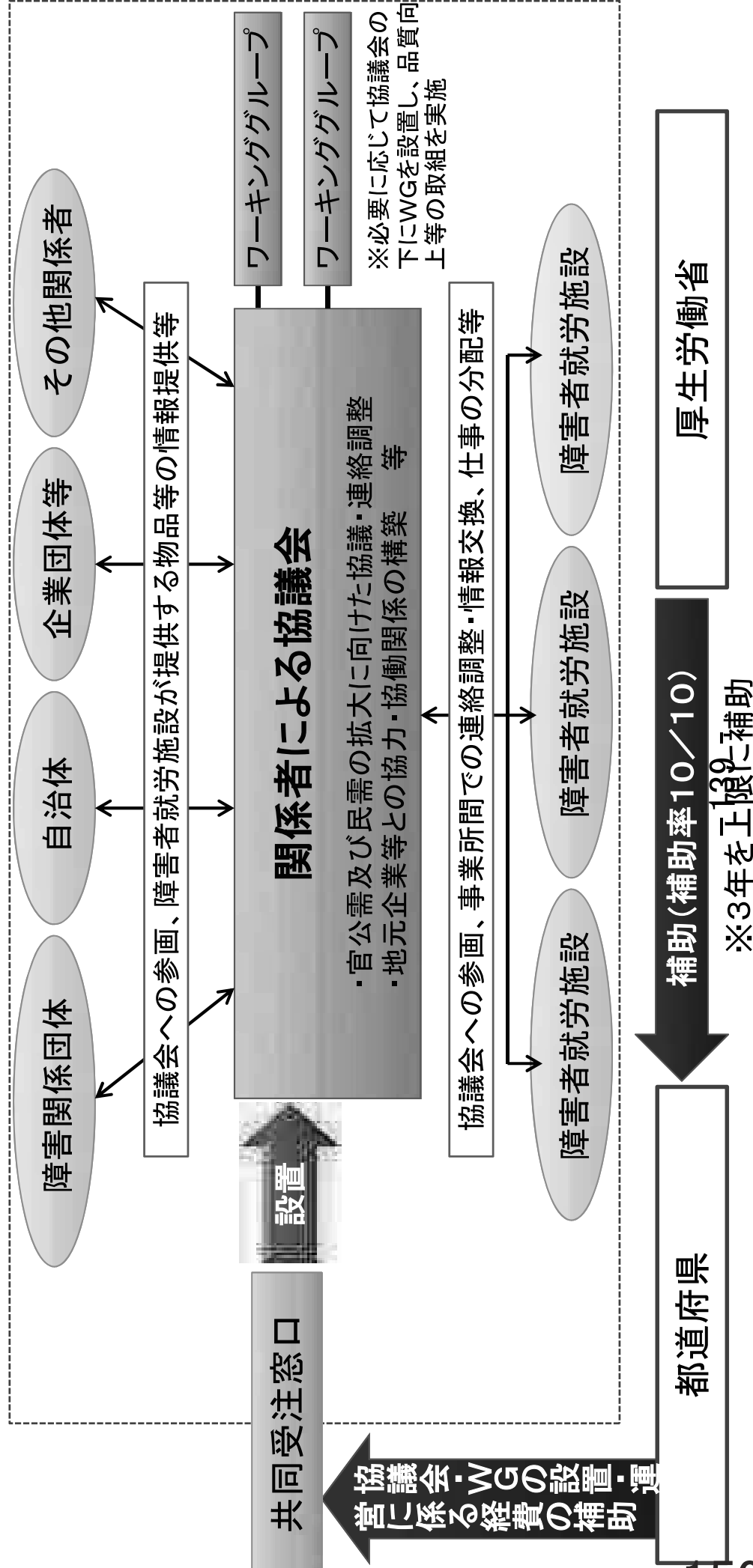
③在宅就業の支援体制の構築(モデル事業)

- 在宅障害者に対する仕事の発注の開拓、企業から発注される仕事とのマッチング等のICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業に対して補助する場合にその費用を負担

共同受注窓口による情報提供体制の構築

平成30年度予算額 22,220千円
 平成31年度予算案 24,442千円
 差引増 ▲減額 +2,222千円
 (地域生活支援促進事業)

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワーキンググループや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。



農福連携による障害者の就農促進プロジェクト

事業の趣旨

平成30年度予算額
269,310千円

平成31年度予算案
269,310千円

差引増▲減額
±0千円

農業分野での障害者の就労を支援し、障害者の工賃水準の向上及び農業の支え手の拡大を図るとともに、障害者が地域を支え地域で活躍する社会（「1億総活躍」社会）の実現に資するため、障害者就労施設への農業に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援する。

実施主体

都道府県

※社会福祉法人等の民間団体へ委託して実施することも可

補助内容・補助率

工賃向上計画支援事業の特別事業において、「農福連携による障害者の就農促進プロジェクト」として以下の事業を実施することとし、補助率は10／10とする。

○農福連携推進事業

農業に関するノウハウを有していない障害者就労施設に対し、農業技術に係る指導・助言や6次産業化に向けた支援を実施するための専門家の派遣等に係る経費を補助する。

○農福連携マルシェ開催支援事業

農業に取り組む障害者就労施設による農福連携マルシェの開催に係る経費を補助する。

○意識啓発等

農業に取り組む障害者就労施設の好事例を収集し、セミナー等を開催する経費を補助する。

○マッチング支援

農業生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチング支援を実施する経費を補助する。

＜事業のスキーム＞

厚生労働省

補助

補助率：10／10

都道府県

農福連携マルシェの開催

※委託による実施可

専門家の派遣等の支援等

※委託による実施可

障害者就労施設

農業の取組推進⇒6次産業化

農福連携マルシェへの参加



農福連携による就農促進プロジェクト

実施都道府県の内訳（平成30年度）

	農業者の専門家の派遣等による農業技術の指導・助言	6次産業化への取組支援	農福連携マルチエの開催支援	好事例を収集し、事業所間で共有するなどの意識啓発等	農業生産者と障害者就労施設にとのマッチング支援
北海道	○		○		
青森県			○		
岩手県	○	○	○		○
宮城県	○		○		
秋田県	-	-	-	-	-
山形県	○			○	○
福島県	○	○	○		○
茨城県	-	-	-	-	-
栃木県			○		
群馬県	○	○	○		○
埼玉県	○				
千葉県	○				
東京都	-	-	-	-	-
神奈川県	○	○	○	○	
新潟県	○		○	○	○
富山県			○		○
石川県	○		○		
福井県	○		○		
山梨県				○	○
長野県	○		○	○	○
岐阜県	-	-	-	-	-
静岡県	○	○	○		○
愛知県	○		○	○	
三重県		○	○		○
計	32	17	35	15	22

※平成30年度は補助金を活用して42道府県が事業実施（香川県、岐阜県は当該補助事業以外で実施しているため、実質44道府県で実施）

項目5. 病気の治療、子育て・介護と仕事の両立、障害者就労の推進
⑫ 障害者等の希望や能力を活かした就労支援の推進

平成29年3月29日働き方改革実現会議決定

【働く人の視点に立った課題】

雇用環境は改善してきているが、依然として雇用義務がある企業（50人以上）の約3割が障害者を全く雇用していない。

経営トップを含む社内理解の促進、作業内容・手順の改善等の課題を克服する必要。

就労に向けた関係行政機関等の更なる連携が必要。

福祉事業所から一般就労への移行率が20%以上の就労移行支援事業所が増加しているが、移行率が0%の事業所が3割強存在し、二極化している。

福祉事業所における利用者の賃金・工賃は十分な水準にない。

- ・就労継続支援A型事業所の平均賃金6.8万円（2015年度）
- ・就労継続支援B型事業所の平均工賃1.5万円（2015年度）

【今後の対応の方向性】

障害者等が希望や能力、適性を十分に活かし、障害の特性等に応じて最大限活躍できることが普通になる社会を目指す。このため、長期的寄り添い型支援の重点化等により、障害者雇用ゼロ企業を減らしていくとともに、福祉就労の場を障害者がやりがいを感じられる環境に変えていく。また、特別な支援を必要とする子供について、初等中等・高等教育機関と福祉・保健・医療・労働等の関係行政機関が連携して、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制を整備する。

【具体的な施策】

（長期的寄り添い型支援の重点化）

- ・障害者雇用ゼロ企業が障害者の受入れを進めるため、実習での受入れ支援や、障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の受講などを進める。また、障害者雇用に知見のある企業08等の紹介・派遣を行う。

（障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援）

- ・発達障害やその可能性のある方も含め、障害の特性に応じて就労に向けて、在学中から希望・能力に応じた一貫した修学・就労の支援を行うよう、各教育段階において、教育委員会や大学と福祉、保健、医療、労働等関係行政機関、企業が連携した切れ目のない支援体制を整備し、企業とも連携したネットワークを構築する。
- ・一般就労移行後に体職した障害者について、その期間に就労系障害福祉サービスの利用を認めることを通じた、復職を支援する仕組みを創設するほか、福祉事業から一般就労への移行を推進する。
- ・聴覚に障害のある人が電話を一人でかけられるよう支援する電話リレーサービスの実施体制を構築する。また、障害者の職業生活の改善を図るための最新技術を活用した補装具の普及を図る。

（在宅就業支援制度の活用促進）

- ・障害者の在宅就業等を促進するため、在宅就業する障害者と発注企業を仲介する事業のモデル構築や、優良な仲介事業の見える化を支援するとともに、在宅就業支援制度（在宅就業障害者に仕事を発注した企業に特別調整金等を支給）の活用促進を図る。

（農業と福祉の連携強化）

- ・農業に取り組みむ障害者就労施設に対する6次産業化支援や耕作放棄地の積極的活用など、農福連携による障害者の就労支援について、全都道府県での実施を目指す。

施策	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度以降	指標
長期的寄り添い型支援の重点化	障害者ネットワークのモデル構築（サテライト型オフィス） 教育委員会と福祉・労働等行政機関が連携した支援体制整備 2017年度までに30地域	企業等による初めての障害者の実習受け入れや、障害者雇用に関するノウハウを有する人材育成への支援 障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討	障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討	高年齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善	高年齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善	高年齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善	高年齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善	高年齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善	高年齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善	高年齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善	高年齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善	高年齢・障害・求職者雇用支援機構の中期計画見直しに合わせて改善
障害者の一般就労に向けた在学中からの一貫した支援	大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 就労後に体職した場合の就労系福祉サービスの活用等 給付開始 電話リレーサービスの実施 最新技術を活用した補装具の普及	大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 就労後に体職した場合の就労系福祉サービスの活用等 給付開始 電話リレーサービスの実施 最新技術を活用した補装具の普及	大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 就労後に体職した場合の就労系福祉サービスの活用等 給付開始 電話リレーサービスの実施 最新技術を活用した補装具の普及	大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 就労後に体職した場合の就労系福祉サービスの活用等 給付開始 電話リレーサービスの実施 最新技術を活用した補装具の普及	大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 就労後に体職した場合の就労系福祉サービスの活用等 給付開始 電話リレーサービスの実施 最新技術を活用した補装具の普及	大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 就労後に体職した場合の就労系福祉サービスの活用等 給付開始 電話リレーサービスの実施 最新技術を活用した補装具の普及	大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 就労後に体職した場合の就労系福祉サービスの活用等 給付開始 電話リレーサービスの実施 最新技術を活用した補装具の普及	大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 就労後に体職した場合の就労系福祉サービスの活用等 給付開始 電話リレーサービスの実施 最新技術を活用した補装具の普及	大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 就労後に体職した場合の就労系福祉サービスの活用等 給付開始 電話リレーサービスの実施 最新技術を活用した補装具の普及	大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 就労後に体職した場合の就労系福祉サービスの活用等 給付開始 電話リレーサービスの実施 最新技術を活用した補装具の普及	大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 就労後に体職した場合の就労系福祉サービスの活用等 給付開始 電話リレーサービスの実施 最新技術を活用した補装具の普及	大学等と高校・行政機関・企業が連携した支援体制のモデルとなるネットワーク構築 就労後に体職した場合の就労系福祉サービスの活用等 給付開始 電話リレーサービスの実施 最新技術を活用した補装具の普及
在宅就業支援制度の活用促進	障害者ネットワークのモデル構築（サテライト型オフィス） 教育委員会と福祉・労働等行政機関が連携した支援体制整備 2017年度までに30地域	障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討	障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討	障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討	障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討	障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討	障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討	障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討	障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討	障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討	障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討	障害者雇用に知見のある企業OB等を、雇入企業に紹介・派遣 モデル構築の実施結果を踏まえた支援措置の検討
農業と福祉の連携強化	各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）	各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）	各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）	各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）	各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）	各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）	各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）	各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）	各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）	各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）	各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）	各都道府県で農福連携による障害者の就労支援を推進（2018年度までに全都道府県で実施）

【参考】経済財政運営と改革の基本方針2018・未来投資戦略2018

【経済財政運営と改革の基本方針2018について（平成30年6月15日閣議決定）（抄）】

7. 安全で安心な暮らしの実現

（4）暮らしの安全・安心

③共助社会・共生社会づくり

全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。
障害者の地域生活への移行や農福連携を含めた就労・社会参加を促進するとともに、発達障害について、社会全体の理解促進、家族支援等に取り組む。

【未来投資戦略2018 — 「Society 5.0」 「データ駆動型社会」 への変革 —（平成30年6月15日）（抄）】

〔4〕「地域」「コミュニティ」「中小企業」が変わる

1. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現

（3）新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速

①生産現場の強化

ア) 経営体の育成・確保

・農福連携を推進し、担い手不足が見込まれる農業分野で活躍が期待される高齢者、障害者、生活困窮者等の就農・就労支援を進める。

【ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抄)】

4.「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

(3)障害者、難病患者、がん患者等の活躍支援

一億総活躍社会を実現するためには、障害者、難病患者、がん患者等が、希望や能力、障害や疾病の特性等に応じて最大限活躍できる環境を整備することが必要である。このため、就職支援及び職場定着支援、治療と職業生活の両立支援、障害者の身体面・精神面にもプラスの効果がある農福連携の推進、ICTの活用、就労のための支援、慢性疼痛対策等に取り組むとともに、グループホームや就労支援事業等を推進する。

【日本再興戦略2016 ー第4次産業改革に向けてー (平成28年6月2日閣議決定) (抄)】

2ー3. 多様な働き手の参画

KPIの主な進捗状況

(障害者の活躍推進)

《KPI》「2020年：障害者の実雇用率2.0%」

⇒2015年：1.88% (2012年：1.69%)

iii) 障害者等の活躍推進

障害者、難病患者、がん患者等の就労支援をはじめとした社会参加の支援に引き続き重点的に取り組む。障害者については、職場定着支援の強化や、農業分野での障害者の就労支援（農福連携）等を推進するとともに、障害者の文化芸術活動の振興等により、社会参加や自立を促進していく。

【未来投資戦略2017 ーSociety 5.0の実現に向けた改革ー 平成29年6月9日(抄)】

3. 人材の育成・活用力の強化

(2)新たに講ずべき具体的施策

ii)生産性・イノベーション力の向上につながる働き方の促進

⑥障害者等の就労促進

・来年4月の法定雇用率の引上げや障害者雇用に関するノウハウを付与する研修の充実、キャリア教育など生涯を通じた学習の充実や関係機関の連携の促進等を通じて、障害者の希望や能力をいかした就労支援の取組を進める。また、最新技術を活用した補装具等の普及を図るとともに、農福連携による障害者の就労支援を推進する。

在宅就業の支援体制構築に向けたモデル事業

目的

平成30年度予算額
45,000千円

→

平成31年度予算案
40,000千円
(地域生活支援促進事業)

差引増▲減額
▲5,000千円

仕事をする意欲と能力はあるものの、就労時間や移動に制約があるなどの事情で一般就職や施設利用が困難な障害者もいることから、在宅障害者に対するICTを活用した就業支援体制を構築するモデル事業を実施し、在宅障害者が能力等に応じて活躍できる支援体制を構築する。

実施主体・負担割合等

○実施主体：都道府県 ○補助事業者：社会福祉法人等の民間団体 ○負担割合：国1／2、都道府県1／2

事業概要

障害者の在宅就業に関する 現状・課題

(障害者の個人事業者への業務発注に関する傾向)

- 障害者への発注は避けたい

(在宅就業の課題)

- 在宅就業という働き方や自分たちの取組が認知されていない
- 登録者のスキルが不足している

(在宅就業を希望する理由)

- 体調などが変わりやすく、仕事量の調整などをしなければならぬが、会社の仕事では在宅でもそれが難しいと思う

課題等への対応 (モデル事業の実施)

地域の実情に応じたモデル事業の実施

都道府県



補助

- 企業への普及・啓発
- 相談支援
- 発注企業の開拓



企業

企業から発注された仕事のマッチング

- ICTネットワークの構築



社会福祉法人等の民間団体

- 関係者による検討会
- ニーズ調査や実態調査等を実施

在宅障害者

- ICT技術等のスキルアップ支援

事業評価・検証



農業と福祉の連携事例

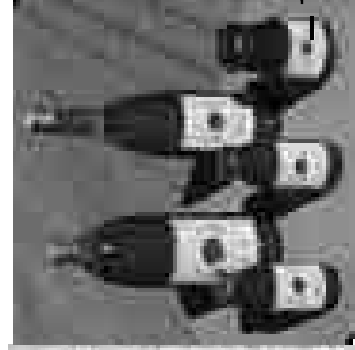
- 障害者就労施設が、有機農業によって付加価値の高い農作物を生産し、また、加工・販売まで手掛けること(6次産業化)によって、高い工賃(賃金)を実現している事例もある。
- また、農業分野には、多様な作業があることから、障害者の特性に応じた仕事を開発することにより、より多くの障害者の雇用・就労につながる。また、地域の農家ともつながることにより、地域活性化や地方創生にも資する事例もでてきている。

就労継続支援A型事業所の事例

(事例1)

- 法人内で生産する農産物を基盤に、県内農産品を加工・販売することにより、障害者の働く場を広げ、地域の農業を活性化。地元農家や農協、行政とネットワークを構築し、地域全体で連携して取組む。
- A型利用者約20人のうち、一部(※)が、地元の野菜や果実からジュースやジャムを製造し、販売する。
- 平成28年度の平均月額賃金：約14万5千円

※農業以外に自動車部品組立作業も行っている。



(事例2)

- 就労継続支援A型事業所として、農業と加工作業を組合せて通年の作業を確保。20人の利用者が、主にジャガイモの生産と加工を行い、総菜チェーンや地元の食堂に販売し、安定収益を上げている。A型利用者から支援スタッフへのキャリアアップも実現。
- 地域の高齢者を積極的に雇用し、農業の経験や知恵を伝承。高齢者の生きがい創出にもなっている。
- 平成28年度の平均月額賃金：約10万8千円



関連資料17

(事例1)

- 当事業所では、約30品目の野菜を生産。同じ法人で運営する養鶏場の鶏ふんを使った自家製堆肥による土作りなども行い、農薬を使わない野菜作りを行っている。
- 直売店やネット通販、車による移動販売も行い、売上げ確保に努めている。外出が困難な地域住民にとって、買い物支援の役割も担っている。
- 精神障害のある約30人の利用者が、それぞれの適性と体調を判断しつつ、就労に必要な体力、忍耐力、チームワークを養いながら作業している。
- 地元の農家から請負で作業を行う「施設外就労」に取組むことで、地域の農業を支えている。
- 平成28年度の平均月額工賃：約2万6千円

(事例2)

- 当事業所では、使われなくなった畑地を耕し、主にカボチャとブドウ、他にもトマト、ピーマン、ブルーベリー等の少量多品種の野菜や果物を生産している。ブドウの選定作業などは、地域の高齢者の協力を得ている。
- 農産物は、JAの直売所や施設内の市場で販売している。施設内の市場には地元の農家も出店し、高齢化・過疎化が進む地域の農家にとって新たな販路拡大、所得確保の機会にもなっている。
- 約40人の利用者の多くは知的障害者で、農業の他に、法人内で製造するクラフトビールの瓶詰めやラベル貼り、レストランでの清掃、調理補助、接客にも取り組む。
- 平成28年度の平均月額工賃：約2万7千円



就労移行等連携調整事業

平成30年度予算	平成31年度予算案	差引増▲減額
21,191千円	→ 21,191千円	±0千円
	(地域生活支援促進事業)	

- 障害者が社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加できる共生社会を実現するためには、障害者が、自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう支援することが必要であるが、このためには、働くことを希望する障害者が、一般企業や就労継続支援事業所等、それぞれの能力に応じた働く場に移行できるよう支援することが重要である。
- このため、働くことを希望する障害者について、様々な支援機関が連携した円滑な移行支援が行えるよう、支援対象者のアセスメント及び関係機関のコーディネートを行う。

1 事業概要

特別支援学校の卒業生、就労継続支援事業利用者、一般就労者等、就労可能な障害者について、適切なアセスメントを行うとともに、障害者就業・生活支援センターや相談支援事業所、就労系福祉サービス事業所等、様々な支援機関の連携のためのコーディネートを行い、各障害者の能力に応じた就労の場への移行を支援する。

2 実施主体：都道府県

3 補助率：1/2

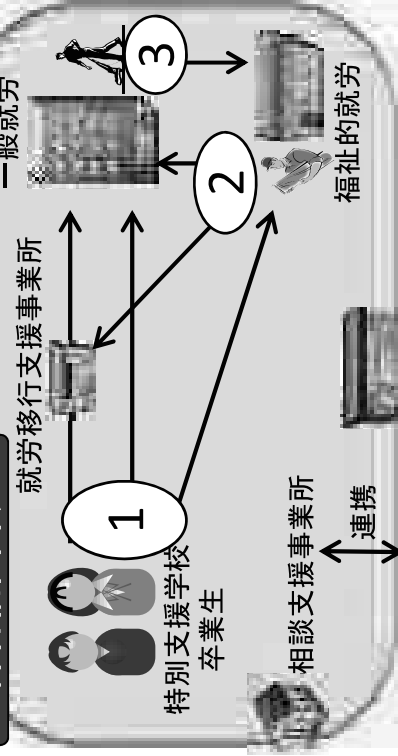
4 積算

$$4,709 \text{千円} \times 9 \text{か所} \times 1/2 = 21,191 \text{千円}$$

【施策の効果】

- 障害者が能力に応じた就労の場に移行できるようにするための支援を関係機関が連携して行うことにより、一般就労へ移行する障害者が増加するとともに、一般就労が困難な者についても、福祉的就労の場で適切な支援を受けながら働くことが可能となる。

障害福祉圏域



- ① 一般就労への移行に向けた長期的な支援計画の作成
- ② 就労継続支援事業等の利用者や事業所に働きかけ
- ③ 一般就労が困難となった者を福祉的就労の場へ誘導

8 障害者優先調達推進法について

(1) 調達方針の作成について

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、物品等の調達に関し、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための「調達方針」を作成しなければならないこととされている。

これは、法に定められた義務となっているにもかかわらず、都道府県においては、全都道府県において調達方針が作成されている一方で、市町村においては、調達方針が作成されていないため、調達実績がない市町村もある。

都道府県別の状況を見ると、管内全ての市町村が作成しているところもあるれば、作成率が低いところもある。調達方針の作成率は年々上昇しているものの、平成 30 年 3 月 31 日時点における調達方針の作成率は、市町村で 95.2%となっている。【関連資料 1】

調達方針の作成は、法に定められた義務であることから、地域に障害者就労施設等がない場合でも、例えば障害者就労施設等において生産されている災害用備蓄物品等を購入するなど、国及び地方公共団体等が自ら率先して障害者就労施設等からの物品等の調達を推進し、これを呼び水とすることにより、民間部門へも取組の輪を広げ、障害者就労施設等からの物品等に対する我が国全体の需要を推進することが重要であるとともに、様々な生産活動や就労の機会を得ることで、能力が高まり一般就労につながる障害者もいることから、調達方針の作成について徹底し、調達の推進に取り組んでいただきたい。

また、平成 28 年度から各都道府県の管内市町村の調達方針作成率を公表するとともに、調達方針未作成の自治体名についても厚生労働省のホームページに公表している。

なお、例年お願いしているところであるが、平成 31 年度（2019 年度）の調達方針については、今年度中に作成することが望ましいが、遅くとも 2018 年度の出納整理期間が終わる 2019 年 5 月には未作成の市町村も含めて作成できるよう、速やかな作成をお願いするとともに、2019 年度中に管内市町村の調達方針の作成率を 100%としていただきたい。

（参考 URL：平成 29 年度末現在の市町村ごとの調達方針作成状況）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/000451071.pdf>

(2) 障害者就労施設等からの調達促進について

① 平成 29 年度の調達実績について

平成 29 年度の都道府県における調達実績は、約 28 億円、市町村における調達実績は約 124 億円であり、国等も含めた合計では約 177 億円と、平成 28 年度から約 6 億円増加したところであり、障害者優先調達推進法施行後、4 年連続で増加している。【関連資料 2】

同法第 9 条第 5 項において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、会計年度が終了した後、遅滞なく障害者就労施設等からの調達実績の概要をとりまとめ公表することとされているので、遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、平成 30 年度分の調達実績については、可能な限り早期にとりまとめ、6 月中を目途に公表していただくようお願いしたい。公表に際しては、物品・役務の別や調達先の内訳など、少なくとも別添資料のような項目が公表されていることが望ましいので、ご参照の上、公表内容が分かりやすいものとなるよう努めていただきたい。【関連資料 3】

また、厚生労働省においても、障害者優先調達推進法に関する基本方針に基づき、都道府県、市町村及び地方独立行政法人における調達実績について把握し、概要をとりまとめ公表していることから、各都道府県の調達実績に加え、管内市町村及び地方独立行政法人の調達実績についても、各都道府県を通じて調査をお願いするので、引き続きご協力をお願いしたい。

② 全庁的な取組や更なる調達の推進について

平成 29 年度の国や都道府県等における障害者就労施設等からの調達実績は、全体で約 177 億円であり、平成 28 年度から約 6 億円増加しているものの、前年度よりも実績が落ちている自治体、実績が低い自治体や実績がない自治体も散見されるところである。

昨年 11 月に、「「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を踏まえた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の推進について」(平成 30 年 11 月 12 日障障発 1122 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長)においても依頼しているが、毎年作成する調達方針における目標を達成するなど引き続き障害者優先調達推進法に基づく取組を推進していただきたい。

また、昨年 12 月からは、国、都道府県だけでなく全市町村ごとの調達実績額や、国、都道府県、市町村等の担当・連絡先も厚生労働省のホームページにおいて公表しているので、実績額の多い市町村の取組なども参考に取組を進めていただきたい。

(参考 URL：市町村における調達実績額、担当窓口一覧)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02399.html

都道府県等における物品等の調達とは様々な分野で行われることから、調達の促進を図るためには、福祉部局だけではなく、契約主体となり得る全ての部局において積極的に発注に取り組むことが必要である。

各都道府県におかれては、出先機関等も含めた全庁的な調達の促進に取り組むことができるよう、調達推進体制の整備や調達事例の提供などに積極的に取り組んでいただくとともに、管内市町村等に対しても、全庁的な取組が行われるよう周知いただきたい。

また、平成 27 年度の工賃向上計画支援事業の共同受注窓口による受注促進支援として、特定非営利活動法人日本セルフセンターにおいて、就労継続支援 B 型事業所等が提供する物品等を紹介する全国版の共同受注窓口サイトであるナイスハートネットを開設し、厚労省のホームページにリンクを貼っているの、管内の市町村や事業所など、幅広く周知し、発注にあたり積極的に活用していただくとともに、全国の障害者就労施設等の情報に関しても厚生労働省のホームページにおいて参照可能としているので活用していただきたい。

(参考 URL : 全国共同受注窓口サイト)

<http://japan.nice-heart-net.jp/>

(障害者就労施設等情報)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_02816.html

③ 共同受注窓口の活用について

共同受注窓口については、基本方針において、契約上障害者就労施設等からの直接の調達とはならない場合であっても、結果的に障害者就労施設等が供給する物品等の調達となっている場合には、障害者就労施設等からの調達に準じて取り扱うこととされており、調達実績に含まれることとなる。

共同受注窓口は、量や質の担保のみならず、好事例の共有など、各事業所の質の向上にも資するものであり、工賃向上計画支援等事業の基本事業においても共同受注窓口を活用した品質向上支援に係る経費を補助対象としているので、積極的に活用いただきたい。

また、平成 28 年度から工賃向上計画支援等事業の特別事業において、共同受注窓口において自治体、障害関係団体、障害者就労施設、企業等による協議会を設置することにより、障害者就労施設が提供する物品等の情報提供体制の整備や、新たな官公需や民需の創出を図るための取組に対する支援を行う予算（補助率 10／10）を確保しているので、共同受注窓口の体制を強化するためにも、積極的に活用していただきたい。【関連資料 4】

なお、いくつかの自治体においては、共同受注窓口や特例子会社等についても地方自治法施行令第167条の2及び地方自治法施行規則第12条の2の3の規定に基づき、随意契約の対象とする認定の手続きをとっているので、参考にしていきたい。

④ 官公庁・自治体における取組事例等について

官公庁からの発注事例としては、報告書・冊子・ポスター等の印刷や、庁舎の雑草駆除等の役務に加え、公園管理等の業務委託や、イベント等で使用する備品等の購入、小型電子機器の再資源化処理の委託などが挙げられ、自治体では共同受注窓口を活用した取組や分割発注を行うなどの工夫を行って調達実績を上げているところもある。

また、平成29年3月に内閣府から、災害時用備蓄物品の障害者就労施設等からの優先調達への配慮を求められたところである【関連資料5】

厚生労働省のホームページでは、各省庁における優先調達事例や障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（印刷、ウエス、花卉、クリーニング、防災グッズ）や自治体の取組事例を掲載しているので、障害者就労施設等からの調達の促進にあたり参考にしていきたい。

各都道府県等におかれても、庁内における発注事例を収集し、各部局に情報提供するなどの取組をお願いしたい。

（参考URL：障害者優先調達推進法の推進にむけた自治体等の取組事例）
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000066983.html>

⑤ 「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」も踏まえた取組の推進について

「「公務部門における障害者雇用に関する基本方針」を踏まえた、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく取組の推進について」（平成30年11月12日障障発1122第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長）においても通知したところであるが、今後、障害者優先調達推進法の更なる推進に向けて、障害者就労施設等からの調達において創意・工夫等している取組なども順次情報提供していく予定であることから、各都道府県・市町村におかれても、調達方針において定めている目標達成に向けて、引き続き積極的に取り組んでいただくことをお願いしたい。【関連資料6】

市区町村の調達方針作成状況(平成28年度)

※平成29年3月31日時点

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	策定割合
全国計	1,741	1,623	118	93.2%
北海道	179	129	50	72.1%
青森県	40	39	1	97.5%
岩手県	33	29	4	87.9%
宮城県	35	32	3	91.4%
秋田県	25	21	4	84.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	50	9	84.7%
茨城県	44	44	0	100.0%
栃木県	25	25	0	100.0%
群馬県	35	33	2	94.3%
埼玉県	63	63	0	100.0%
千葉県	54	53	1	98.1%
東京都	62	53	9	85.5%
神奈川県	33	32	1	97.0%
新潟県	30	27	3	90.0%
富山県	15	15	0	100.0%
石川県	19	19	0	100.0%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	27	0	100.0%
長野県	77	77	0	100.0%
岐阜県	42	42	0	100.0%
静岡県	35	35	0	100.0%
愛知県	54	54	0	100.0%

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	策定割合
三重県	29	28	1	96.6%
滋賀県	19	17	2	89.5%
京都府	26	26	0	100.0%
大阪府	43	43	0	100.0%
兵庫県	41	38	3	92.7%
奈良県	39	34	5	87.2%
和歌山県	30	30	0	100.0%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	19	0	100.0%
岡山県	27	27	0	100.0%
広島県	23	23	0	100.0%
山口県	19	19	0	100.0%
徳島県	24	24	0	100.0%
香川県	17	17	0	100.0%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	34	0	100.0%
福岡県	60	60	0	100.0%
佐賀県	20	20	0	100.0%
長崎県	21	21	0	100.0%
熊本県	45	45	0	100.0%
大分県	18	18	0	100.0%
宮崎県	26	26	0	100.0%
鹿児島県	43	37	6	86.0%
沖縄県	41	27	14	65.9%

関連資料1

※障害福祉課調べ(各道府県を通じて集計)

※☐は調達方針の策定割合が80%未満

※市区町村には特別区を含む

市区町村の調達方針作成状況(平成29年度)

※平成29年5月31日時点

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	作成割合
全国計	1,741	1,219	522	70.0%
北海道	179	104	75	58.1%
青森県	40	28	12	70.0%
岩手県	33	25	8	75.8%
宮城県	35	15	20	42.9%
秋田県	25	15	10	60.0%
山形県	35	35	0	100.0%
福島県	59	45	14	76.3%
茨城県	44	29	15	65.9%
栃木県	25	18	7	72.0%
群馬県	35	20	15	57.1%
埼玉県	63	51	12	81.0%
千葉県	54	28	26	51.9%
東京都	62	35	27	56.5%
神奈川県	33	22	11	66.7%
新潟県	30	18	12	60.0%
富山県	15	11	4	73.3%
石川県	19	8	11	42.1%
福井県	17	17	0	100.0%
山梨県	27	24	3	88.9%
長野県	77	67	10	87.0%
岐阜県	42	41	1	97.6%
静岡県	35	31	4	88.6%
愛知県	54	44	10	81.5%

	対象市区町村	作成済み市区町村	未作成市区町村	作成割合
三重県	29	19	10	65.5%
滋賀県	19	4	15	21.1%
京都府	26	21	5	80.8%
大阪府	43	32	11	74.4%
兵庫県	41	25	16	61.0%
奈良県	39	34	5	87.2%
和歌山県	30	23	7	76.7%
鳥取県	19	19	0	100.0%
島根県	19	11	8	57.9%
岡山県	27	22	5	81.5%
広島県	23	16	7	69.6%
山口県	19	12	7	63.2%
徳島県	24	21	3	87.5%
香川県	17	12	5	70.6%
愛媛県	20	20	0	100.0%
高知県	34	12	22	35.3%
福岡県	60	38	22	63.3%
佐賀県	20	11	9	55.0%
長崎県	21	20	1	95.2%
熊本県	45	27	18	60.0%
大分県	18	15	3	83.3%
宮崎県	26	20	6	76.9%
鹿児島県	43	33	10	76.7%
沖縄県	41	21	20	51.2%

※障害福祉課調べ(各都道府県を通じて集計)

※☐は調達方針の策定割合が80%未満

※市区町村には特別区を含む

障害者優先調達推進法に基づく国等の取組状況

(平成25年度(法施行後)から平成29年度までの障害者就労施設等からの調達実績)

- 調達実績は、国、独法等、都道府県、市町村、地方独法の各合計額において、すべて前年度を上回る。
- 全体の合計額についても、法施行後、4年連続で増加。

(平成30年12月18日現在)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		増減 (28'→29')	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
国	2,628	5. 6億円	4,491	6. 38億円	4,878	6. 44億円	5,769	8. 17億円	5,875	8. 51億円	106	+0. 34億円
独立行政法人等	3,062	6. 9億円	4,474	8. 24億円	5,052	9. 96億円	5,819	10. 40億円	6,847	13. 15億円	1,028	+2. 75億円
都道府県	14,596	21. 4億円	18,368	25. 91億円	21,537	26. 71億円	23,640	25. 16億円	24,814	27. 51億円	1,174	+2. 35億円
市町村	43,481	86. 6億円	57,974	106. 05億円	68,613	110. 57億円	79,861	123. 85億円	95,288	124. 22億円	15,427	+0. 37億円
地方独立行政法人	1,150	2. 5億円	3,751	4. 67億円	2,783	3. 55億円	2,001	3. 57億円	85,080	3. 90億円	83,079	+0. 33億円
合 計	64,917	123. 0億円	89,058	151. 25億円	102,863	157. 23億円	117,090	171. 15億円	217,904	177. 29億円	100,814	+6. 24億円

関連資料2

171

平成30年度 〇〇県（〇〇市）（地方独立行政法人〇〇）における障害者就労施設等からの物品等の調達実績

調 達 先	物 品										役 務										合計 (物品＋役務)		うち 随意 契約			
	① 事務用品 書籍		② 食料品・飲料		③ 小物雑貨		④ その他の 物品		物品計		① 印刷		② クリーニング		③ 清掃・ 施設管理		④ 情報処理 テープ起こし		⑤ 飲食店等 の運営						⑥ その他の役務	
就労継続支援A型 就労継続支援B型 生活介護 障害者支援施設 地域活動支援センター 小規模作業所	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
									0	0									0	0						
共同受注窓口	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
									0	0									0	0						
特例子会社 重度多数雇用事業所 在宅就業障害者 在宅就業支援団体	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)	件数	金額 (円)
									0	0									0	0						
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 物品・役務の品目分類については、別紙の分類例を参照の上作成。

分類例

【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品・書籍	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	②食料品・飲料	パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、菓子類、飲料、コーヒー・茶、米、野菜、果物 など
	③小物雑貨	衣服・身の回り品・装身具、食器類、絵画・彫刻、木工品・金工品・刺繍品・陶磁器・ガラス製品、おもちゃ・人形、楽器、各種記念品、清掃用具、防災用品、非常食、花苗 など
	④その他の物品	机・テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック等上記以外の物品
役 務	①印刷	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書・冊子、名刺、封筒などの印刷
	②クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	③清掃・施設管理	清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理 など
	④情報処理・テープ起こし	ホームページ作成、プログラミング、データ入力・集計、テープ起こし など
	⑤飲食店等の運営	売店、レストラン、喫茶店 など
	⑥その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書の廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など

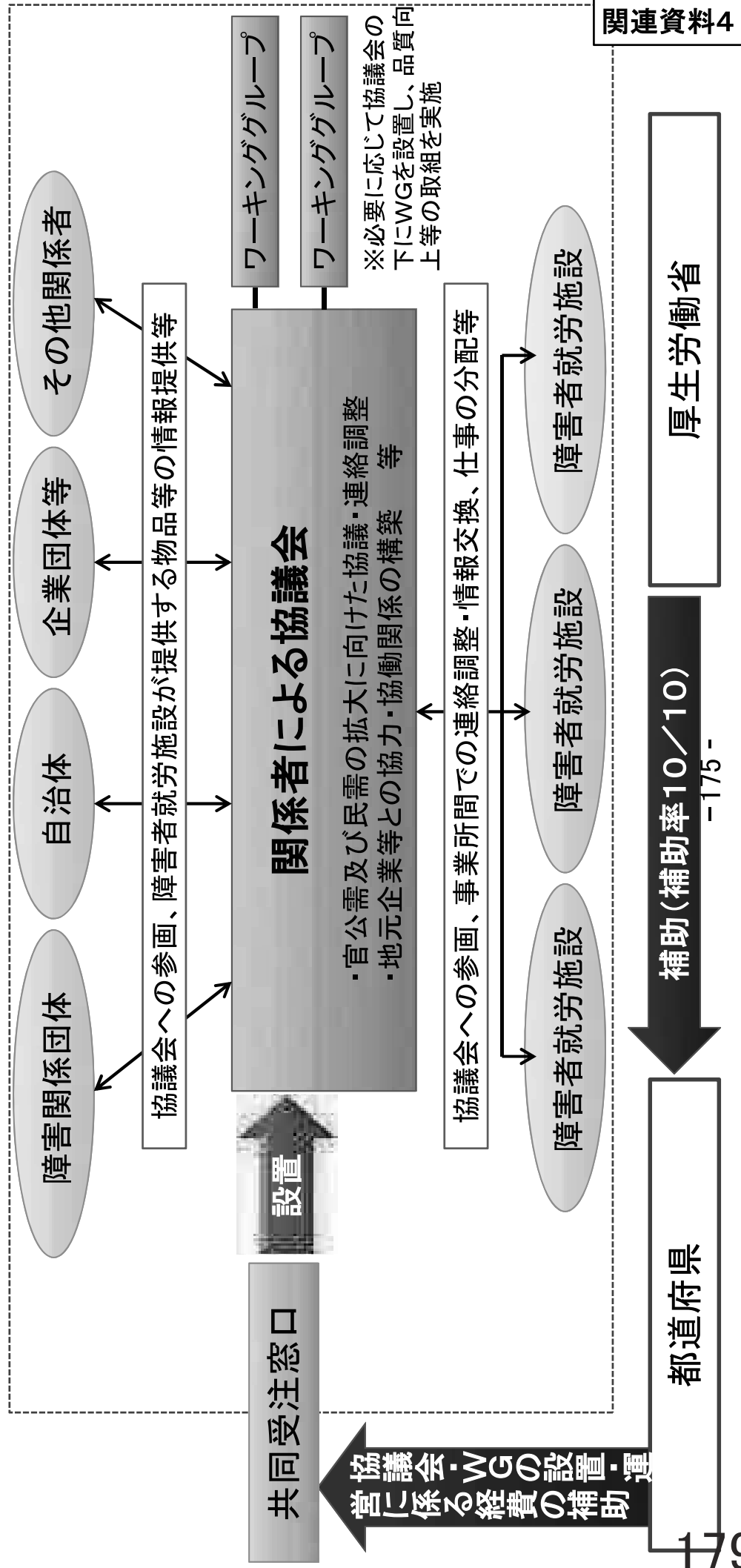
【調達先の分類】

a	就労継続支援A型・B型	障害者総合支援法第5条第14項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	就労移行支援	障害者総合支援法第5条第13項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	生活介護	障害者総合支援法第5条第7項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障害者支援施設	障害者総合支援法第5条第11項に規定する障害者支援施設。(就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る)
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第5条第27項に規定され、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
b	共同受注窓口	受注内容に対応可能な複数の障害福祉サービス事業所にあっせん・仲介する業務を行う。
c	特例子会社	障害者の雇用に特別の配慮をし、雇用される障害者数や割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障害者多数雇用事業所	重度身体障害者等を常時労働者として多数雇い入れるか継続して雇用している事業主。
	在宅就業障害者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体。

共同受注窓口による情報提供体制の構築

平成30年度予算額 359,513千円 → 平成31年度予算案 560,363千円
 差引増▲減額 +200,850千円
 (地域生活支援促進事業の内数)

- 共同受注窓口において、官公需や民需に係る関係者が参画する協議会を設置し、障害者就労施設等への発注拡大のための連絡調整や協議の場として活用するなど、障害者就労施設等が提供する物品等の情報提供等を行う体制を構築。
- 協議会では、官公需及び民需の拡大に向けて、地元企業等との協力・協働関係の構築を図ることにより、ワーキンググループや地元企業等との協働による製品開発、新たな官公需や民需の創出などを検討する(必要に応じて、協議会の下に専門家等で構成するWGを設置し、品質向上や販路拡大などにも取り組む)。



補助(補助率10/10)

府政防第251号

平成29年3月13日

厚生労働省大臣官房技術・国際保健総括審議官 殿

内閣府政策統括官（防災担当）

加藤 久喜

（公印省略）

災害時用備蓄物品に係る障害者就労施設等からの調達について（周知）

平素より、防災行政に格別の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成25年4月に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき、予算の適正な使用に留意しつつ、優先的に障害者就労施設等から物品を調達するよう努めなければならないとされているところです。

一方、各省各庁におかれましては、災害時（首都直下地震）における業務継続確保の観点から、必要な食料品等の備蓄物品の調達に取り組んでいるものと存じます。

厚生労働省では、別添のとおり、障害者就労施設等において生産されている災害用備蓄物品等の事例を取りまとめているので、御参照の上、今後、各省各庁における当該備蓄物品に係る障害者就労施設等からの優先的な調達について、特段の御配慮をお願い申し上げます。

以上

優先発注が可能な事業品目例

【 防災グッズ 】

調達可能な品目例

- 転倒防止・耐震固定器具／火災対策用品／OA機器対策用品／ガラス飛散防止フィルム／防災エプロン など
- 非常用持出袋(避難セット)／防災頭巾／ヘルメット／防煙マスク・防煙フード／救急セット／衛生用品／キャリーマット(担架)／救助用工具など
- 食糧・水保存食料各種／保存飲料水折りたたみポリ容器／非常用給水袋
- ハイパワー加熱セット／カセットコンロ／クイックコンロ／缶入り燃料など
- ラジオ／メガホン／照明・懐中電灯・ローソク・乾電池／簡易トイレ／衛生品／除菌・消臭剤
- 簡易筆談器／補聴器／バッテリーパック／テレビが聴けるラジオ(操作ボタンの点字表記、チャンネルの音声ガイドダンス)／視覚障害者用防災ベスト

生産品例



防災グッズ



保存用パン

事業所での作業の様子



防災グッズシヨールーム



保存用パン缶入れ

事業の背景

- 防災グッズ事業には、障害者が行う多様な作業があり、上記のような防災グッズ専用のシヨールームを持ち、全国のシェアの多くを占める事業所もあります。
その場合、商品販売にかかる受注作業・在庫管理・接客・発送業務等の一連の作業があります。
- 防災用の保存食(パン)製造においては、食品製造の一連の作業があり、食品製造の作業から、包装(缶入れ)作業や発送作業といった業務も多くあります。
- 防災グッズは、官公庁でも必要であり、市区町村や省庁において、職員用の備蓄や住民用の備蓄等多様なニーズも多く、優先調達に適している事業品目であると言えます。

発注にあたって

発注にあたっては、それぞれの事業所によって扱っているグッズが異なる場合があるため、事業所等に確認してください。

防災グッズ事業の優先調達事例

事業所の強みを活かして防災グッズ事業を開始。震災への備えから新たなニーズ開拓。

本事例のポイント

- 事業所に従来あった強みを活かして、新たな事業展開を進めた事例。
- 近年の防災意識の高まりから、今までになかった発注ニーズを生み出しています。

取組概要

- 新たな発想により新規の事業展開（防災グッズ）をスタートした。
- 事業所内のアセスメントを行い、事業所の強みを分析した上で、新たな事業展開を行うことが発注促進につながっています。

例①



パン工場を立ち上げ防災食料品を製造



自法人で作成した缶にパンを入れ保存する

例②



防災品展示センターを設置して、防災グッズを販売する。

新規事業
創設

新たなニーズ
の検討

事業所内の
アセスメント

新しい
優先調達
事例の
スタート

今後の発注促進に向けて

防災グッズはアイテム数が多く、保存食も含めたグッズは、製造から販売まで数多くの工程に分かれています。現在のニーズの高さを考えると、更に数多くの事業所が取り組める事業です。

障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するための取組

厚生労働省では、障害者優先調達推進法に基づく調達を一層促進するため、以下を実施。

- 厚生労働省ホームページにおいて以下を周知
 - 各省庁の取組事例（平成26年度から実施）
 - 障害者就労施設等での物品及び役務の提供例（平成26年度から実施）
 - 都道府県、市町村における取組事例（平成28年度から実施）
 - 調達方針の未作成市町村名の公表（平成28年度から実施）

- 上記に加え、「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）」も踏まえ、本年度から、次の取組を実施

➢ 新規 市町村ごとの調達実績額（平成29年度分）の公表※

※ 各省庁、都道府県ごとの調達実績額は平成26年度（平成25年度分）から実施済

➢ 新規 国、都道府県、市町村等の担当・連絡先の公表

➢ 新規 各省庁における調達方針及び調達方針に定める目標一覧の公表

- 今後、各機関において創意・工夫等している取組事例なども情報提供予定

【参考】 公務部門における障害者雇用に関する基本方針（抄）（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）

3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

(3) 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進

イ 障害者優先調達推進法に基づく、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進

- ・ 各府省は、障害者雇用の推進と併せ、障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組を推進する観点から、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に基づく障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を着実に推進する。
- ・ 具体的に、各府省は、調達方針において定めている目標の達成に向けて取り組む。また、厚生労働省は、各府省に対し、対象となる障害者就労施設等に関する詳細な情報や創意・工夫等している取組事例を提供する。1795の取組などにより各府省の調達の推進等に向けた取組を進める。

＜対策のポイント＞

地域の創意工夫による活動の計画づくりから農業者等を含む地域住民の就業の場の確保、農山漁村における所得の向上や雇用の増大に結びつける取組を総合的に支援し、農山漁村の活性化を推進します。

＜政策目標＞

- 都市と農山漁村の交流人口の増加（1,450万人［平成32年度まで］）
- 農村部の人口減の抑制（2,151万人を下回らない［平成37年度］）

＜事業の内容＞

1. 農山漁村普及啓発対策

農山漁村のコミュニティ機能の向上と都市農業の振興を通じた都市と農山漁村の交流や定住の促進のため、都市と農山漁村の双方から「農山漁村を知ってもらう」機会の創出のための活動計画づくりや、ICTを活用した定住条件の強化に向けた取組、都市農業の多様な機能の発揮のための取組を支援します。

- ① 地域活性化対策 ② 都市農業機能発揮対策

2. 農山漁村交流対策

増大するインバウンド需要の呼び込みや都市と農山漁村との交流促進のため、地域資源を活用した観光コンテンツを創出し、「農泊」をビジネスとして実施できる体制を有した地域の創出、福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入などの取組を支援します。

- ① 農泊推進対策 ② 農福連携対策

3. 農山漁村定住促進対策

農山漁村における定住の促進、所得の向上や雇用の増大を図るため、生産施設等の整備や山村の特色ある地域資源の商品化・販売促進等の取組を支援します。

- ① 山村活性化対策 ② 農山漁村活性化整備対策

＜事業の流れ＞

- 1 ①から③①までの事業を実施する場合

定額、1/2等



- 3 ②の事業を実施する場合

1/2等

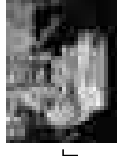


＜事業イメージ＞

普及啓発

地域活性化対策

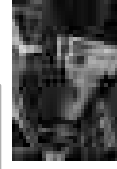
農山漁村が持つ豊かな自然や「食」を活用した地域の活動計画づくりや実践活動、ICTを活用するモデル構想の策定・試行、優良事例や農業遺産のPR活動等を支援します。



ブランド化に向けた専門家からの助言

都市農業機能発揮対策

農業体験や交流の場の提供など、都市農業の多様な機能を発揮する取組のほか、農地の周辺環境対策や災害時の避難地としての活用を支援します。

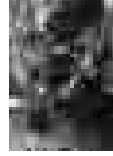


マルシェの開催

交流

農泊推進対策

「農泊」をビジネスとして実施できる体制の整備、観光コンテンツの磨き上げや滞在施設の整備等を一体的に支援するとともに、全国の農泊の取組の国内外へのPR等を支援します。



インバウンド受入体制の整備

農福連携対策

福祉農園等の整備による障害者や生活困窮者等の受入、農業経営体の障害者受入をサポートする人材育成等の取組等を支援します。



障害者に対する農業技術の指導

定住促進

山村活性化対策

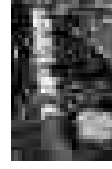
地域の農林水産物等の山村の特色ある地域資源の潜在力を活用するため、地域資源の商品化や販売促進等の取組を支援します。



地域産品の加工・商品化

農山漁村活性化整備対策

市町村等が作成する活性化計画に基づき、農山漁村における定住、所得の向上や雇用の増大を図るために必要な生産施設等の整備を支援します。



農産物直売施設

【お問い合わせ先】

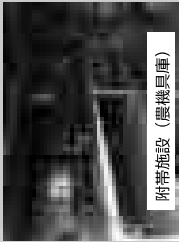
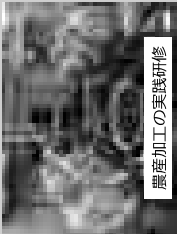
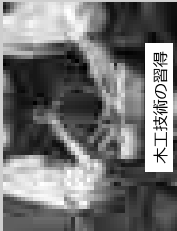
- (1の事業) 農村振興局農村計画課 (03-6744-2203)
- (2の事業) 農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
- (3の事業) 農村振興局地域整備課 (03-3501-0814)

農山漁村振興交付金（農福連携対策）

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/shinko_kouhukin.html

※本資料は、平成31年度政府予算原案に基づいて整理したものであるため、成立した予算の内容に応じて変更があり得ることに御留意ください。

○農福連携は、障害者等の農業分野での活躍を通じて、自信や生きがいを創出し社会参画を促す取組であり、農福連携の推進により、農業の振興と農村の維持・発展、障害者の自立を図り、障害者と健常者のお互いが尊重し合う持続可能な共生社会をめざしている。

社会福祉法人等が福祉農園を整備するための支援 ※下線部は平成31年度拡充内容 ○事業実施主体：社会福祉法人、特定非営利活動法人、民間企業等 ○支援対象：障害者、生活困窮者、高齢者（要介護認定者）	○福祉農園（休憩所、農機具庫、給水施設等の附帯施設含む）の新設、補修又は改修、加工・販売施設の整備を支援。 ○事業期間：1年間 ○交付率：1/2 ○助成額上限額 ①簡易整備型：200万円 ②高度営農型：500万円 ③6次産業導入型：1,000万円 ④介護・機能維持型：400万円		○農業経営体が障害者等を受け入れるための支援 ○事業実施主体：地域協議会 ○支援対象：障害者、生活困窮者		
	○福祉と連携した農林水産業に関わる活動において、障害者や生活困窮者等が働きやすくなるために実施する農業技術習得の研修、分業体制の構築、作業手順のマニュアル作成等を支援（新たに水福・林福連携の取組を支援）。 ○事業期間：2年間 ○交付率：定額（助成額上限150万円）		○就農等を希望する障害者や生活困窮者を農業経営体が受入れて研修を行う取組並びに分業体制の構築及び作業マニュアルの作成を行う取組を支援。 ○事業実施期間：2年間 ○交付率：定額（助成上限額：200万円）		
農福連携整備事業 （ハード対策）	 福祉農園（水耕栽培ハウス）	 附帯施設（農機具庫）	 加工処理施設	 休憩所の整備	 トイレの整備
農福連携支援事業 （ソフト対策）	 農産加工の実践研修	 杜鰍養殖籠の補修	 木工技術の習得	 栽培技術習得研修	 作業マニュアル
農福連携人材育成 支援事業	1.農業版ジョブコーチ育成・派遣支援事業 ・農業経営体が障害者を雇用等により受け入れる際、障害特性を踏まえた作業指示や配慮事項等をアドバイスし、障害者の職場定着を支援する人材（農業版ジョブコーチ）の育成及び派遣を行う取組を支援。 2.施設外就労コーディネーター育成支援事業 ・障害者就労施設等による農作業請負（施設外就労）のマッチングを支援する人材（施設外就労コーディネーター）の育成を行う取組を支援。 ○事業実施主体：社会福祉法人、民間企業等 ○事業期間：2年間 ○交付率：定額（1、2とも助成上限額は400万円）				